

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印 刷発行人 神 戸 市 長 発行日毎 週 火 曜 日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担 規則の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	1
規則	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び神 戸市公印規則の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	5
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する 訓令	行財政局業務改革課	37
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(東二郎 上自治会)	地域協働局地域活性課	151
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第11条の2第1項第1号の規定に基づく事務の委託	福祉局監査指導部	152
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定 (公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団)	行財政局税務部市民税 課	153
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	154
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	155
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	156
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	157
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	158
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(河原自 治会)	地域協働局地域活性課	159
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	160
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(ホームセンターコーナン名谷店)	 経済観光局経済政策課 	169
公告	都市公園の設置(流通業務団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	171
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1 項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	172
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市西区伊川谷町有瀬)	都市局都市計画課	173
公告	令和5年度行政機関等匿名加工情報等の提供制度に係る提 案募集	市長室市民情報サービス 課	174
区役所	区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	地域協働局区役所課	178
水道局	水道料金等の電子取引データの訂正及び削除の防止に関 する事務処理規程	水道局営業課	197

種類	件名	所管部署	ページ
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	200
交通局	交通局副局長等専決規程	交通局経営企画課	201
交通局	交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部 を改正する規程	交通局経営企画課	210
教育委員 会	教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務 部総務課	216
選挙管理 委員会	市選管委員長選任告示	選挙管理委員会事務局	247
選挙管理 委員会	市選管委員長代理指定告示	選挙管理委員会事務局	248

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正 する規則

(市長の職務の代理に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市長の職務の代理に関する規則(平成元年11月規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (市長の職務を代理する副市長の順 (市長の職務を代理する副市長の順 序) 序) 第1条 地方自治法 (昭和22年法律 第1条 地方自治法(昭和22年法律 第67号。以下「法」という。) 第152 第67号。以下「法」という。) 第152 条第1項の規定により、市長の職務 条第1項の規定により、市長の職務 を代理する副市長の順序は、次のと を代理する副市長の順序は、次のと おりとする。 おりとする。 (1)、(2) 「略] (1)、(2) 「略] (3) 第3順位 副市長 黒田慶子

(副市長事務分担規則の一部改正)

所管に属する事務は、今西副市長及

び小原副市長が共同して所掌する。

第2条 副市長事務分担規則 (平成25年11月規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、 次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、	、当該改正後部分を加える。						
改正後	改正前						
(事務分担)	(事務分担)						
第2条 副市長は、次の各号に掲げる	第2条 副市長は、次の各号に掲げる						
副市長の区分に応じ、当該各号に定	副市長の区分に応じ、当該各号に定						
める事務を担任する。	める事務を担任する。						
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]						
(3) 黒田副市長 局室区(前2号及							
び次項に掲げる局、室及び区役所							
をいう。)に係るSDGsに立脚							
した政策の企画及び立案並びに実							
施に関する事務並びにSDGsの							
視点を踏まえた市役所改革の推進							
に関する事務							
2 市長室、企画調整局及び区役所の	2 市長室、企画調整局及び区役所の						

所管に属する事務は、両副市長が共

同して所掌する。

(合議)

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、全副市長の決裁を経なければならない。

 $(1) \sim (7)$ 「略]

2 「略]

(事故ある場合等の事務処理)

- 第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担任事務は小原副市長が、小原副市長に事故があるとき、又は小原副市長が欠けたときはその担任事務は今西副市長が、黒田副市長が欠けたときはその担任事務は今西副市長があるとき、又は2人の副市長が欠けたときはそれらの担任事務は他の副市長が処理する。
- 2 全副市長に事故がある場合において、緊急その他急施を要するときは、次の区分により事務を処理することができる。

(1)、(2) 「略]

3 <u>全副市長</u>が欠けたときは、副市長 の専決事項については、重要なもの (合議)

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、<u>両副市長</u>の決裁を経なければならない。

 $(1) \sim (7)$ 「略]

2 [略]

(事故ある場合等の事務処理)

第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担任事務は小原副市長が、小原副市長に事故があるとき、又は小原副市長が欠けたときはその担任事務は今西副市長がそれぞれ処理する。

2 両副市長に事故がある場合において、緊急その他急施を要するときは、 次の区分により事務を処理すること ができる。

(1)、(2) 「略]

3 両副市長が欠けたときは、副市長の専決事項については、重要なもの

は市長の決裁を受け、その他のものは部局の長が代行する。

は市長の決裁を受け、その他のものは部局の長が代行する。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則(市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
目次	目次						
第1章 [略]	第1章 [略]						
第2章 保健所長に対する委任(第	第2章 保健所長に対する委任(第						
2条一 <u>第46条</u>)	2条一 <u>第45条</u>)						
第3章 児童相談所長に対する委任	第3章 児童相談所長に対する委任						
(<u>第47条・第48条</u>)	(<u>第46条・第47条</u>)						
第4章 局室区長に対する委任	第4章 局室区長に対する委任						
第1節 区長に対する委任(<u>第49条</u>	第1節 区長に対する委任(<u>第48条</u>						
<u>一第55条</u>)	<u>一 第 54条</u>)						
第2節 局室長に対する委任 (<u>第</u>	第2節 局室長に対する委任 (<u>第</u>						

55条の2-第55条の8)

- 第3節 補則(第56条・第56条の2)
- 第5章 福祉事務所長に対する委任 (第57条一第71条)
- 第6章 事業所長等に対する委任
 - 第1節 第1類事業所長に対する委任(第72条一第72条の5)
 - 第2節 第2類事業所長に対する 委任(<u>第73条</u>一第73条の <u>5</u>)
 - 第3節 補則(第74条・第75条)
- 第7章 水道事業管理者に対する委任 (第76条・第77条)
- 第8章 交通事業管理者に対する委 任 (<u>第78条・第79条</u>)
- 第9章 水道事業管理者、交通事業 管理者及び教育長に対する 委任(<u>第80条</u>)

(予防接種法に規定する事務の委任)

第3条 地域保健法第9条の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)<u>第5条</u>第1項並びに第6条第1項及び第3項に規定する予防接種の実施に関する事務は、保健所長に委任する。

54条の2一第54条の5)

- 第3節 補則(第55条・第55条の2)
- 第5章 福祉事務所長に対する委任 (第56条一第70条)
- 第6章 事業所長等に対する委任
 - 第1節 第1類事業所長に対する委任(<u>第71条</u>-第71条の5)
- 第2節 第2類事業所長に対する委任(<u>第72条一第72条の</u>5)
 - 第3節 補則 (第73条・第74条)
- 第7章 水道事業管理者に対する委任 (第75条・第76条)
- 第8章 交通事業管理者に対する委任 (第77条・第78条)
- 第9章 水道事業管理者、交通事業 管理者及び教育長に対する 委任(第79条)

(予防接種法に規定する事務の委任)

第3条 地域保健法第9条の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号) 第3条第1項並びに第6条第1項及び第3項に規定する予防接種の実施に関する事務は、保健所長に委任する。

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条おいて「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下この条において「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

 $(1) \sim (7)$ 「略]

(精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律に規定する事務の委任)

- 第46条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。
 - (1) 法第22条の規定による申請の受理に関すること。
 - (2) 法第23条から第26条まで及び第26条の3の規定による通報の受理に関すること。
 - (3) 法第26条の2の規定による届出

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条おいて「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

 $(1) \sim (7)$ 「略]

- の受理に関すること。
- (4) 法第27条第1項及び第2項の規 定による指定医による診察に関す ること。
- (5) 法第28条第1項の規定による診 察の通知に関すること。
- (6) 法第29条の規定による措置入院 に関すること。
- (7) 法第29条の2の規定による緊急 措置入院に関すること。
- (8) 法第29条の2の2の規定による 措置入院のための移送に関するこ と。
- (9) 法第29条の4の規定による措置 入院の解除に関すること。
- (10) 法第29条の5の規定による届 出の受理に関すること。
- (11) 法第31条の規定による費用の 徴収に関すること。
- (12) 法第34条第1項及び第2項の 規定による医療保護入院のための 移送に関すること。
- (13) 法第34条第3項の規定による 応急入院のための移送に関するこ と。
- (14) 法第40条の規定による仮退院 の許可に関すること。

第3章 児童相談所長に対する 第3章 児童相談所長に対する

委任

第47条~第51条 [略]

(介護保険に関する事務の委任)

- 第52条 地方自治法第153条第1項の 規定に基づき、次に掲げる介護保険 に関する事務は、区長に委任する。
 - (1) 「略]
 - (2) 保険給付(介護保険法第21条第 3項の規定による損害賠償金の徴 収及び収納に関する事務の委託に 関すること、基準該当居宅サービス 及び基準該当居宅介護支援の認定 に係る基準に関すること並びに同 法第41条第10項(同法第42条の2第 9項、同法第46条第7項、同法第 48条第7項、同法第51条の3第8 項、同法第53条第7項、同法第54条 の2第9項、同法第58条第7項及び 同法第61条の3第8項において準 用する場合を含む。)の規定による 審査及び支払に関する事務の委託 に関することを除く。) に関するこ と。
 - (3)、(4) [略]

第53条、第54条 [略]

(その他の事務の区長に対する委 任)

<u>第55条</u> 前各条に定めるもののほか、

委任

第46条~第50条 「略]

(介護保険に関する事務の委任)

- 第51条 地方自治法第153条第1項の 規定に基づき、次に掲げる介護保険 に関する事務は、区長に委任する。
 - (1) 「略]
 - (2) 保険給付(介護保険法(平成9年 法律第123号) 第21条第3項の規定 による損害賠償金の徴収及び収納 に関する事務の委託に関すること、 基準該当居宅サービス及び基準該 当居宅介護支援の認定に係る基準 に関すること並びに同法第41条第 10項(同法第42条の2第9項、同法 第46条第7項、同法第48条第7項、 同法第51条の3第8項、同法第53条 第7項、同法第54条の2第9項、同 法第58条第7項及び同法第61条の 3 第 8 項において準用する場合を 含む。)の規定による審査及び支払 に関する事務の委託に関すること を除く。)に関すること。
 - (3)、(4) [略]

第52条、第53条 [略]

(その他の事務の区長に対する委 任)

第54条 前各条に定めるもののほか、

地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

- $(1) \sim (4)$ [略]
- (5) 契約の締結 (締結した契約の変 更及び解除を含む。)に関すること。 (神戸市公有財産規則第5条で定 めるもの及び不動産の借入れを除 く。)
- (5の2) 契約の締結に関するものの ほか、配分した歳出予算の執行に関 すること。
- $(6) \sim (28)$ 「略]

(局室長に対する事務の委任)

第55条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第208条第1項に規定する危機管理監、神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)第1条に規定する局の長、市長室長、会計室長及び消防局長をいう。以下同じ。)に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

- $(1) \sim (7)$ [略]
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政 令第16号。以下次号までにおいて

地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1)~(4) 「略]

- (5) 配分した歳出予算の執行に関す ること。
- $(6) \sim (28)$ 「略]

(局室長に対する事務の委任)

第54条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長(神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)第1条に規定する局及び室、会計室並びに消防局の長をいう。以下同じ。)に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

 $(1) \sim (7)$ [略]

「令」という。)第167条の2第1 項第1号に基づく契約の締結(締 結した契約の変更及び解除を含 む。以下第11号までにおいて同 じ。)で次に掲げるものに関する こと。

- ア 令別表第5の1の項から5の項 までに定めるもので、神戸市契約 規則(昭和39年3月規則第120号) 第25条の2第1項に規定する額 を超えないもの(神戸市公有財産 規則第5条に定めるもの及び不 動産の借入れを除く。)
- イ 令別表第5の6の項に定めるも ののうち、その他請負契約(工事 又は製造の請負以外の請負契約 で、次のいずれかに該当するもの をいう。)
 - (ア) 運送
 - (イ) 物品又は機械設備の修理
 - (ウ) 測量及び地質調査
 - (エ) 洗濯、樹木せん定、草刈り 又は清掃
 - (オ)上記(ア)から(エ)までに 掲げるもののほか、請負の目 的、方法及び程度等が具体的 に、かつ、一義的に明示されて いる契約

- (9) 令第167条の2第1項第2号から第5号までに掲げる契約の締結に関すること(訓令で定めるものに限る。)。
- (10) 委託契約(本市の事務事業の処理を相手方にゆだねる契約であり、その対価として本市に支出を伴うものをいう。ただし、請負や調達により処理できないものに限る。)及び受託契約(業務の履行を本市が行う契約であり、その対価として本市に収入を伴うものをいう。)の締結に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 1件3億円超の工事委託契約及び工事受託契約
- イ 1件4,000万円超の工事委託契 約以外の委託契約及び工事受託契 約以外の受託契約
- (11) 労働者派遣事業の適切な運営 の確保及び派遣労働者の保護等に 関する法律(昭和60年法律第88号) に規定する労働者派遣契約の締結 に関すること。
- (12) 指定管理者との公の施設の管理に係る協定の締結に関すること (前条において区長に委任するものを除く。)。

2 局室長は、前項第1号から第7号 までの規定により委任された事務 を、神戸市公有財産規則第17条及び 第18条に定める公有財産の管理に関 する事務の規定に従い、それぞれ受 任する。

(行財政局長に対する事務の委任)

- 第55条の3 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、行財政局長に委任する。
 - $(1) \sim (12)$ 「略]
 - (13) 地方公務員法第34条第2項の 規定による職務上の秘密に属する 事項を発表する場合の許可に関す ること。
 - (14) [略]
 - (15) 神戸市契約規則(以下第20号までにおいて「規則」という。)第3 条及び第3条の2に規定する一般 競争入札の参加者の資格に関する こと。
 - (16) 規則第8条の規定による入札 保証金の納付に代わる担保の提供 に関すること。
 - (17) 規則第24条の規定による契約 保証金の納付に関すること。
 - (18) 規則第25条の規定による契約 保証金の免除に関すること。

2 局室長は、前項の規定により委任 された事務を、神戸市公有財産規則 (昭和44年10月規則第43号の2) 第 17条及び第18条に定める公有財産の 管理に関する事務の規定に従い、そ れぞれ受任する。

(行財政局長に対する事務の委任)

- 第54条の3 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、行財政局長に委任する。
 - $(1) \sim (12)$ 「略]

(13) [略]

- (19) 規則第25条の2の規定による 随意契約内容の公表に関すること。
- (20) 規則第27条の4(同条第3項を 除く。)の規定による一般競争入札 に係る認定の特例等に関すること。 (環境局長に対する事務の委任)
- 第55条の4 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、環境局長に委任する。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(昭和45年法律第137号。以下 第16号までにおいて「法」という。) 第8条第1項の規定による一般廃 棄物処理施設の設置及び第9条第 1項の規定による変更の許可に関 すること。
 - (2) 法第8条の2第4項の規定によ る一般廃棄物処理施設の許可の条 件の付与に関すること。
 - (3) 法第8条の2第5項(法第9条 第2項において準用する場合を含 む。)の規定による一般廃棄物処理 施設の使用前の検査に関すること。
 - (4) 法第8条の2の2第1項の規定 による一般廃棄物処理施設の定期 検査に関すること。
 - (5) 法第9条第3項の規定による一 般廃棄物処理施設の軽微な変更等

に係る届出に関すること。

- (6) 法第9条の2の4第1項の規定 による熱回収の機能を有する一般 廃棄物処理施設の認定に関するこ と。
- (7) 法第9条の5の規定による一般 廃棄物処理施設の譲受け等に係る 許可に関すること。
- (8) 法第9条の6の規定による一般 廃棄物処理施設の設置者の合併及 び分割の認可に関すること。
- (9) 法第9条の7の規定による一般 廃棄物処理施設の設置者の相続に 係る届出に関すること。
- (10) 法第15条第1項の規定による 産業廃棄物処理施設の設置及び法 第15条の2の6第1項の規定によ る変更の許可に関すること。
- (11) 法第15条の2第4項の規定に よる産業廃棄物処理施設の許可の 条件の付与に関すること。
- (12) 法第15条の2第5項(法第15条 の2の6第2項において準用する 場合を含む。)の規定による産業廃 棄物処理施設の使用前の検査に関 すること。
- (13) 法第15条の2の2第1項の規 定による産業廃棄物処理施設の定

期検査に関すること。

- (14) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の軽微な変更に係る届出に関すること。
- (15) 法第15条の3の3第1項の規 定による熱回収の機能を有する産 業廃棄物処理施設の認定に関する こと。
- (16) 法第15条の4において準用する法第9条の5の規定による産業 廃棄物処理施設の譲受け等に係る 許可に関すること。
- (17) 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号)第5条第 1項の規定による特定施設の設置 及び第8条第1項の規定による変 更に係る許可に関すること。
- (18) 神戸市土砂の埋立て等による 不適正な処理の防止に関する条例 (令和2年6月条例第10号。以下第 22号までにおいて「条例」という。) 第8条の規定による特定事業の許 可及び第16条第1項の規定による 変更に係る許可に関すること。
- (19) 条例第16条第3項の規定によ る軽微な変更に係る届出に関する こと。

- (20) 条例第24条第1項の規定による特定事業の廃止に係る届出及び 同条第2項の規定による報告の受 理並びに同条第3項の規定による 通知に関すること。
- (21) 条例第25条において準用する 条例第24条第1項の規定による特 定事業の完了に係る届出及び同条 第2項の規定による報告の受理並 びに同条第3項の規定による通知 に関すること。
- (22) 条例第26条第1項の規定によ る特定事業譲受けに係る許可に関 すること。
- (23) 神戸市太陽光発電施設の適正 な設置及び維持管理に関する条例 (平成30年12月条例第14号。以下第 29号までにおいて「条例」という。) 第8条第1項の規定による特定事 業の実施及び第10条第1項の規定 による特定事業計画の変更に係る 許可に関すること。
- (24) 条例第10条第2項の規定によ る特定事業計画の変更に係る届出 に関すること。
- (25) 条例第11条第1項の規定による特定施設の設置の完了に係る検査及び同条第2項の規定による通

知に関すること。

- (26) 条例第13条第1項の規定によ る区域外における特定事業の実施 及び第14条第1項の規定による計 画変更に係る届出に関すること。
- (27) 条例第15条の規定による区域 外における特定施設の設置完了届 出に関すること。
- (28) 条例第17条の規定による特定 施設の廃止に係る届出に関するこ と。
- (29) 条例第18条第3項の規定によ る特定事業の承継に係る届出に関 すること。
- (30) 土壤汚染対策法施行規則(平成 14年環境省令第29号)第3条第3項 の規定による土壌汚染状況調査に おける特定有害物質の種類の通知 に関すること。

(建設局長に対する事務の委任)

第55条の5 地方自治法第153条第1 | 第54条の4 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、建設局長に委任する。

(1)~(43) [略]

(都市局長に対する事務の委任)

第55条の6 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、都市局長に委任する。

(建設局長に対する事務の委任)

項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、建設局長に委任する。

 $(1) \sim (43)$ [略]

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100 号)第47条第5項の規定による開発 登録簿の閲覧及び写しの交付に関 すること。
- (2) 都市計画法第58条の2第1項及 び第2項の規定による地区計画の 区域内における行為の届出に関す ること。
- (3) 都市再生特別措置法(平成14年 法律第22号)第88条第1項及び第2 項、第108条第1項及び第2項並び に第108条の2第1項の規定による 神戸市都市空間向上計画(立地適正 化計画)の区域内における行為の届 出に関すること。
- (4) 生産緑地法(昭和49年法律第68 号)第8条第2項の規定による生産 緑地地区内における行為の許可、同 条第3項の規定による条件の付与 及び同条第7項の規定による助言 又は勧告に関すること。
- (5) 流通業務市街地の整備に関する 法律(昭和41年法律第110号)第5 条第1項ただし書の規定による流 通業務地区内における施設の建設 等に係る許可に関すること。
- (6) 景観法(平成16年法律第110号。 以下第12号までにおいて「法」とい

- う。) 第16条第1項及び第2項の規 定による景観計画区域内における 行為に係る届出に関すること。
- (7) 法第16条第3項の規定による勧告及び神戸市都市景観条例(令和3年12月条例第25号。以下第22号までにおいて「条例」という。)第14条第2項の規定による公表に関すること。
- (8) 法第16条第5項の規定による通 知に関すること。
- (9) 法第16条第6項の規定による国 の機関又は地方公共団体との協議 に関すること。
- (10) 法第17条第1項の規定による 行為の変更命令等及び条例第15条 第1項の規定による意見の聴取に 関すること。
- (11) 法第17条第5項の規定による 原状回復又は必要な措置の命令に 関すること。
- (12) 法第18条第2項の規定による 行為の着手の制限期間の短縮に関 すること。
- (13) 条例第12条の規定による行為 の届出に対する通知に関すること。
- (14) 条例第13条第1項の規定による行為の届出に係る助言及び指導

に関すること。

- (15) 条例第14条第1項の規定によ る意見の聴取に関すること。
- (16) 条例第15条第2項の規定によ る処分の公表に関すること。
- (17) 条例第32条第3項及び第5項 の規定による指定景観資源の現状 変更に係る届出に関すること。
- (18) 条例第33条の規定による指定 景観資源に係る助言及び指導に関 すること。
- (19) 条例第34条の規定による指定 景観資源に係る報告の徴収に関す ること。
- (20) 条例第35条の規定による所有 者の変更の届出に関すること。
- (21) 条例第39条第1項の規定による保存活用計画を定めた場合における行為の許可及び同条第4項の規定による条件の付与に関すること。
- (22) 条例第39条第5項の規定によ る保存活用計画の現状変更等に係 る行為の停止命令又は許可の取消 しに関すること。
- (23) 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号)第11条及び神戸市

地区計画及びまちづくり協定等に 関する条例施行規則(昭和57年2月 規則第78号)第6条の規定によるま ちづくり協定に係る地区内におけ る行為の届出に関すること。

- (24) 神戸市地区計画及びまちづく り協定等に関する条例第12条第1 項の規定による協議及び同条第2 項の規定による意見の聴取に関す ること。
- (25) 神戸市地区計画及びまちづく り協定等に関する条例施行規則第 7条の規定による行為の完了、中止 又は廃止の届出に関すること。 (建築住宅局長に対する事務の委
- 任) 第55条の7 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務
 - は、建築住宅局長に委任する。
 - (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条、第37条第2項、第38条第3項及び第39条第2項の規定による公示に関すること。
 - (2) マンションの建替え等の円滑化 に関する法律(平成14年法律第78 号。以下第10号までにおいて「法」 という。) 第11条第1項及び第170

- 条第1項の規定による事業計画の 縦覧に関すること。
- (3) 法第14条第3項及び第49条第3 項の規定による図書の縦覧に関す ること。
- (4) 法第25条第1項の規定による届 出及び第2項の規定による公告に 関すること。
- (5) 法第41条の2第4項の規定によ る意見申述に関すること。
- (6) 法第42条の規定による決算報告 書の承認に関すること。
- (7) 法第53条第1項の規定による審 査委員の選任の承認に関すること。
- (8) 法第101条第2項、第163条第2項及び第216条第2項の規定による協力要請に関すること。
- (9) 法第112条の規定による決議の 届出に関すること。
- (10) 法第114条第1項の規定による 報告の徴収に関すること。
- (11) マンションの建替え等の円滑 化に関する法律施行令(平成14年政 令第367号) 第16条において準用す る第14条第3項の規定による審査 委員の解任の承認に関すること。
- (12) 住宅確保要配慮者に対する賃 貸住宅の供給の促進に関する法律

- (平成19年法律第112号。以下第19 号までにおいて「法」という。)第 13条の規定による登録簿の閲覧に 関すること。
- (13) 法第22条の規定による報告の 徴収に関すること。
- (14) 法第25条第1項の規定による 指定登録機関の指定に関すること。
- (15) 法第28条第1項及び第3項並 びに第34条第2項の規定による公 示に関すること。
- (16) 法第28条第2項の規定による 届出に関すること。
- (17) 法第30条第1項の規定による 登録事務規程の認可に関すること。
- (18) 法第33条第1項の規定による 報告の要求、立入検査又は質問に関 すること。
- (19) 法第39条の規定による助言その他の援助に関すること。
- (20) マンションの管理の適正化の 推進に関する法律(平成12年法律第 149号。以下第22号までにおいて 「法」という。)第5条の8の規定 による報告の徴収に関すること。
- (21) 法第 5 条の12第 1 項の規定に よる法人の指定に関すること。
- (22) 法第92条の2の規定による協

力要請に関すること。

- (23) 所有者不明土地の利用の円滑 化等に関する特別措置法(平成30年 法律第49号。以下第28号までにおい て「法」という。)第42条(法第51 条第2項において準用する場合を 含む。)の規定による命令又は相続 財産清算人の選任の請求に関する こと。
- (24) 法第47条第1項の規定による 法人の指定、同条第2項及び第4項 の規定による公示並びに同条第3 項の規定による届出に関すること。
- (25) 法第49条第1項の規定による 報告の徴収及び同条第2項の規定 による措置の命令に関すること。
- (26) 法第49条第3項の規定による 指定の取消し及び同条第4項の規 定による公示に関すること。
- (27) 法第51条第1項の規定による 要請及び同条第3項の規定による 通知に関すること。
- (28) 法第53条第2項の規定による 職員派遣の要請に関すること。
- (29) 建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第12条第8項の規定による 台帳の整備及び保存に関すること。
- (30) 建築基準法第93条の2の規定

による書類の閲覧に関すること。

- (31) 神戸市民の住環境等をまもり そだてる条例(平成6年3月条例第 51号。以下第35号までにおいて「条 例」という。)第16条第1項の規定 による紛争の調整並びに同条第2 項の規定による出頭の要求、意見の 聴取及び資料の提出要求に関する こと。
- (32) 条例第35条の2第1項の規定 による計画策定に関すること。
- (33) 条例第35条の3から第35条の 5までの規定による近隣住環境計画の策定及び策定に係る申請、協議、意見の聴取、告示その他の手続に関すること。
- (34) 条例第35条の7第1項の規定 による行為の届出及び同条第2項 の規定による勧告に関すること。
- (35) 条例第37条第2項の規定によ る調停申請及び神戸市日照等調停 委員への付議に関すること。
- (36) 神戸市民の住環境等をまもり そだてる条例施行規則(平成6年3 月規則第107号)第17条の規定によ る同意の勧告に関すること。
- (37) 神戸市建築物の安全性の確保 等に関する条例(平成20年4月条例

第1号。以下第40号までにおいて 「条例」という。)第10条第1項の 規定による防災計画の届出、同条第 2項の規定による通知、同条第3項 の規定による協議及び同条第4項 の規定による指導又は助言に関す ること(同条第5項において準用す る場合を含む。)。

- (38) 条例第11条第1項の規定による届出及び同条第11条第2項及び 第3項の規定による報告に関する こと。
- (39) 条例第12条第1項の規定による工事の取りやめに関する届出及 び同条第2項の規定による報告に 関すること。
- (40) 条例第54条第1項の規定によ る事故の届出に関すること。
- (41) 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項までの規定による相続財産清算人の選任又は命令の請求に関すること。
- (42) 神戸市空家空地対策の推進に 関する条例第10条の規定による財産管理人の選任の申立てに関する こと。
- (43) 神戸市空家空地対策の推進に

関する条例第18条の規定による情報の提供、助言その他必要な援助に 関すること。

- (44) 神戸市営住宅条例(平成9年4 月条例第12号。以下第47号までにお いて「条例」という。)第37条の規 定による用途外使用の承認に関す ること。
- (45) 条例第47条第1項の規定によ る立入検査又は指示に関すること。
- (46) 条例第48条第1項の規定によ る市営住宅の返還の届出に関する こと。
- (47) 条例第73条第2項の規定による住宅監理員の任命及び同条第3 項の規定による住宅管理人の委嘱 に関すること。

第55条の8 [略]

(市長の指示)

第56条 「略]

2 局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則第221条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

第54条の5 [略]

(市長の指示)

第55条 [略]

2 局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則 (平成31年3月規則第66号)第 221条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

(読み替え)

第56条の2 第55条の2から第55条の 8までの規定により委任された事務 を行う場合において、他の規則に当 該事務に係る申請書、許可書等の様 式の定めがあるときは、当該様式中 「神戸市長」とあるのは、受任した局 室長と読み替えるものとする。

(保育に関する事務の委任)

第57条 「略]

2 児童福祉法(以下この条及び次条において「法」という。)第32条第3項の規定に基づき、次に掲げる保育に関する事務は、福祉事務所長に委任する。

 $(1) \sim (5)$ 「略]

第58条~第72条 [略]

(博物館長に対する事務の委任)

- 第72条の2 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、博物館長に委任する。
 - (1)、(2) [略]
 - (3) 神戸市立博物館条例施行規則第 10条第1項から第6項までの規定 による資料の特別利用及び館外貸 出しの許可に関すること。ただし、 館外貸出しに係る次に掲げるもの

(読み替え)

第55条の2 第54条の2から第54条の 5までの規定により委任された事務 を行う場合において、他の規則に当 該事務に係る申請書、許可書等の様 式の定めがあるときは、当該様式中 「神戸市長」とあるのは、受任した局 室長と読み替えるものとする。

(保育に関する事務の委任)

第56条 「略]

- 2 児童福祉法 (昭和22年法律第164 号。以下この条及び次条において 「法」という。)第32条第3項の規定 に基づき、次に掲げる保育に関する 事務は、福祉事務所長に委任する。
 - $(1) \sim (5)$ [略]

第57条~第71条 [略]

(博物館長に対する事務の委任)

- 第71条の2 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、博物館長に委任する。
 - (1)、(2) [略]
 - (3) 神戸市立博物館条例施行規則 (令和2年3月規則第92号)第10条 第1項から第6項までの規定によ る資料の特別利用及び館外貸出し の許可に関すること。ただし、館外

を除く。

ア~ウ 「略]

 $(4) \sim (8)$ 「略]

第72条の3 [略]

(建設事務所長に対する事務の委任)

- 第72条の4 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、建設事務所長に委任する。
 - (1)、(2) 「略]
 - (3) 法第32条第1項及び第3項(法 第91条第2項において準用する場 合を含む。)の規定による道路の占 用の許可で、次に掲げるものに関す ること。ただし、神戸市道路占用規 則(昭和46年4月規則第1号)第3 条の規定による変更の許可を含み、 同規則第7条の規定による許可の 更新を除く。

ア~オ 「略]

カ 道路法施行令 (昭和27年政令第 479号) 第7条第1号、第4号、第 5号及び第12号に掲げる物件又 は施設(添加広告物及び地下施設 に設ける看板類を除く。)

 $(4) \sim (19)$ [略]

貸出しに係る次に掲げるものを除く。

ア~ウ 「略]

 $(4) \sim (8)$ 「略]

第71条の3 [略]

(建設事務所長に対する事務の委 任)

- 第71条の4 地方自治法第153条第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務 は、建設事務所長に委任する。
 - (1)、(2) 「略]
 - (3) 法第32条第1項及び第3項(法 第91条第2項において準用する場 合を含む。)の規定による道路の占 用の許可で、次に掲げるものに関す ること。ただし、神戸市道路占用規 則(昭和46年4月規則第1号)第3 条の規定による変更の許可を含み、 同規則第7条の規定による許可の 更新を除く。

ア~オ「略]

カ 道路法施行令第7条第1号、第 4号、第5号及び第12号に掲げる 物件又は施設(添加広告物及び地 下施設に設ける看板類を除く。)

 $(4) \sim (19)$ [略]

第72条の5~第76条 [略]

- 第77条 地方自治法第153条第1項の 規定に基づき、次に掲げる事務は、水 道事業管理者に委任する。
 - (1) 神戸市下水道条例に規定する下水道使用料について、水道を使用する場合(水道と井戸を併用している場合を含む。) における一般汚水、浴場汚水及び共用汚水に係る下水道使用料の徴収に関すること(市長が指定するものを除く。)。

 $(2) \sim (6)$ 「略]

第78条 [略]

- 第79条 地方自治法第153条第1項の 規定に基づき、次に掲げる事務は、交 通事業管理者に委任する。
 - (1)~(3) 「略]
 - (4) 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項及び第2条の規定に基づき企業管理規程により行うことができるものとされている事務のほか、次に掲げる事務その他の市長の附属機関(交通事業管理者の担任する事務に係るものに限る。)に関すること。

ア~ウ「略]

第71条の5~第75条 [略]

- 第76条 地方自治法第153条第1項の 規定に基づき、次に掲げる事務は、水 道事業管理者に委任する。
 - (1) 神戸市下水道条例 (昭和50年10 月条例第40号) に規定する下水道使 用料について、水道を使用する場合 (水道と井戸を併用している場合 を含む。) における一般汚水、浴場 汚水及び共用汚水に係る下水道使 用料の徴収に関すること(市長が指 定するものを除く。)。

 $(2) \sim (6)$ 「略]

第77条 [略]

- 第78条 地方自治法第153条第1項の 規定に基づき、次に掲げる事務は、交 通事業管理者に委任する。
 - $(1) \sim (3)$ [略]
 - (4) 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1 条第2項及び第2条の規定に基づき企業管理規程により行うことができるものとされている事務のほか、次に掲げる事務その他の市長の附属機関(交通事業管理者の担任する事務に係るものに限る。)に関すること。

ア~ウ 「略]

<u>第80条</u> [略] <u>第79条</u> [略]

(神戸市公印規則の一部改正)

第2条 神戸市公印規則 (昭和52年3月規則第111号) の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

										改正前	
別表第4	(第5条、第	10条関係	€)			別表第4	(第5条、第	10条関係	€)		
様式	公印の名称	書体	寸法(ミ	使途	管守主管課	様式	公印の名称	書体	寸法(ミ	使途	管守主管課
			リメート						リメート		
			ル)						ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73の 4	[略]	[略]	[略]	神戸市長の権限に属する	[略]	730 4	[略]	[略]	[略]	神戸市長の権限に属する	[略]
				事務の委任に関する規則						事務の委任に関する規則	
				(平成31年3月規則第67						(平成31年3月規則第67	
				号。以下この表において						号。以下この表において	
				「規則」という。) <u>第55</u>						「規則」という。) <u>第54</u>	
				条の2第1項第3号から						条の2第1項第3号から	
				第7号までに規定する事						第7号までに規定する事	
				務のうち、建設局長の権						務のうち、建設局長の権	
				限に属する事務(建設事						限に属する事務(建設事	
				務所の所管に属するもの						務所の所管に属するもの	
				を除く。)						を除く。)	
73の 5	[略]	[略]	[略]	規則第55条の5第1号か	[略]	73の 5	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第54条の4第1号</u> か	[略]
				ら第36号までに規定する						ら第36号までに規定する	
				事務						事務	
73の 6	[略]	[略]	[略]	規則第55条の2第1項第	[略]	730 6	[略]	[略]	[略]	規則第54条の2第1項第	[略]
				<u>3 号</u> から第 7 号までに規						<u>3 号</u> から第 7 号までに規	
				定する事務のうち、建設						定する事務のうち、建設	
				局長の権限に属する事務						局長の権限に属する事務	
				(建設事務所の所管に属						(建設事務所の所管に属	
				するものに限る。)						するものに限る。)	
73の 7	[略]	[略]	[略]	規則第55条の5第37号か	[略]	7307	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第54条の4第37号</u> か	[略]
				ら第43号までに規定する						ら第43号までに規定する	

				事務						事務
73の 9	契約等事務	隷書	方30	規則第55条の2第1項第	行財政局業務改革課					
	専用局室長			8号から12号までに規定						
	の印			する事務(危機管理監の						
				権限に属するものを除						
				< 。)						
73の10	契約等事務	隷書	方30	規則第55条の2第1項第	行財政局業務改革課					
	専用危機管			8 号から12号までに規定						
	理監の印			する事務のうち、危機管						
				理監の権限に属する事務						

様式73の8の次に次の2様式を加える。

様式73の9



様式73の10

契 約神戸市危機管理監之印事務専用

(生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 生活保護法施行細則 (平成21年4月規則第7号) の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前							
(保護の開始等の申請に係る書面の	(保護の開始等の申請に係る書面の							
様式)	様式)							
第2条 [略]	第2条 [略]							
2 [略]	2 [略]							
3 施行規則第1条第6項の規定によ	3 施行規則第1条第6項の規定によ							

り福祉事務所長(神戸市長の権限に 属する事務の委任に関する規則(平 成31年3月規則第67号)第67条第2 項に規定するホームレスに関する権 限に係る場合にあっては、市長)が提 出を求める場合の書面は、次に掲げ るものとする。

 $(1) \sim (4)$ [略]

り福祉事務所長(神戸市長の権限に 属する事務の委任に関する規則(平 成31年3月規則第67号)第66条第2 項に規定するホームレスに関する権 限に係る場合にあっては、市長)が提 出を求める場合の書面は、次に掲げ るものとする。

 $(1) \sim (4)$ [略]

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

訓令甲第3号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程(平成31年3月訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この訓令は、別に定めるもの	第1条 この訓令は、別に定めるもの

第1条 この訓令は、別に定めるもの を除くほか、副市長、危機管理監、局 長(神戸市事務分掌規則(平成31年3 月規則第66号)第2条第1項の表に 規定する局に相当する室(以下単に 「局に相当する室」という。)の長、 建設局湾岸・広域幹線道路本部長及 び都市局都心再整備本部長を含む。 第1条 この訓令は、別に定めるもの を除くほか、副市長、危機管理監、局 長(神戸市事務分掌規則(平成31年3 月規則第66号)第2条第1項の表に 規定する局に相当する室(以下単に 「局に相当する室」という。)の長、 建設局湾岸・広域幹線道路本部長及 び都市局都心再整備本部長を含む。

以下同じ。)、区長、北神担当区長、 部長(経済観光局中央卸売市場運営 本部長を含む。以下同じ。)、室長(局 に相当する室の長を除く。以下同 じ。)、須磨区役所北須磨支所長、西 区役所玉津支所長、事業所長(神戸市 事務分掌規則第153条第1項に規定 する事業所の長をいう。以下同じ。)、 課長(同条に規定する課に相当する センターの長を含む。以下同じ。)、 課内室長、課内所長及び係長並びに 消防局長、教育委員会事務局長、教育 次長、監査事務局長、市選挙管理委員 会事務局長、人事委員会事務局長、農 業委員会事務局長及び市会事務局長 が所掌する事務の専決(市長の権限 に属する事務の委任を受けた者が自 ら決裁することを含む。以下同じ。) について必要な事項を定めるものと する。

(区役所の部長及び北須磨支所長の 専決事項)

第11条 区役所の部長及び須磨区役所 北須磨支所長(以下「北須磨支所長」 という。)の専決事項は、次のとおり とする。この場合において、部長(組 織の事務を主管する部長を除く。) は、自らの所掌事務に属すること及 び当該所掌事務に従事する職員に関

以下同じ。)、区長、北神担当区長、 部長(経済観光局中央卸売市場運営 本部長を含む。以下同じ。)、室長(局 に相当する室の長を除く。以下同 じ。)、須磨区役所北須磨支所長、西 区役所玉津支所長、事業所長(神戸市 事務分掌規則第153条第1項に規定 する事業所の長をいう。以下同じ。)、 課長(同条に規定する課に相当する センターの長を含む。以下同じ。)、 課内室長、課内所長及び係長並びに 消防局長、教育委員会事務局長、教育 次長、監査事務局長、市選挙管理委員 会事務局長、人事委員会事務局長、農 業委員会事務局長及び市会事務局長 が所掌する事務の専決について必要 な事項を定めるものとする。

(区役所の部長及び北須磨支所長の 専決事項)

第11条 区役所の部長及び須磨区役所 北須磨支所長(以下「北須磨支所長」 という。)の専決事項は、次のとおり とする。この場合において、部長(組 織の事務を主管する部長を除く。) は、自らの所掌事務に属すること及 び当該所掌事務に従事する職員に関

することについて、部長及び北須磨 支所長共通専決事項の項に規定する 事項(神戸市事務分掌規則第217条第 1項の規定に基づき事務分担に定め ることにより、当該事項の一部を除 くことができる。)を専決するものと する。

区役所の部長及び北須磨支所長共 通専決事項 「略]

区役所(北神区役所を除く。)保健 福祉部長及び北神区役所部長(総 務・保健福祉担当)専決事項

- (1) [略]
- 市域における中国残留邦人等 (2)の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条の規 定に基づく支援給付及び第15条の 規定に基づく配偶者支援金の支給 並びに市域における中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律の 一部を改正する法律(平成19年法 律第127号)附則第4条の規定に基 づく支援給付に係る神戸市長の権 限に属する事務の委任に関する規 則(平成31年3月規則第67号)第67 条第1項並びに第2項第1号(保 |

することについて、部長及び北須磨 支所長共通専決事項の項に規定する 事項(神戸市事務分掌規則第217条第 1項の規定に基づき事務分担に定め ることにより、当該事項の一部を除 くことができる。)を専決するものと する。

区役所の部長及び北須磨支所長共 通専決事項 「略]

区役所(北神区役所を除く。)保健 福祉部長及び北神区役所部長(総 務・保健福祉担当)専決事項

- (1) [略]
- (2) 市域における中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条の規 定に基づく支援給付及び第15条の 規定に基づく配偶者支援金の支給 並びに市域における中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律の 一部を改正する法律(平成19年法 律第127号)附則第4条の規定に基 づく支援給付に係る神戸市長の権 限に属する事務の委任に関する規 則(平成31年3月規則第67号)第66 条第1項並びに第2項第1号(保

護の変更を除く。)、第2号、第3 号、第13号(届出に関することを除 く。)、第17号から第20号まで、第 22号及び第24号に係る事務に関す ること(垂水区役所保健福祉部長 に限る。)。

北須磨支所長専決事項 [略]

護の変更を除く。)、第2号、第3 号、第13号(届出に関することを除 く。)、第17号から第20号まで、第 22号及び第24号に係る事務に関す ること(垂水区役所保健福祉部長 に限る。)。

北須磨支所長専決事項 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

				改正後				改正前								
長第2 (第2条	、第 4 🕫	条、第6多	条一第	7条関係	系)			別表第2(第2条、第4条、第6条—第7条関係)								
才務関係事務								財務関係事務								
2-1支出決定	(支出	を伴う施行	亍決 議	・実施決	央定)			2-1支出決定	: (支出を伴	う施行	テ決 議	・実施決定)				
決裁節節細節	専決		決裁	区分		合議		決裁節節細節	専決		決裁	区分	合議	備考		
事項 名名称	節囲副4	持局特部	特課	肖教育	特定職			事項名名称	範囲副特局	特部件	寺課	肖教育 特定職				
称	市	定長定長	定長隊	方委員					市定長	定長気	主長隊	 				
	長	局 共 副 及 詞	課、「	司会事					長局共	副及調	果、焊	司会事				
		長通局び	長課上	長務局					長 通	通局び上	長課 上	- -				
		長室	内	長 教						長室	内					
		、長	室	育次						、長	室	育 次				
		特共	長	長監						特共	長	長監				
		定通	及	查事						定通	及	査 事				
		沿	び	務局						部	び	務 局				
		長	課	長市						長	課	長市				
		及	内	選挙						及	内	選挙				
		び	所	管理						び	所	管理				
		室	長	委員						室	長	委員				
		長	共	会事						長	共	会事				
			通	務局							通	務 局				
				長人								長人				
				事委								事委				
				員会								員会				
				事務								事務				
				局長								局長				
				市会								市会				
				事務								事務				
				局長								局長				

略 [] [[] [] []	- -		
達 10 儒 消耗 4,000 🔾 📗 📗	160万円を超え	調達 10 需 消耗 4,000 〇	100万円を超え
用品。万円	るものについて (るものについて
費費、超	は契約事務手続	費費、超	は契約事務手続
燃料4,000 0 0	規程(昭和39年	燃料 4,000 〇 〇	
費、万円	5月訓令甲第6	費、万円	5月訓令甲第6
印刷以下	号)第2条に規		号)第2条に規
製本 2,000	定する経理契約	製本	定する経理契約
費、万円	(以下「経理契	費、2,000	(以下「経理契
医薬以下	約」という。)	医薬万円	約」という。)
材料 1,000	を要する。		を要する。
費万円		費 1,000	_
160	-	万円	
		以下 以下	
消耗 200	 	消耗 200	
		日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
燃料 200		燃料 200	
製本 160		製本 100	
費、万円		費、万円	

	費 (市 長が 指定 する もの A)				費 (長指するのA)			
	消耗 160	総務事務	160万円を超え		消耗全て		総務事務	100万円を超え
	品費万円	センター	るものについて		品費		センター	るものについて
	(共超 通物 160	長 一	は経理契約を要する。		(共) 通物		長	は経理契約を要する。
	品の万円		9 0 0		品の			9 30
	一括以下				一括			
	発注				発注			
	に係				に係			
	る決				る決			
	定)	5			定)			
	消耗全て	[略]			消耗全て		[略]	
	品費 (共				品費			
	通物				通物			
	品の				品の			
	うち				うち			
	市長				市長			
	が指				が指			
	定するも				定するも			

の 消 品 (長 指 す も を く 通 品 の 消 品 (長 指 す も を く 通 品 の 除 共 物)			の) 消耗全て 品費 市 長指する もを く 地 通物 品)	
消耗 160		160万円を超え	消耗全て	100万円を超え
品費万円		るものについて	品費	るものについて
(歳超		は経理契約を要		は経理契約を要
出予 160		する。	出予	する。
算の万円				
範囲以下				
内の				
被				
月段)			服)	
	[[[[[[略] [略]] 略略略略]]]]]]]	[略]	「略 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[略]
消耗全て	教育委員	160万円を超え	消耗全て〇〇数:	育委員 100万円を超え
品費	会事務局	るものについて		事務局 るものについて
(各	長及び教	は経理契約を要	長	及び教は経理契約を要
種 施		する。		次長する。

設に 160 おけ万円 る給 超 与 160 品) 万円 以下		設 に お け る 給 与 品)	
	[略]		[略]
燃料 160 費 万円 (歳 超	160万円を超え るものについて は経理契約を要	燃料全て 費 (歳	100万円を超え るものについて は経理契約を要
出 予 160 算 の 万 円 範 囲 以 下 内 の 燃 料)	する。	出予 算の 範囲 内の 燃 料)	する。
電気 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[略]	電気 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[略]
電気全て <u>△△</u> ○ 料金 (電	[略]	電気全て 料金 (電	[略]

気事 業者 のある 申 に よる もの) ガス 全て 料金、 上下 水道	気事 業者 の定 める 申込 書に よる も の) ガス全て 料 金、 上下 水道		
請負 10 需 修繕 4,000 〇	料金	100万円を るものにつ は経理契約 する。	ついて

万円					
修繕 200			修繕 200		
料万円			料万円		
市超					
長が 200 <u>△</u>			長が200		
指定万円			指定万円		
する以下			する以下		
€ Ø 100 <u>Δ</u>			€ Ø 100		
以下			以下		
全て					
修繕 250 △	行財政局		修繕 250 ○	行財政局	
	長、都市			長、都市	
	局長、建		(建以下)	局長、建	
物、	集住宅局 ※住宅局		物、		
	長及び港			長、港湾	
又は	湾局長				
構築 250	教育委員			育委員会	
物の万円	会事務局		物の	事務局長	
保繕以下	長及び教			及び教	
又は	育次長				
小改150 △	行財政局		小改150	行財政局	
修に万円	部長(資		修に万円	部長(資	
係る以下	産活用担		係る以下	産活用担	
1	当)、都		6	当)、都	
	市局部長			市局部長	
	(新都市				

		 	I	
	事業担			事業担
	当)、部			当)、部
	長(新都			長(新都
	市整備担			市整備担
	当)及び			当)及び
	港湾局部			港湾局部
	長(工			長(工
	務・防災			務・防災
	担当)			担 当)
150	都市局地		150	都市局地
万円	域整備推		万円	域整備推
以下	進課長、		以下	進課長、
	用地活用			用地活用
	推進課長			推進課長
	及び工務			及び工務
	課長並び			課長並び
	に建築住			に建築住
	宅局住宅			宅局住宅
	整備課			整備課
	長、住宅			長、住宅
	建設課長			建設課長
	及び技術			及び技術
				管理課長
調達10儒賄材全て 〇	△ [略]		調達10需賄材全て	[略]
用料費				
費(各			費(各	
			設に	
設に		1 1		

る食 熊料食	i け								おる食賄料食料	治						
請負11役一	一般 3 億 〇					250万円を超え		1請負1	1役一月	段 3 億 ○						250万円を超え
	改務 円 超					るものについて		1 (製		第 円 超						るものについて
造) 費費			0 0			は経理契約を要		造)	費費	2 /*						は経理契約を要
	3 億 円 以					する。				3 億 円 以			0			する。
	下									下						
	2 億									2 億						
	円以									円以						
	下									下					_	
	1 億 円 以									1億円以						
	下									下以下						
	250															
	万円															
	以下						<u> </u>									
[略 [[]	[略 [略 [[[[[] []]]] [] [] [] [] []	略]	[略]	[略	[略]			[格 [略 [[[略 略	[[略]	[略]	[略]
周達 11 役 —	一般 4,000 〇			,		160万円を超え	1	調達1	1役一月	段 4,000 〇						100万円を超え
務役	務 万円					るものについて		、請	務役	务 万 円						るものについて
費費	· 、超					は経理契約を要		負	費費、	超						は経理契約を要

その 4,000 他 通 万円 信 運 以下 搬 費 2,000 万円 以下	する。	(そ その 4,000
1,000 万円 以下 160 万円 以下		万円以下
請負 11 役 一般 4,000 〇 (そ 務 役 務 万 円 の 費 費 、 超	100万円を超え るものについて は経理契約を要	一般 200
他) その 4,000	する。	その 200 他通 万円 信運 以下 搬費 100 (市 万円
以下 1,000 万円 以下		長が以下 指定全て する もの A、
100 万円 以下		B)

調 11役 一般 200 達、 務 役務 万円		
請負し費費、超ししししししし		
(そ その200 △		
の他 他通万円		
信運以下		
搬費 100		
長が以下		
指定全て		
する		
\bullet \mathcal{O} \bullet \bullet		
青負 11 役 一般 全て	請負 11 役 一般 全て 0 [略]	
(そ 務 役 務		
2 費費(公)(公)		
② 費費 (公 金取	の 費費 他) (公金取	
費費 (公金取 扱手	世 (公 金取 扱手	
か 費 費 也) (公 金 取 扱 手 数 料		
か 費 費 (公 金取 扱手 数料 に関	で 他) を取 扱手 数料 に関	
型 費 (公 金取 扱手 数料 に関 する	の 他) 他) を取 扱手 数料 に関 する	
の 費費 (公 金取 扱手 数料 に関 する もの	世 (公金取 を取 扱手 数料 に関 する もの	
か 費 費 (公 金取 扱手 数料 に関 する もの の決	の 他) を取 扱手 数料 に関 する もの の決	

	典			1 1				1 1
	明書				明書			
	発行				発行			
	等に				等に			
	系る							
	手数				手数			
	왕)				料)			
	電気全て		[略]		電気全て	000		[略]
i de la companya de l	通信				通信			
	料金				料金			
	その全て	[略]			その全て	<u>O</u> [#	格]	
tt	也通				他通			
	言運				信運			
.	般費				搬費			
	(共				(共			
) J	通物				通物			
					品の			
	うち				うち			
	市長				市長			
73	が指				が指			
	定す				定す			
	3 も				るも			
	の)				0)			
	その全て				その全て	000		
	也通				他通			
	言運				信運			
	般費				搬費			

(後 納郵 便料 金) 保険全て 料		(後 納郵 便料 金) 保険全て 料	
労働 11 役 人 材 2,000 者派 務 派 遣 万 円	[略]	労働 11 役 人 材 2,000 ○ ○ 者派 務 派 遣 万 円	[略]
造契 費料 約 2,000 万円		造契 費料 約 2,000 万円	
以下		以下	
1,000		1,000	
万円		万円	
以下		以下	
全て			
1指定12委施設2,000	歳入の徴金額は総額とす	1 指定 12委施設 4,000 ○	歳入の徴金額は総額とす
2管理 託管理万円 者に 料委託超	収又は収 る。ただし、利 納の事務 用料金を当該指	2 管理 託管理万円	収又は収 る。ただし、利 納の事務 用料金を当該指
	の委託に定管理者に収受	公の 料 4,000 O O O	の委託に 定管理者に収受
施設	ついてさせる場合は、		ついてさせる場合は、
の管	は、会計 当該管理に係る		は、会計当該管理に係る
理を 2,000	管理者に総経費の見積価	理を 2,000 ○	 管理者に 総経費の見積価
行わり万円	合議額とする。	行わ	合議 額とする。
世る以下		世る以下	
場合 1,000		場合 1,000 0	
の協り万円		万円	
定以下以下		定以下以下	

託 12 委 その [略 [[[[[[[[
料	
事) 円以	
下	
下	
下	
その [略 [[[[[[[略] [略]	
他委」。略略略略略略略了	他委] 略略略略略略略]
(エ4,000 <u>Δ</u> <u>Δ</u> <u></u>	(I 4,000 O O
事以	
外)以下	
2,000	2,000
以下	
1,000	1,000
以下	
i i i i i i i i i i	
用使用	
料料等	

び 賃 借 料		び 賃 借 料	
一般4,0000	160万円を超え	一般 4,000 〇	100万円を超え
使用万円	るものについて	使用万円	るものについて
料等超	は経理契約を要	料等超	は経理契約を要
(電4,000 0 0 0	する。	(電4,000	する。
子計万円		子計万円	
算機以下		算機 以下	
上で2,000		上で 2,000	
使用万円		使用万円	
する以下		する以下	
ソフ 1,000		ソフ 1,000	
トゥ 万円		トゥ 万円	
エア以下		エア以下	
に係 160		に係しししししし	
るも万円			
の)以下			
物品 13 使 一般 4,000 〇	1 金額は、賃	物品 13 使 一般 4,000 〇	1 金額は、賃
の借用使用万円	料の年額又は	の借用使用万円	料の年額又は
入れ 料料等超	総額を表す。	入れ 料 料 等 超	総額を表す。
及 4,000 0 0	賃料が減額さ	及 4,000 ○ ○	 賃料が減額さ
	れる場合は、	万円	れる場合は、
質 以下	減額されない	賃以下	減額されない
借 2,000	ものとした場	借 2,000 ○	ものとした場
料。 万円	合の金額によ	料。 万円	合の金額によ
	る。		る。

万円	2 80万円を超 えるものにつ	万円	2 80万円を超 えるものにつ
以下	いては経理契	以下	いては経理契
80万 円以 下	約を要する。		約を要する。
一般 200	[略]	一般 200	[略]
料等超		料等超	
(市 200 <u> </u>		(市 200	
長が万円┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃		長が万円	
指定以下		指定以下	
する100		する 100	
もの 万円		もの 万円	
C) 以下		C)以下	
全て <u>△</u> ○		全て <u>0</u> 0	
青負 13 使 自動 4,000 ○	100万円を超え	請負 13 使 自動 4,000 〇	1 自動車借上
(そ 用 車借 万円	るものについて	(そ 用車借 万円	料の契約を請
	は経理契約を要	の他料上料超	負(その他)
及 4,000 ○ ○	する。	4,000 〇 〇	 で締結する場
		物品 び 万円	合、100万円
賃以下		の借賃以下	を超えるもの
借 2,000		入れ 借 2,000 ○	については経
			理契約を要す
		以下	る。
		1,000	2 自動車借上
		万円	料の契約を貸

			場合、80万
万円			を超えるも
以下			については
品 13 使 自 動 4,000 〇	1 80万円を超		理契約を要
借用庫借万円	えるものにつ		る。
れと料超し、日本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	いては経理契		3 自動車借
及 4,000 〇 〇	 約を要する。		料の契約を
万円	2 金額は、賃		借で締結す
賃 以下	料の年額又は		場合、金
借 2,000	 総額を表す。		は、賃料の
料 万円	賃料が減額さ		額又は総額
以下	れる場合は、		表す。賃料
1,000	減額されない		減額される
万円	ものとした場		合は、減額
以下	合の金額によ		れないもの
80万	る。		した場合の
			額による。
負 自動 200 △	自動車借上料の	自動 200	自動車借上料
そ	契約を貸借で締	車借万円	契約を貸借で
他 上料超	結する場合、金	上料超	結する場合、
、	額は、賃料の年	(市200	額は、賃料の
品 長が 万円	額又は総額を表	長が万円	額又は総額を
借 指定以下	す。賃料が減額	指定以下	す。賃料が減
れ する 100 Δ Δ	される場合は、	する 100	される場合は
もの万円	減額されないも	もの 万円	減額されない
B、以下	のとした場合の	B、以下	のとした場合
C) 全て	金額による。	C) 全て O O	金額による。

(そ) 用車借の他 料上料			(そ) 用車借 の他 料上料	
) 及(タ			(タ) (タ) (タ) (タ) (カン) (カン) (カン) (カン) (カン) (カン) (カン) (カン	
び び り 近 り シ 賃 一利				
借用				
料料)			料料)	
(乗				
車票				
によ				
る利				
用に				
係る			係る	
&				
(D)		t. 7		mt 7
[略][][略		各] [略]		略]
略 略]	略略略略略略			
		1 直営工事の	1 請負 14 工 工 事 3 億 ○	営工事の
]] 青負 14 工 工 事	3 億 🔾	1 直営工事の 施行決定を含		営工事の
]]] 青負 14 工 工 事 (工 事 請 負	3 億 🔾	1 直営工事の 施行決定を含 む。		営工事の
] 計負 14 工工事 (工 事請負 事請費	3億〇日超	施行決定を含	4 (工 事請負 円超 施行を事) 請費 3 億 ○ ○ ○ ○	
計算 14 工事請負 事請負	3 億 〇 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	施行決定を含む。	4 (工 事請負 円超 施行を事) 請費 3億 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	や定を含
計算 14 工工事 計算 14 工工事 計算 費		施行決定を含む。 む。 2 250万円を	4 (工 事請負 円超 施行を事) 請費 3億 ○ ○ ○ □ 4 (工 事請負 円超	快定を含)万円を
計負 14 工 工事 請負 14 工 工事 事請負 費		施行決定を含 む。 2 250万円を 超えるものに	4 (工 事請負 円超 施行を ま) 事) 請費 3億 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	や定を含)万円を るものに

円以 下 250 △ △ 万円 以下 以下			
□ 本 工 請 費 で を を で で で で で で で で で の の が る の の ガ 冷 房 備 事 除))		工事全で 請負費 (建物の ガス 設備 にかかるもの (ガス冷 暖房 設備 工事 を除 く)	
1 調達 15 原 原材 4,000 〇	160万円を超え るものについて は経理契約を要 する。	1 調達 15 原 原材 4,000 〇	100万円を超えるものについては経理契約を要する。

	以下 2,000 万円 以下 1,000 万円 以下 160							以下 2,000 万円 以下 1,000 万円 以下				_	
料 (長 指 す も の	万円 以 200 万超 200 万 超 200 万 以 160 万 以 200 万 以 160 万 以 全							原料 (長指すもA) (長指すもA) (長指すも A) (全) (100 円下で で 4) (100 円下で					
「略 [[[略]]]]	所 [略 [[[[]]]]]			[略]	[略]	[略] 160万円を超え るものについて				<u></u> [[[略 略	[略]	[略]	[略] 100万円を超え るものについて
購費、入重要	超		00			は経理契約を要する。		購費、超入重要4,000		0 0			は経理契約を要する。

費備品万円			費備品万円		
費以下		_	費以下		_
2,000			2,000		
万円			万円		
以下			以下		
1,000			1,000		
万円			万円		
以下			以下		
160					
万円					
以下					
			一般 200		
備品万円					
			費、超		
費、超		_			-
重要200			重要200		
備品万円			備品万円		
費以下			費以下		
(市 160					
長が <u>万円</u>			長が 万円		
指定以下			指定以下		
する全て			する全て		
もの			\$ 0 S		
A)			A)		
[略[略][[
	略略略略略略。]				
[略][][略][略][[略] [略]	_		[略] [略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印<u>又は三角印</u>を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。<u>なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)に基づき、局室長に委任されている事項を表す。</u>
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項につ</u> いては、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。

4~16 [略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項 を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあって は、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 「略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。

4~16 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正	 後				改	(正前	
表第2(第2	条、第4条、第	第 6 条 — 第 7 条	関係)		別表第2(第	2条、第4	条、第6条一第7条	関係)	
財務関係事務					財務関係事	務			
2-2収入決分	定(収入を伴う	施行決議・実	施決定)		2-2収入	決定(収入	を伴う施行決議・実力	施決定)	
決裁専決	決裁	区分	合議	備考	決裁専決		決裁区分	合議	備考
事項範囲副幣	時局 特部 特課 2	肖教育 特定職			事項範囲	副特局特部	特課消教育 特定職		
市原	定長定長定長隊	 委員				市定長定長	定長防委員		
長馬	引共副及課、原	司会事				長局共副及	課、局会事		
	長通局び長課日	養務局				長通局び	長課長務局		
	長室内	長教				長室	内長教		
	、長室	育次				人長	室育次		
	特共長	長監				特共	長長監		
	定通及	查事				定通	及查事		
	部	務局				沿岩	びと務局		
	長 課	長市				長	課長市		
	及 内	選挙				及	内選挙		
	び 所	管理				び	所管理		
	室 長	委員				室	長委員		
	長	会事				長	共会事		
	通	務局					通務局		
		長人					長人		
		事委					事委		
		員会					員会		
		事務					事務		
		局長					局長		
		市会					市会		
		事務					事務		
		局長					局長		

0 受託 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[略] [略]	[略]	0 受託 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[略]
受託 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[略] [略]	[略]	受託 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[
0 売 却 4,000 〇 2 (物 万 円 品 そ 超		1 金額は、見積金 額を示す。 2 50万円を超える	0 売 却 4,000 ○ 2 (物 万円 品 そ 超	1 金額は、見積金 額を示す。 2 50万円を超える

7) 4,000 0 0	ものについては経		ものについては経
	理契約を要する。	他)万円	理契約を要する。
以下		以下	
1,000		1,000	
万円		万円	
以下		以下	
500		500	
万円		万円	
以下		以下	
50万	<u> </u>		
F			
(物		売却全て	
1. マー			
		品そ	
<u>t</u> ,)			
		他)	
今等			
		令等	
9 金			
質が		額 が 	
さま		定ま	
		いる	

]		
物品 200	1 金額は、賃料の 0 物品 500 〇	1 金額は、賃料の
3の貸万円	年額又は総額を表 3の貸万円	年額又は総額を表
付 超	す。賃料が減額さし、目は、超し、日本のでは、日本	す。賃料が減額さ
	れる場合は、減額 500 0	○ れる場合は、減額
200	されないものとし	されないものとし
万円	た場合の金額により以下リーリー	た場合の金額によ
以下	る。 200 0 0	る。
100	2 賃料の減額につ 万円 万円	2 契約を更新する
万円	いては、局長、消 以下	場合、その内容に
以下	防局長、教育委員 100 0	変更のないもの
	会事務局長、教育	(消費税に係る変
	次長、監査事務局 以下 以下	更以外に変更のな
	長、市選挙管理委	いものを含む。)
	員会事務局長、人	については、 500
	事委員会事務局長	万円を超えるもの
	及び市会事務局長	についても、局
	(以下この表にお	長、消防局長、教
	いて「局長等」と	育委員会事務局
	いう。) の専決と	長、教育次長、監
	する。	查事務局長、市選
	3 この項における	举管理委員会事務
	決裁区分は、賃料	局長、人事委員会
	の納期について別	事務局長及び市会
	段の定めをする場	事務局長(以下こ
	合に準用する。	の表において「局
		長等」という。)

	[略	[略	[[[[[[[[略	[略]	[略]	[略]
略]			略	略	略	略	略	略	略	_ 略]				- · · -

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規 定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の 欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三 角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室 長に委任されている事項を表す。

に賃料の納期について別段の定めをする場合については、500万円を超えるものについても、局長等が専決								段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後
する場合について は、500万円を超え るものについて								に賃料の納期につ
るものについて								する場合について
も、局長等が専決								

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項 を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあって は、特定職の欄に掲げる者が専決する。

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。</u>

4~11 [略]

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。

4~11 [略]

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

			改正			改正前 別表第 2 (第 2 条、第 4 条、第 6 条—第 7 条関係)					
表第2 (第2	条、第4	条、第	56条—第7条	関係)							
財務関係事務						財務関係事務					
2-3その他						2-3その他					
決裁専決		決裁	区分	合議	備考	決裁専決		決裁区分	合議	備考	
事項範囲副	特局特部	特課	肖教育 特定單	Š		事項範囲	削特局特部	3 特課消教育 特定軍	能		
市	定長定長	定長	方 委 員			Ī	市定長定長	定長防委員			
長	局共副及	課、帰	司会 事				長局 共副及	課、局会事			
	長通局び	長課	養務局				長通局び	長課長務局			
	長室	内	長教				長室	長 教			
	、長	室	育次				人	室育次			
	特共	長	長監				特共	長長監			
	定通	及	查事				定通	及			
	音以	び	務局				陪	びろろうのである。			
	長	課	長市				長	課長市			
	及	内	選挙				及	内選挙			
	び	所	管理				び	所管理			
	室	長	委員				室	長委員			
	長	共	会事				長	共会事			
		通	務局					通務局			
			長人					長人			
			事委					事委			
			員会					員会			
			事務					事務			
			局長					局長			
			市会					市会			
			事務					事務			
			局長					局長			

[略]

[略]

[略]

[略]

] [略] [略]	
物品 80万 <u>△</u>	[略]	0 物品 80万 ○
の借円超		8 の 借 円 超
入れ 80万		入れ 80万 <u>O</u>
(支 円以		(支円以
出を下		出を下
伴わ全て <u></u> <u> </u>		伴わ全て <u>○</u> ○
ない		ない
₹		
(O)		
物品 200 🔼	[略]	物品 200
の借万円		の借万円
 入れ 超		
(支 200		(支200 0
出を万円		出を万円
 伴わ以下		
ない 100 🛕		ない 100
も 万円		
の)以下		
(市全て <u></u> <u> </u> ○		(市全て <u></u> ○ ○
長が		
指定		指定
する		する
もの (2)		
C)		(C)

9	の貸	万円												
	付	超												
	(収	200					Δ							
	入を	万円												
	伴わ	以下												
	ない	100							Δ					
	ŧ	万円												
	の)	以下												
		全て								Δ	0			
	[略	[略									[略	[略]	[略]	[略]
略]]	略	略	略	略	略	略	略	略]			
]]]]]]]					

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印<u>又は三角印</u>を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。<u>なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室</u>長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない</u>。

4~10 [略]

9	の貸	万円												
	付	超												
	(収	200					0							
	入を	万円												
	伴わ	以下												
	ない	100							0					
	ŧ	万円												
	の)	以下												
		全て								0	0			
	[[略	[略	[[[[[[[[[略	[略]	[略]	[略]
脳]	略	略	略	略	略	略	略	略]			
]]]]]]					

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項 を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあって は、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。

4~10 [略]

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前 別表第 2 (第 2 条、第 4 条、第 6 条—第 7 条関係)							
表第2 (第2条、第4条、第6条—第7条関係)									
財務関係事務		財務関係事務							
2-4契約		2 - 4 契約							
決裁節節名細節 専決 決裁区分 台	合議 備考	決裁節節名細節 専決 決裁区分 合議 備考							
事項 称 名称範囲副特局特部特課消教育 特定職		事項 称 名称範囲 副特局特部特課消教育 特定職							
等市定長定長定長防委員		等。市定長定長防委員							
長局共副及課、局会事		長局共副及課、局会事							
長通局び長課長務局		長通局び長課長務局							
長室内長教									
特共長長監		特共長長監							
部しば、務局									
長市		長一課長市							
及 内 選挙									
室 長 委員		室 長 委員							
長 共 会事									
長人									
事委									
事務									
局長									
市会		市会							
事務									

0 調達 10 需用 消耗 [略 [[[[[[[[[[160万円を超え 0	調達 10 需用 消耗 [略 [[[[[[[[100万円を超え
1	るものについて 1	費 品] 略略略略略略略	るものについて
費、一」」」」」」	は経理契約を要	費、	は経理契約を要
燃料 160	する。	燃料 100	する。
費、万円		費、 <u>万円</u>	
印刷以下		印刷以下	
製本		製本	
費、		費、	
医薬		医薬	
材料		材料	
費		費	
消耗 200		消耗 200	
品。万円		品万円	
費、超		費、超	
燃料 200		燃料 200	
費、万円		費、万円	
印刷以下		印刷以下	
製本 160		製本 100	
費、 <u>万円</u>		費、 <u>万円</u>	
医薬以下		医薬以下	
		材料全て ○ ○	
費		費	
長が		長が	
指定		指定	
もの			
A)		A)	

消耗 全て		消耗 全て	
品費		品費	
(共			
通物		通物	
品の			
55		5 5	
市長		市長	
が指		が指	
 定す		c c	
3 も			
消耗全て		消耗全て <u>○○</u> ○	
品費		品費	
(市			
長が		長が	
指定		指定	
する		する	
t σ		t 0	
通物		通物	
品)		品)	
消耗 [略 [[[[[[[[[略 [略]	<u>160万円</u> を超え	消耗[略[[[[[[[[[[略	
品費] 略略略略略略略略]	るものについて		るものについ
	は経理契約を要し		は経理契約を
出予	する。	出予	する。
算の		算の	
範囲 160		範囲 100	

内の万円		内の <u>万円</u>	
被 以下		被以下	
服)		服)	
	[略]		[略]
]			
消耗[略[[[[[[[[[[略][略]	160万円を超え	消耗 [略 [[[[[[[略 [略]	100万円を超え
品費] 略略略略略略略]	るものについて	品費] 略略略略略略略	るものについて
各	は経理契約を要		は経理契約を要
種施 160	する。	種施 100 [略]	する。
設に <u>万円</u>		設に万円	
おけ以下		おけ以下	
3 給			
与		与	
品)		品)	
[略 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[略]		[略]
]			
燃料 [略 [[[[[[[[[略 [略]	160万円を超え	燃料 [略 [[[[[[略 [略]	100万円を超;
費] 略略略略略略略略]	るものについて	費] 略略略略略略略]	るものについて
	は経理契約を要		は経理契約を要
出予 160	する。	出予 100	する。
算の <u>万円</u>		算の万円	
範囲以下		範囲以下	
内の			
燃		燃燃料	
料)		料)	
電気[略[[[[[[[[[[略[略]	[略]	電気[略[[[[[[[[[『略][略]	[略]

	料金] 略略略略略略略]		料金] 略略略略略略略]	
			1,000	
	万円		万円	
	以下		以下	
	電気全て △△ ○	[略]	電気全て	[略]
	料金		料金	
	気事		気事	
	業者		業者	
	の定		の定ししししししし	
	める			
	申込		申込	
	書に		書に	
	よる		よる	
	#			
	の)		o)	
	ガス全て		ガス全て	
	金、		金、	
	上下		上下	
	水道		水道	
	料金		料金	
青負 10 需	票用修繕 [略 [[[[[[[略 [略]	[略] 請力	負 10 需用 修繕 [略 [[[[[[[[略 [略]	[略]
(そ) 関			そ 費 料] 略略略略略略略]	

万円		万円	
以下		以下	
修繕 200		修繕 200	
料万円		料万円	
(市超		(市超	
長が 200		長が 200	
指定万円		指定万円	
する以下		する以下	
もの 100		もの 100 <u>C</u>	
B) 万円		B) 万円	
以下		以下	
全て		全て	0 0
修繕 250	△ 行財政局	修繕 250	行財政局
料万円	長、都市	料万円	長、都市
(建以下	局長、建	(建以下	局長、建
物、	築住宅局	物、	築住宅局
設備	長及び港	設備	長、港湾
又は	湾局長	又は	局長、教
構 築 250	○	構築	育委員会
物の万円	会事務局	物の	事務局長
保繕以下	長及び教	保繕	及び教育
又は	育次長	又は	次長
小改 150	△ 行財政局	小改 150	行財政局
修に万円	部長(資	修に万円	部長(資
係る以下	産活用担産	係る以下	産活用担
€	当)、都	₹	当)、都
(n)	市局部長		市局部長
	(新都市		(新都市

150	当)及び 部長(新 都担び 高と が おり、 き で る で る で の の の の の の の の の り り り り り り り り り り			当)及び 部長 (新 都市整備 担当) 並 びに港湾 局部長	
150	都市整備 担当) 並 びに港湾 局部長 (工務・ 防災担			都市整備 担当)並 びに港湾 局部長	
150	担当)並 びに港湾 局部長 (工務・ 防災担			担当)並 びに港湾 局部長	
150	びに港湾 局部長 (工務・ 防災担			びに港湾局部長	
150	局部長 (工務・ 防災担			局部長	
150	(工務· 防災担				
150	防災担			(7t-	
150				(工務・	
150	当)			防災担	
150				当)	
	都市局地		150	都市局地	
万円	域整備推		万円	域整備推	
以下	進課長、		以下	進課長、	
	用地活用			用地活用	
	推進課長			推進課長	
	及び工務			及び工務	
	課長並び			課長並び	
	に建築住			に建築住	
	宅局住宅			宅局住宅	
	整備課			整備課	
	長、住宅			長、住宅	
	建設課長			建設課長	
	及び技術			及び技術	
	管理課長	┛╵╙┈		管理課長	
눝 10 需用 賄材 全て ○	[略]	調達	10需用 賄材 全て	[略]	
費料費			費料費		
(各			(各		

設に おける給 食、 賄材 料等 食 料)	設に おける給 食、 賄材 料等 食 料)
0 請負 11 役務 一般 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[0 請負 11 役務 一般 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[
[略][略][略][略][[[[[[[[[[[[[[[[B
調達 11 役務 一般 4,000 費 役務 万円 費、 超 その 4,000 他通 万円 信運 以下 搬費 160 (行財 政局 長 るものについて は経理契約を要 する。 課長	調達 11 役務 一般 4,000 ○ 行財政局 100万円を超えるものについては経理契約を要する。 負(費、超 ○ 契約監理 その 4,000 ○ 契約監理 他通 万円信運以下搬費 100 ○ ○
万円 以下 一般 200 役務 万円	万円 以下 一般 200 役務 万円

	費、超				費、超			
	その200				その 200			
	他通万円				他通万円			
	信運以下				信運以下			
	搬費 100				搬費 100			
	(市万円				(市 万円			
	長が以下				長が以下			
	指定全て				指定全て	0 0		
	する				する			
	\$ O				もの			
	Α 、				Α,			
	В)				В)			
清負 11 役	務一般4,000		行財政局	100万円を超え				
(そ)費	· 役務万円		長	るものについて				
の他	費、超			は経理契約を要し				
	その4,000		契約監理	する。				
	他通万円		課長					
	信運以下							
	搬費							
	100		7 0	-				
	万円							
	以下							
		+ + ,						
	一般 200							
	役務万円							
	費、超			<u> </u>				
	その200							
	他通万円							
	信運以下] 				

搬費 100 (市万円 長が以下 指定 する もの A、 B)				
請負 11 役務 一般務 一般務 一般務 一般務 一般務 一般 費 (金級 数にすもの) かり は かり もの)	[略]		請負 11 役務 一般 全で (そ 費 役務 (そ 費) (公 金取 放手 数料 に関 する のの)	
調達 11 役務 電気 全て 費 通信 料金 その全 他 運 搬費 (共		[略]	調達 11 役務 電気 全て	

	品う市が定るのそ他信搬(納便金保料のち長指すも)の通運費後郵料)険		品の うち 市長 が指 定す るもの) その全て 他通 信運 搬費 (後 納郵 便料 金) 保険全て 料	
労 者 造 約		[略]	労働 11 役務 人材 2,000 者派 費 派遣 万円 選契 約 2,000 万円 以下 1,000 万円 以下	[略]

指定 12	禾 釭	旃 迆	2 000					\wedge		\top			農ス	の独		€額は	総 姷	レナ	1	0 ±=	定1.	禾 红	施 型	4,000								<u></u>	張入の徴	金額は総額	百レー
		管理														。た				3管		料		万円										る。ただし	
者に		委託											_			料金					· 12		委託			\perp								用料金を当	
公の		料	2,000										の委	託に		管理				公			料	4,000								σ_{j}	多託に	定管理者に	こ収点
施設			万円										つい	て	さ	せる	場合	は、		施	設			万円								-	ついて	させる場合	計は、
の管			以下										は、	会計	当	該管	理に	係る		0	管			以下								V-	は、会計	当該管理に	[係
理を			1,000										管理	者に	総	終経費	の見	積価		理	を			2,000			0					管	管理者に	総経費の見	1.積/
行わ			万円										合議	ż	額	巨とす	る。			行	わ			万円								É	議	額とする。	
せる			以下																	せ	る			以下											
場合																				場	合			1,000				С							
の協																				の	協			万円											
定																				定				以下											
委託 12	委託	その	[略	[]	[[[[略	[略]		略]		[[略]			委	託 12	2委託	その	[略			[[[[[略	[略]		[略]	[略]	
	 料	他委		 略 略	 略	略略	略圖	路 略	.]													料	他委		略圖	 各 略	略略	 略 略	 略	7					
		託料]]		1 1															託料			7	1 1	h h	7						
			3 億																					3 億						0					
			円以																					円以											
		7	下																				7	下											
			0 /#		+																			<u> </u>		+									
			2億																					2 億			0								
			円以																					円以											
			下		\perp																			下											
			1 億																					1 億											
			円以																					円以											
			下																					下											
		その	[略							略	[略]											その	[略						[略	[略]				
		他委]	略略	略	略略	略圖	咯略	.]														他委		略	8 略	略略	略 略	略						
		託料																					託料					 							
i i i		(工	4,000						_ C				1										(工	4,000					0	0					

事以 万円 外) 以下		事以 万円 外) 以下	
2,000 万円		万円	
以下		以下	
1,000		1,000	
万円		万円	
以下		以下	
調達 13 使用 一般 全て		0調達 13使用 一般 全て	
料及使用		4 料及使用	
び貸料等		び貸料等	
借料 ─ 般 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[160万円を超え		100万円を超
使用] 略略略略略略略]	るものについて	使用] 略略略略略略略]	るものについて
料等	は経理契約を要	料等]]]]]]]]]]]]]]]]]]]	は経理契約を要
	する。		する。
子計		子計	
算機 160		算機 100	
上で <u>万円</u>		上で <u>万円</u>	
使用以下		使用以下	
に係		に係	
3 も			
あ品 13 使用 一般 [略 [[[[[[[[[[略]]の借 料及 使用] 略略略略略略略。	[略]	物品 13 使用 一般 [略 [[[[[[[[略 [略]] の借 料及 使用] 略略略略略略略	[略]

入れ び貸料等]]]]]]]]]]]]]]]]]]]		入れ び貸料等]]]]]]]]]]]]]]]]]]]	
借料 80万			
円以			
下			
一般 200	[略]	一般 200	[略]
使用万円		使用 万円	
料等超		料等超	
(市200		(市 200	
長が万円		長が万円	
指定以下			
する 100		する 100 <u>○</u>	
もの 万円		もの万円	
) 全て <u></u> ○		全て 0	
青負 13 使 用 自 動 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[略]	請負13使用自動 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[略]
(そ 料及 車借] 略略略略略略略 1 1 1 1 1 1 1 1			
也) 借料 100		他) 借料 100 0 0	
万円		万円	
以下			
勿品 13 使 用 自 動 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[[略]	物品13使用自動 [略][[[[[[[[略]
		の借料及車借」略略略略略略に	
スれ び貸上料]]]]]]			
借料 80万 <u>△</u>		借料 80万 <u>○</u>	
円以		円以	
	[mbr]		□ m t= ¬
青負 13 使 用 自 動 200	[略]	┃ │ 請負 13 使用 自動 200	[略]

の他	び貸	上料	超												
) ,	借料	(市)	200					Δ_							
物品		長が	万円												
の借		指定	以下												
入れ		する	100							Δ					
		もの	万円												
		В,	以下												
		С	全て								Δ	0			
)													
請負1	3使用	自動	全て							Δ	Δ	0			
(~	料及	車借													
の他	び貸	上料													
	借料	(タ													
		クシ													
		一利													
		用													
		料)													
		(乗													
		車票													
		によ													
		る利													
		用に													
		係る													
		ŧ													
		の)													
[略	[[略	[略	[略	[[[Ε		[略	[略]	[略]	[略]
	[]]]	略	略	略	略	略	略	略	略				
]]]]]]]				

の他		び貸	上料	超										
) ,	倩	昔料	(市	200				0						
物品			長が	万円										
の借			指定	以下										
入れ			する	100					0					
			もの	万円										
			В、	以下										
			С	全て						0	0			
)											
請負	13何	更 用	自動	全て					0	0	0			
(そ		斗 及	車借											
の他	7	び貸	上料											
)	倩	昔料	(タ											
			クシ											
			一利											
			用											
			料)											
			(乗											
			車票											
			によ											
			る利											
			用に											
			係る											
			t											
			の)											
[略		[略	[略	[略							[略	[略]	[略]	[略]
]	略]]]	略					略				
]]]]]]				

請負 14工	事工事 [略 []		[略] [略]	[略]	0請負14	工事 工事 [略 [[[「略」	[略]
(工 請	負請負] 略略	略略略略略略			5 (工	請負請負] 略略略	略略略略略		
事) 費	費]]				事)	費 費 []]]			
	250		0			250	000		
	万円					万円			
	以下					以下			
	工事全て		[略]			工事全て	0	[略]	
	請負					請負			
	費					費			
	(建					(建			
	物の					物の			
	ガス					ガス			
	設 備					設備			
	にか					(こ か)			
	かる					かる			
	\$ O					6 o			
	(ガ					(ガ			
	ス冷					ス冷			
	暖房					暖房			
	設備					設備			
	工事					工事			
	- デ を除								
	<)					<)			
調達15原	材 原 材 [略 [[[略 [略]	160万円を超え	0 調 達 15	原材原材[略[[[[略]	
		* 略 略 略 略 略 略		るものについて			-	L HH J	るものについて
				は経理契約を要					は経理契約を要
	160		0	は経生失約を安しする。		100			は程序的を安する。

万円 以下 原材 200 料費 万円 (市超 長が 200 指定 万円 する以下 もの 160 A) 万円 以下 全て		万円 以下 原材 200 料費 万円 (市超 長が 200 指定 万円 する 以下 もの 100 A) 万円 以下	
	[略] [略]		[略]
0 調達 17 備品 一般 [略 [[[[[[[[略 [略]	160万円を超え	0 調達 17 備品 一般 [略 [[[[[[[[略]] [略]]	100万円を超え
8 購入備品] 略略略略略略略	るものについて		るものについて
費、」」」」」」」	は経理契約を要	費、費、」」」」」」」」	は経理契約を要
重要 160	する。	重要 100	する。
費以下		費以下	
費、超		費、超	
重要 200		重要 200	
費以下		費以下	

	指定 以下	指定以下
	A)	
	[略 [略 [[[[[[[[[[[[[[[[[
[[略][略		
略] 略]		
1 受託 — —		-
事)		
	円以	
	下	
	円以	
	下	下
	円以	
	下	
受託——	- [略 [[[[[[K	受託——— [略[[[[[[[[[略 [略] [略]
事以		
外)	4,000	4,000 0

	以下	
	2, 000	2,000
	万円	
	1,000	
	万円	
売却——		
2 (物		
品そ		
(n)	50万	
他)	円以	
売却――	上全て全て	
(物		
品そ		
0		
他)		
(法		
令 等		令等
によ		
り 金		
額 が		
定ま		
って		
いる		
€		
の)		

[略 [[略		[略]	「略 [「略 [略] 「略] 「
[[略		[略]	
物品 —— の借 入れ (支	一 80万 <u>△</u> 円超 <u>△</u> 80万 <u>△</u> 円以 <u>△</u>	[略]	1 物品 — — 80万 ○ 円超 4 の借 円超 入れ (支 円以
出を 伴わ ない も の)	下 全て <u>△</u> ○		田を 伴わ ない も の)
物品 —— の借 入れ (支 出を	一 200 <u> </u>	[略]	物品 —
なもの (長指す	100 点 万円 以下 全て 点		ない も の) (市 長が 指定 する

6 0					
C			С		
1 物品——		○ 1 金額は、賃	1 物 品 — —	<u> </u>	1 金額は、賃
5 の貸	万円	料の年額又は	5 の貸	万円	料の年額又は
付	超	総額を表す。	付	超	総額を表す。
	200	賃料が減額さ		500	賃料が減額さ
	万円	れる場合は、		万円	れる場合は、
	以下	減額されない		以下	減額されない
	100	ものとした場		200	ものとした場
	万円	合の金額によ		万円	合の金額によ
	以下	る。		以下	る。
		2 賃料の減額		100	2 契約を更新
		については、		万円	する場合、そ
		局長等の専決		以下	の内容に変更
		とする。			のないもの (
		3 この項にお			消費税に係る
		ける決裁区分			変更以外に変
		は、賃料の納			更のないもの
		期について別			を含む。)に
		段の定めをす			ついては、
		る場合に準用			500万円を超
		する。			えるものにつ
					いても、局長
					等が専決する
					ことができる。
					3 賃料の減額
					については、

				局と 4 けは期段るす、ににの場はをに局すきの。項裁料いめにた締のてをつびるてがとの。項裁料いめにた締のてをつのるてがとったがらいりますがいめにを準だ結納別すい円もも専がといいののの、決でといりのの、決で
物品——	<u> </u>	[略]	物品 — — 200	[略]
の貸	万円		万円	
付	超		付 超	
(भ्र			200	
入を	万円		入を	
伴わ	以下			
ない			ない 100	

	の)				以下												
					全て									\bigcirc			
	[略		[略	[略	[略		[[略	[略]	[略]	[略]
略]	略]]	略	略	略	略	略	略	略	略]			
]]]]]				

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印<u>又は三角印</u>を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。<u>なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室</u>長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。</u>

4~15 [略]

	Ø))				以下												
						全て								0	0			
		略		[略	[略	[略			[[略	[略]	[略]	[略]
畔]	ļ	略]]]	略	略	略	略	略	略	略	略]			
]		-]]]]]				

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項 を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあって は、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。

 $4 \sim 15$ [略]

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

			改正後							改正	前		
別表第4(第	第10条	第13条関係)			別表第	第 4 (3	第10条	一第	13条関係)				
財務関係	事務				財	務関係	事務						
4-1収入	決定	(収入を伴う施	行決議·実施決定		4-1収入決定(収入を伴う施行決議・実施決定)								
決裁	専決	決裁区分	合議	備考		決裁	専決	決	:裁区分	合議	備考		
事項	範囲	区長部長課長	:			事項	範 囲	区長	部長課長				
		及び及び共通	i					及び	及び共通				
		北神北須玉津						北神	北須玉津				
		担当磨支支所						担当	磨支支所				
		区長所長長						区長	所長長				
		共通							共通				
01 不 動	500万	0	神戸市公有財産	1 金額は賃料の年額又は総額を	0 1	受託	4,000	0			金額は、見積金額とする。		
産の	円以		規則が適用され	表し、無償のもの又は軽減され			万円						
貸付	下		るものについて	たものについては、見積金額を			以下						
			は、地域協働局長	示す。表す。賃料が減額される			2,000						
			及び行財政局部	場合は、減額されないものとし			万円						
			長(資産活用担	た場合の金額による。			以下						
			当)(500万円を超	2 契約を更新する場合、その内			1,000						
			えるもの。地域協	容に変更のないもの(消費税に			万円						
			働局区役所課長	係る変更以外に変更のないもの			以下						
			及び行財政局資	を含む。) については、500万円									
			産活用課長経由)	を超えるものについても、区長	02	物品	4,000				1 金額は、見積金額を示す。		
			又は地域協働局	及び北神担当区長(以下この表		その	万円				2 50万円を超えるもの(法令等		
			区役所課長及び	において「区長等」という。)		他の	以下				により金額が定まっているもの		
			行財政局資産活	が専決することができる。この		売却	1,000				を除く)については経理契約を		
			用課長(500万円	場合においては、資産活用課長		(不動	万円				要する。		
			以下)に合議	に合議すること。		産 及	以下						
				3 この項における決裁区分は、									

地上権、地役権その他これらに	用 500万 〇
準ずる権利の設定における定期 益・	物円以
の地代収入の場合に準用する。権	を下
4 賃料の減額については、区長 除く	
等の専決とする。 03 物 1	品 500万 ○ 不動産において 1 金額は賃料の年額又は総額を
5 この項における決裁区分は、 又	は円以 神戸市公有財産 表す。賃料が減額される場合は
賃料の納期について別段の定め	動下 規則が適用され 減額されないものとした場合の
をする場合に準用する。ただし、産	の るものについて 金額による。
契約締結後に賃料の納期につい貸付	付は、地域協働局 2 物品の契約を更新する場合、
て別段の定めをする場合は、500	長及び行財政局 その内容に変更のないもの(消
万円を超えるものについても、	部長(資産活用担 費税に係る変更以外に変更のな
区長等が専決することができ	当)(500万円を超 いものを含む。)については、50
る。	えるもの。地域 万円を超えるものについても、
	協働局区役所課 区長及び北神担当区長(以下ご
	長及び行財政局 の表において「区長等」という。
	資産活用課長経 が専決することができる。
	由)又は地域協働 3 不動産の契約を更新する場
	局区役所課長及 合、その内容に変更のないもの
	び行財政局資産 (消費税に係る変更以外に変更
	活用課長(500万 のないものを含む。)について
	円以下)に合議 は、500万円を超えるものについ
	ても、区長等が専決することか
	できる。この場合においては、資
	産活用課長に合議すること。
	4 この項における決裁区分は、
	地上権、地役権その他これらる
	準ずる権利の設定における定期
	の地代収入の場合に準用する。

				$\mathbf{I} \perp \mathbf{I}$					5 賃料の減額については、区長
									等の専決とする。
									6 この項における決裁区分は、
									賃料の納期について別段の定め
									をする場合に準用する。ただし、
									契約締結後に賃料の納期につい
									て別段の定めをする場合は、500
									万円を超えるものについても、
									区長等が専決することができ
				J ∣L					る。
不動[略[_ 略 [略	[略神戸市公有財産	[略]		物品[略	[略 [略	[略	不動産において	[略]
産の]]]		規則が適用され			又 は]]	神戸市公有財産	
貸付		るものについて			不動			規則が適用され	
(市		は、一時的な材料			産の			るものについて	
長が		置場等のための			貸付			は、一時的な材料	
指定		ものについては、			(市			置場等のための	
する		地域協働局長及			長が			ものについては、	
6 O		び行財政局部長			指定			地域協働局長及	
D)		(資産活用担			する			び行財政局部長	
		当)(500万円を超			€ Ø			(資産活用担	
		えるもの。地域協			D)			当)(500万円を超	
		働局区役所課長						えるもの。地域協	
		及び行財政局資						働局区役所課長	
		産活用課長経由)						及び行財政局資	
		又は地域協働局						産活用課長経由)	
		区役所課長及び						又は地域協働局	
		行財政局資産活						区役所課長及び	
		用課長(500万円						行財政局資産活	

以下)に合議							用課長(500万円	
							以下)に合議	
02 寄 附 [略 [略 [略	[略]		04	寄 附 [略	[略	[略	[略	[略]
の 収]]]]				の収]]		
受(負				受(負				
担付				担付				
きで				きで				
ない				ない				
₹ Ø)				もの)				
03 施 設 [略 [略			<u>05</u>	施設[略	[略		[略	
設備]]]]				設備]]	
に 係				に 係				
る賠				る賠				
償金				償 金				
の徴				の徴				
収等				収等				
の事				の事				
務				務				
注)			主)		1			·
~8 [略]		1	~ 8	[略]				

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

						改正後						改訂	E前			
別表第	4 (第	写10条	一第 :	13条関	(係)			別表質	第 4 (🤅	第10条·	- 第13条関係)					
財務	関係事	爭務						財	務関係事	事務						
4 -	2 その	他						4-2その他								
	決裁	専決	決	裁区	分	合議	備考		決裁	専決	決裁区分	合議	備考			
	事項	範 囲	区長	部長	課長				事項	範囲	区長部長課長					
			及び	及び	共 通						及び及び共通					
			北神	北須	玉 津						北神北須玉津					
			担当	磨 支	支 所						担当磨支支所					
			区長	所長	長						区長所長長					
				共通							共通					
01	不 動	全て	0			神戸市公有財産	1 金額は、賃料の年額又は総額	01	廃棄	全て						
	産の					規則が適用され	を表す。賃料が減額される場合	02	物品	80万	0		金額は、賃料の年額又は総額を表			
	貸付					るものについて	は、減額されないものとした場合		の借	円超			す。賃料が減額される場合は、減額			
	(収					は、地域協働局	の金額による。金額は、賃料の年		入れ	80万	. 0		されないものとした場合の金額に			
	入を					長及び行財政局	額又は総額を表す。賃料が減額さ		(支	円以			よる。			
	伴わ					部長(資産活用	れる場合は、減額されないものと		出を	下						
	ない					担当) (500万円	した場合の金額による。		伴お	,						
	もの)					を超えるもの。	2 賃料の免除については、区長		ない	•						
						地域協働局区役	及び北神担当区長(以下この表に		もの)							
						所課長及び行財	おいて「区長等」という。)の専	03	不 動	200万			金額は、賃料の年額又は総額を表			
						政局資産活用課	決とする。		産の	円超			す。賃料が減額される場合は、減額			
						長経由)又は地			借入	.200万	. 0		されないものとした場合の金額に			
						域協働局区役所			れ(支	円以			よる。			
						課長及び行財政			出を	下						
						局資産活用課長			伴お	100万						
						(500万円以下)			ない	円以						
						に合議			もの)	下						

		I	┃ 04 物 品 全て ○	不動産において 1 金額は、賃料の年額又は総額
				神戸市公有財産を表す。賃料が減額される場合
				るものについて の金額による。金額は、賃料の年
				は、地域協働局 額又は総額を表す。賃料が減額を
			(収	長及び行財政局 れる場合は、減額されないものと
			入を	部長(資産活用 した場合の金額による。
			伴わ	担当) (500万円 2 賃料の免除については、区土
			ない	を超えるもの。 及び北神担当区長(以下この表し
			& ∅)	地域協働局区役 おいて「区長等」という。)の『
				所課長及び行財決とする。
				政局資産活用課
				長経由)又は地
				域協働局区役所
				課長及び行財政
				局資産活用課長
				(500万円以下)
				に合議
不 動 [略] [略	[略][略]神戸市公有財産	[略]	<u>物 品</u> [略] [略] [略	[略] 不動産において [略]
産の	規則が適用され		又は	神戸市公有財産
貸付	るもののうち、		不動	規則が適用され
(収	一時的な材料置		産の	るもののうち、
入を	場等のためのも		貸付	一時的な材料置
伴わ	のについては、		(収	場等のためのも
ない	地域協働局長及		入を	のについては、
もの)	び行財政局部長		伴わ	地域協働局長及
(市	(資産活用担		ない	び行財政局部長
長が	当) (500万円を		もの)	(資産活用担

指定	超えるもの。地	(市	当) (500万円を	
する	域協働局区役所	長が	超えるもの。地	
€ Ø	課長及び行財政	指定	域協働局区役所	
D)	局資産活用課長	t 3	課長及び行財政	
	経由)又は地域	\$ O	局資産活用課長	
	協働局区役所課	D)	経由)又は地域	
	長及び行財政局		協働局区役所課	
	資産活用課長(長及び行財政局	
	500万円以下)に		資産活用課長(
	合議		500万円以下)に	
			合議	
(注)		(注)	•	
1、2 [略]		1、2 [略]		

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			 改正前
別表第4 (第10条一第13条関係)	別表第4(第1	0条-第13条関係)	
財務関係事務	財務関係事務	x D	
4-3契約	4-3契約		
決裁 専決 決裁区分 合議		注 決 決裁区分 合議	備考
事項範囲区長部長課長	事項 4	区長部長課長	
及び及び共通		及び及び共通	
北神北須玉津		北神北須玉津	
担当磨支支所		担当磨支支所	
区長所長長		区長所長長	
共 通		共 通	
01 不動200万 〇 金額は、賃	料の年額又は総額を表 01 受託 4,	000 🔾	金額は、見積金額とする。
	減額される場合は、減	円	
	ものとした場合の金額	下	
れ (支 円 以 による。	2,	000	
	万	円	
		下	
ない	$\overline{1}$	000	
もの)	万	m	
		下	
	02 物 品 50	万	1 金額は、見積金額とする。
	等の円	以	2 50万円を超えるものについて
100万	売却下		は経理契約を要する。
	(不動		
下	産及		
	び用		
	益物		
	権を		
	除く)		

	03 物 品 80万 〇	金額は、賃料の年額又は総額を表
		す。賃料が減額される場合は、減
		額されないものとした場合の金額
	(支出	による。
	を 伴 80万 ○	
	わな一円以	
	04 不動200万〇	金額は、賃料の年額又は総額を表
	産の円超	す。賃料が減額される場合は、減
	借入200万 〇	額されないものとした場合の金額
	れ(支円以)	による。
	伴 わ100万	
	もの)下	
02 不動 [略 [略 [略 [略] 1 [略]		各
02 不動 [略 [略 [略 [略 [略]] 産の]]	<u>05</u> <u>物 品</u> [略	
	<mark>又は</mark>]]]	2 物品の契約を更新する場合、
	又は 」 不動	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消
	又は] 不動 産の	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消 費税に係る変更以外に変更のな
	又は 」 不動	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消 費税に係る変更以外に変更のないものないものを含む。)については、
	又は] 不動 産の	 2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについて
	又は] 不動 産の	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下
	又は] 不動 産の	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」とい
産の「」」」」」	又は] 不動 産の	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下
産の]]]]]	又は 」 不動 産の 貸付	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。
産の]	又は	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。 3 不動産の契約を更新する場
産の]]]] ② 不動産の書 合、その内容 (消費税に係	又は] 不動 産の 貸付	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。 3 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの
産の] 貸付 2 不動産の 合、その内容 (消費税に係のないものを	又は 不動 産の 貸付 製約を更新する場 に変更のないもの る変更以外に変更	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。 3 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更
産の] 貸付 2 不動産の書合、その内容 (消費税に係のないものを は、500万円を	又は 不動 産の 貸付 製約を更新する場 に変更のないもの る変更以外に変更 含む。) について	2 物品の契約を更新する場合、 その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、 500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。 3 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものないものを含む。)について

	いう。)が専決することか る。この場合においては、	できる。この場合においては産活用課長に合議すること。
	活用課長に合議すること。	
	$3 \sim 5$ [略]	
不動[略[略[略		
		<u>物 品</u> [略 [略 [略 [略] [略] [略] [略] [略]
産の]]		
貸付		不動
(市		産のは、は
長 が 指 定		貸付 (市
する		
8 0		長が 指定 指定
D)		する
		$\left \begin{array}{c c} & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ \end{array}\right $
不 動 [略 [略	[略神戸市公有財産 [略]	06 物品 [略 [略 [略 <u>不動産において</u>
産の]]]]	見 規則が適用され	又は]]]神戸市公有財産
	るものについて	
(収	は、地域協働局	産のるものについて
入 を	長及び行財政局	貸付は、地域協働局
 伴 わ	部長(資産活用	長及び行財政局
ない	担当) (500万円	
€ Ø)	を超えるもの。	(4) 担当) (500万円
	地域協働局区役	ないと超えるもの。
	所課長及び行財	もの)地域協働局区役
	政局資産活用課	所課長及び行財
	長経由)又は地	政局資産活用課
	域協働局区役所	長経由)又は地
	課長及び行財政	域協働局区役所
	局資産活用課長	課長及び行財政
	(500万円以下)	局資産活用課長
	に合議	

不動[略 [略	[略 [略 神戸市公有財産 [四	各] 物 品	[略 [略 [略 不動産において	[略]
 産の]]		<u>又は</u>] 神戸市公有財産	
貸付	るもののうち、	不動	規則が適用され	
(収	一時的な材料置	産の	るもののうち、	
入 を	場等のためのも	貸付	一時的な材料置	
伴わ	のについては、	(収	場等のためのも	
ない	地域協働局長及	入を	のについては、	
もの)	び行財政局部長	伴わ	地域協働局長及	
(市	(資産活用担	ない	び行財政局部長	:
長が	当) (500万円を	€ Ø)	(資産活用担	
指定	超えるもの。地	(市	当) (500万円	を
する	域協働局区役所	長が	超えるもの。地	1
も <i>の</i>	課長及び行財政	指定	域協働局区役所	i l
D)	局資産活用課長	t 3	課長及び行財政	
	経由)又は地域	\$ O	局資産活用課長	
	協働局区役所課	D)	経由)又は地域	
	長及び行財政局		協働局区役所課	Į.
	資産活用課長		長及び行財政局	j
	(500万円以下)		資産活用課長	
	に合議		(500万円以下)	
			に合議	

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第6 (第15条—第17条関係)	5	別表第6 (第15条—第17条関係)	
財務関係事務		財務関係事務	
6-1支出決定(支出を伴う施行決議・実施決定)		6-1支出決定(支出を伴う施行決議・実施決定)	
決裁節節細節名 専決 決裁区分 合議	備考	決裁節節細節名 専決 決裁区分 合議	備考
事項 名 称等 範囲 第 1 類事 第 2 第 3		事項 名 称等 範囲 第1類事 第2第3	
業所 類事 類事			
第1副所業所業所		第1副所業所業所	
類事長及長共長共		類事長及長共長共	
業所び課通通		業所び課通通	
長共長共		長共長共	
通 通		通通通	
[[略][[略][略][略][略][略][略][略]	[略]		[略]
0調達10需消耗品2,000 〇	160万円を超えるものにつ	0 調達 10 需 消耗品 2,000 〇	100万円を超えるものにつ
8 用費、燃 万円	いては経理契約を要す	8 用費、燃 万円	いては経理契約を要す
費料費、以下	る。	費料費、以下	る。
印刷製 1,000 〇 〇		印刷製 1,000 ○ ○	
本費、万円			
医薬材以下		医薬材以下	
料費 160 △ △		料費 100	
万円			
以下			
万円			
以下			
消耗品 200 <u>△</u>		消耗品 200 🔘	

費、燃 万円		費、燃万円	
料費、以下		料費、以下	
印刷製 160		印刷製 100 ○ ○	
本費、万円		本費、 <u>万円</u>	
医薬材 以下		医薬材以下	
料費 (20万 <u>△</u>		料費 (20万 <u>○</u>	
市長が円以		市長が円以	
指定す下		指定す下	
3 5 0		3 5 0	
A)		A)	
消耗品 全て		消耗品 全て <u>○</u> <u>○</u> <u>○</u>	
費(市		費(市	
長が指		長が指	
定する		定する	
ものを		ものを	
除く共		除く共	
通物		通物	
品)		品)	
[略] [略] [略] [略] [略]	[略]		[略]
電気料「略「略」「略」「略」「略	[略]	電気料 [略 [略 [略 [略	[略]
1,000			
万円		万円	
以下		以下	
万円		万円	
以下		以下	

	電気料	全て			\triangle		[略]			電気料	全て	0	0	<u>o</u>	[略]
	金(電									金(電					
	気事業									気事業					
	者の定									者の定					
	める申									める申					
	込書に									込書に					
	よるも									よるも					
	の)									の)					
	ガス料	全て			\triangle					ガス料	全て	0	0	<u>O</u>	
	金、上									金、上					
	下水道									下水道					
	料金									料金					
青負 1	0需修繕料	2,000	0				100万円を超えるものにつ	請負	10需	修繕料	2,000 🔾				100万円を超えるものにつ
(そ	用	万円					いては経理契約を要す	(~	用用		万円				いては経理契約を要す
0	費	以下					る。	Ø	費		以下				る。
<u>h</u>)		1,000		0	0			他)			1,000	0	0		
		万円									万円				
		以下									以下				
		300				0					300			0	
		万円									万円				
		以下									以下				
		100		Δ	\triangle										
		万円													
		以下													
$\overline{}$	修繕料									修繕料	200 🔘				
	(市長		_							(市長					
	が指定									が指定					
	' ' ' '	~ . '								1,					

[略 [[[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]	 [略		1]	略]	[略][四	各 []	8 [略	[略	[略]	[略]
		万円 以下																
		250			Δ													
		以下											スト					
		万円 											, f 円					
		2, 000				0						2.	, 000				-	
		下										 						
		I											- 12					
1 /	費	1 億		0	0			る。			₹		· . 億				-	る。
	務務費	円以						いては経理契約を要す	9 (製造)		务務	ています。 1	日以					いては経理契約を要す
	1役一般役							250万円を超えるものにつ	0請負									250万円を超えるものに
h 6	食料)	_ ,,,									食;							
	材料等											料等						
	食、賄										食、	、賄						
	る給										る	給						
	におけ	以下									に:	おけじ	スト					
	費種施設	万円								建	貴種 種	施設因	プ円					
	用費(各											(各1				0	-	
 司達 10	0需賄材料	全て								10 常	事 賄 ź	材料全	全て	0	0			
		下										 						
		20万 円以											0万					
		以下										-	ム下				<u> </u> 	
	Ø B)											B)						

調達 11	役一般役	2,000			160万円を超えるものにつ	調 1	1役一般役	2,000	0	100万円を超えるものにつ
	務務費、	万円			いては経理契約を要す	達、	務務費、	万円		いては経理契約を要す
	費その他	以下			る。	請負	費その他	以下		る。
	通信運	1,000	0 0			(通信運	1,000	0 0	
	搬費	万円				0	搬費	万円		
		以下				他)		以下		
		160				調達1	1役一般役	100	0	100万円を超えるものにつ
		万円					務務費、	万円		いては経理契約を要す
		以下					費その他	以下		る。
		100					通信運			
		万円					搬費			
		以下				請負1	1役一般役	300	0	100万円を超えるものにつ
青負 11	役一般役	2,000			100万円を超えるものにつ	(~	務務費、	万円		いては経理契約を要す
(そ	務務費、	万円			いては経理契約を要す	0	費その他	以下		る。
	費その他	以下			る。	他)	通信運			
<u>tr</u>)	通信運	1,000	0 0				搬費			
	搬費	万円								
		以下								
		300		0						
		万円								
		以下								
		100								
		万円								
		以下								
問 11	役一般役	200 🛆					1役一般役		<u>o</u>	
	務務費、	万円				達、	務務費、	万円		

(そ	通信運	100		\triangle	\triangle		(~		通信運 100	0	<u>O</u>		
の	搬費	万円					0		搬費万円				
也)	(市長	以下					他)		(市長以下				
	が指定	20万							が指定 20万			0	
	するも								するも円以				
	の A 、	下							のA、下				
	B)								В)				
周達 1	1役一般役	全て			\triangle		調達	11役	一般役全て	0	<u>O</u>		
	務務費							務	務費				
	費(証明							費	? (証明				
	書発行								書発行				
	等に係								等に係				
	る手数								る手数				
	料)								料)				
	電気通	全て		\triangle	\triangle	[略]			電気通全て	0	<u>O</u>	<u> </u>	[略]
	信料金								信料金				
	その他	全て			\triangle				その他全て	0	<u>O</u>	<u> </u>	
	通信運								通信運				
	搬費								搬費				
	(後納								(後納				
	郵便料								郵便料				
	金)								金)				
	保険料	全て							保険料全て	0	0		
		100							100			<u> </u>	
		万円							万円				
		以下							以下				
労働 1	1役人材派	2,000	\triangle			[略]	労働	11役	人材派 2,000 〇				[略]
者派	務遣料	万円					者派	務	造料万円				

遣契	費	以下							遣	翠 星	費	以下					
約		1,000			\triangle				約			1,000		0 0	<u> </u>		
		万円										万円					
		以下										以下					
		20万				\triangle						20万			2	<u>)</u>	
		円以										円以					
		下										下					
委託 1	2委その他	2,000	\triangle				[略]	[略]	1 委 i	壬 12 💈	委る	その他 2,000	0			[略]	[略]
	託委託料	万円							0	i	托才	委託料 万円					
	料	以下								*	料	以下					
		1,000										1,000		0 0	2		
		万円										万円					
		以下										以下					
		20万				\triangle						20万			2	<u>)</u>	
		円以										円以					
		下										下					
調達 1	3使一般使	全て			\triangle				1調	室 13位	吏一	一般使全て		0 0	<u>_</u>		
	用用料等	100				\triangle					甲月	月料等 100				<u>)</u>	
	料	万円								*	料	万円					
	及	以下								7	及	以下					
	び									7	J.						
	賃									1	賃						
	借										告						
	料									*	料						
	一般使	2,000	0					160万円を超えるものにつ			F	一般使 2,000	\circ				100万円を超えるものにつ
	用料等	万円						いては経理契約を要す			Į.	月料等 万円					いては経理契約を要す
	(電子	·以下						る。				(電子以下					る。
	計算機	1,000		0	0						言	十算機 1,000		0 (O .		

	上用ソウにものは、	以下 160 万円	Δ	Δ	Δ				上用ソウにもですフェ係の	以下 100 万円			0		
勿 显 1	3使一般使	万円 以下 2 000				1 金額は、賃料の年額	· 物品·	3 使	一般使	2 000 ()			1 金額	は、賃料の年額
の借し	用用料等					又は総額を表す。賃料			用料等						重を表す。賃料
入れ		以下				が減額される場合は、	入れ	料		以下					される場合は、
		1,000	0	0		減額されないものとし		及		1,000) ())	-	こないものとし
	び	万円				た場合の金額による。		び		万円					つ金額による。
		以下				2 80万円を超えるもの		賃		以下					円を超えるもの
	借	100				については経理契約を		借		100				_	ては経理契約を
	料	万円以下				要する。		料		万円 以下				要する。	
		80万	Δ	Δ	_										
				\triangle											
		円以下													
	一般使	'				[略]			一般使	200 (<u>)</u>				[略]
	用料等					C **L J			用料等		_				
	(市長								(市長						
	、								が指定		<u>C</u>	<u> </u>)	-	
	するも		_	<u> </u>					するも			_ _	_		
		以下								以下					
		50万								50万			0		
		円以								円以					

		下							下		
青負 1:	3使自動車	I 2,000 ()			100万円を超えるものにつ	請負	3使自動	車 2,000 〇)	1 自動車借上料の契約
(そ	用借上料	万円				いては経理契約を要す	(そ	用借上	:料万円		を請負(その他)で締
0	料	以下				る。	0	料	以下		結する場合、100万円を
<u>h</u>)	及	1,000	0	0			他)	及	1,000	0 0	超えるものについては
	び	万円					、物	び	万円		経理契約を要する。
	賃	以下					品の	賃	以下		2 自動車借上料の契約
	借	300			0		借入	借			を貸借で締結する場
	料	万円					れ	料			合、80万円を超えるも
		以下									のについては経理契約
		100	Δ	Δ	Δ						を要する。
		万円									3 自動車借上料の契約
		以下									を貸借で締結する場
品 1:	3使自動車	1 2,000 ()			1 80万円を超えるもの					合、金額は、賃料の年
借	用借上料	万円				については経理契約を					額又は総額を表す。賃
.れ	料	以下				要する。					料が減額される場合
	及	1,000				2 金額は、賃料の年額					は、減額されないもの
	び	万円				又は総額を表す。賃料					とした場合の金額によ
	賃	以下				が減額される場合は、					る。
	借	100				減額されないものとし					
	料	万円				た場合の金額による。					
		以下									

		請負 13 使 自動車 300	100万円を超えるものにつ
円以		(そ 用 借 上 料 万 円	いては経理契約を要す
		以下	る。
		他) 及	
		賃	
		借	
		料料	
		物品 13 使 自動車 100	1 金額は、賃料の年額
		の借用借上料万円	又は総額を表す。賃料
		入れ 料 以下	が減額される場合は、
			減額されないものとし
			た場合の金額による。
		賃	2 80万円を超えるもの
		借	については経理契約を
		料	要する。
請負 13 使 自動車 200 🛆	[略]	請負13使自動車200 <u>○</u>	[略]
(そ 用借上料 万円		(そ 用借上料 万円	
の料(市長以下)		の料(市長以下	
也) 及が指定 100		他) 及が指定 100 0 0	
. 物 びするも 万円		、物 びするも 万円	
品の 賃のB、以下		品の賃のB、以下	
借入 借 C)		借入 借 C)	
れ 料		れ料	
請負 13 使 自動車 20万		請負 13 使 自動車 20万	
(そ 用借上料 円以		(そ 用借上料 円以	
の料(市長下		の料(市長下	
他)及が指定		他) 及が指定	

	び するも 賃 の B) 借												賃借	するも のB)										
勿品 1	3 使 自 動 車	50万								[略]		物品」	料 3使	自動車	50万				<u>O</u>				[略]	
つ借												の借		借上料										
れ	料(市長											入れ		(市長										
	及が指定												及	が 指 定										
	びするも												び	するも										
	賃のC)												賃	の C)										
	借												借											
	料												料											
青負 1	3使自動車	全て		\triangle								請負	3 使	自動車	全て		0	<u>O</u>						
(そ	用借上料	20万				\triangle						(~	用	借上料	20万				0					
	料(タク	円以										0	料	(タク	円以									
1)	及シー利	下										他)	及	シー利	下									
	び用料)												び	用料)										
	賃(乗車												賃	(乗車										
	借票によ												借	票によ										
	料る利用												料	る利用										
	に係る													に係る										
	もの)													もの)										
[略	[[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]			[略]		[略		[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]			[略]	
	各略]]]										8略]]]					
青負 1	4工工事請	2 億	0					1	直営工	事の施行を	央 定	1請負1	4工	工事請	2 億	0					1	直営	工事の施行	決定
(工)	事負費	円以						を	含む。			2 (工	事	負費	円以							を含む	0	
事)	計	下						2	250万円	円を超える	もの	事)	請		下						2	250万	5円を超える	るもの

	負	1 億		0		については経理契約を		負		1 億				については経理契約を
	費	円以				要する。		費		円以				要する。
		下								下				
		2,000			0					2,000				
		万円								万円				
		以下								以下				
		250		\triangle										
		万円												
		以下												
調達		斗 2,000				160万円を超えるものにつ	1調達	15原	原材制	\$ 2,000 ○				100万円を超えるものにつ
	材費	万円				いては経理契約を要す	3	材	費	万円				いては経理契約を要す
	料	以下				る。		料		以下				る。
	費	1,000	\circ	0				費		1,000		0		
		万円								万円				
		以下								以下				
		160	Δ	Δ						100			0	
		万円								万円				
		以下								以下				
		100			\triangle									
		万円												
		以下												
	原材料	斗 200							原材制	\$\frac{1}{200}\$	-			
	費(〒	万円							費 (ī	市万円				
	長が排	1 以下							 長が打	指以下				
	定する	5 160		\triangle					定する	3 <u>100</u>	0	0		
	もの	万円							もの	万円				
	A)	以下							A)	以下				

		20万									20万円以				0		
		下									下	_					
1調達 17備 —							160万円を超えるものにつ	1調		備一般備							100万円を超えるものにつ
	引費 、						いては経理契約を要す	4		品品費、							いては経理契約を要す
	重要備.						る。			購重要備			_	_			る。
入品		1,000		0						入品費	1,000						
費		万円								費	万円						
	-	以下									以下						
		160									100						
		万円									万円						
	ŀ	以下									以下						
		100															
		万円															
		以下								60 646							
	一般備									一般備		0					
	品費、									品費、							
	重要備.									重要備							
		160									100						
	(市長									(市長							
	が指定!									が指定							
	つるも 2									するも					0		
) A)									の A)							
		下									下						
	[略]	[略	[略][略		[略	[略]	[略]		略 [[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
略『略略]						略]	略	略]]]		

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印<u>又は三角印</u>を付した項に規定する事項を専決する。<u>なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市</u>長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項につ</u> いては、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。

4~16 [略]

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。

4~16 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

						Ę	改正後								改正前	
別表第	56 (第	15条一第	第17 拿	条関係	()				別表第	6 (第	15条一章	第 1 7 <i>拿</i>	条関係	()		
財彩	 関係事	務							財務	等関係事	務					
6 -	- 2 収入	決定(中	又入に	こ伴う	施行	決議・	・実施決定)		6 -	- 2 収入	決定(中	又入に	こ伴う	施行決議 •	実施決定)	
	決裁事	専決範		決裁	区分		合議	備考		決裁事	専決範		決裁	区分	合議	備考
	項	囲	第 1	類事	第 2	第 3				項	囲	第 1	類事	第 2 第 3		
			業	所	類 事	類事						業	所	類事類事		
			第 1	副所	業所	業所						第 1	副所	業所業所		
			類 事	長及	長 共	長共						類 事	長及	長共長共		
			業所	び課	通	通						業所	び課	通通通		
			長共	長共								長 共	長共			
			通	通								通	通			
0 1	受託	2,000						[略]	0 1	受託	2,000	0				[略]
		万円以									万円以					
		下									下					
		1,000									1,000		0	0		
		万円以									万円以					
		下									下					
		20万円									20万円					
		以下									以下					
02	物品そ	1,000	0					1 金額は、見積金額を	02	物品で	1,000	0				1 金額は、見積金額を
	の他の	万円以						示す。		の他の	万円以					示す。
	売 却	下						2 50万円を超えるも		売	I F					2 50万円を超えるも
	(不動	500万		0	0			のについては経理契		(不重	500万		0			のについては経理契
	産及び	門以下						約を要する。		産及て	円以下					約を要する。
	用益物	50万円								用益物	20万円					
	権を除	以下								権を除	以下					
	く)(法	520万円								く)(治	<u> </u>					

[略]	以下 [略]			[略	[略]		[略]	_ _		以一		[略[略			[略	[略]
	20万円										万円			0		
	円以下									円」	以下					
	100万		\triangle							1 0	0万	0	0			
貸付	円以下								貸付	円」	以下					
物品の	7 2 0 0 万	\triangle					[略]	03	物品	の20	0万	0				[略]
の)									の)							
いるも	£								いる	\$						
まって									まっ	て						
額が気	官								額が	定						
より金									より							
令等に									令 等							
く)(治									<) (
権を関									権を							
用益物									用益							
産及で									産及							
(不重									(不							
	7 20万円 即以下									の20						
	そ全て						[略]			そ全		0	0			[略]
()	207		^				「 皿々	┩╵┞	()	こ 人・	7					[m⁄z 7
のを除	 第								のを	除						
いるも									いる							
まって									まっ							
額が気									額が							
より会									より							
	こ以下								令 等	(-						

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印<u>又は三角印</u>を付した項に規定する事項を専決する。<u>なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市</u>長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項につ</u> いては、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。

4~10 [略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。

4~10 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正征		改正前	
別表第6 (第15条—第17条関係)		別表第6 (第15条—第17条関係)	
財務関係事務		財務関係事務	
6 - 3 その他		6-3その他	
決裁事 専決範 決裁区分	合議備考	決裁事 専決範 決裁区分 合議	備考
項 囲 第 1 類 事 第 2 第 3		項 囲 第 1 類 事 第 2 第 3	
業所類事		業所類事類事	
第1副所業所業所		第1副所業所業所	
類事長及長共長共		類事長及長共長共	
業所び課通通		業所ば課通通	
長共長共		長共長共	
通通通		通通通	
[略 [略] [略] [略 [略 [略	[略]	[略 [略] [略 [略 [略 [略]	[略]
02 物品の80万円 <u>△</u> <u>△</u>	[略]	02 物品の80万円 <u>○</u> <u>○</u>	[略]
借入れ以下		借入れ以下	
(支出20万円 <u>△</u>		(支出20万円 <u>○</u>	
を伴わ以下		を伴わ以下	
ないも		ないも	
(O)			
物品の200万 <u>△</u>	[略]	物品の200万 <u>○</u>	[略]
借入れ円以下		借入れ円以下	
(支出100万 <u>△</u> <u>△</u>		(支出100万 <u>○</u> <u>○</u>	
を伴わ円以下		を伴わ円以下	
ないも 50万円 🛕		ないも50万円 <u>○</u>	
の)(市以下		の)(市以下	
長が指		長が指	
定する		定する	

	も C)							
03	物品の	200万						[略]
	貸付	円以下						
	(収入	100万		\triangle	\triangle			
	を伴わ	円以下						
	ないの	20万円				\triangle		
	もの)	以下						
[略	[略]	[略]	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
]]		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印<u>又は三角印</u>を付した項に規定する事項を専決する。<u>なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市</u>長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。</u>
- 4~10 [略]

	もの							
	C)							
03	物品の	200万	0					[略]
	貸付	円以下						
	(収入	100万		0	<u>O</u>			
	を伴わ	円以下						
	ないの	20万円				0		
	もの)	以下						
[略	[略]	[略]	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
]]			

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。
- 4~10 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

						改正	後									改正前	
表第6	(第	515条—第17	条関	係)					別表第	6	(第	515条-	一第17	条関係	.)		
財務関	係事	務							財務	5関	係事	務					
6 - 4	契約	J							6 -	4	契約	J					
決裁	新 節	細節名専決		決裁	区分		合議	備考	決	裁貿	節	細節名	専決	污		合議	備考
事項	名	称等 範囲	第 1	類事	第 2	第 3			事	項	名	称等	範囲	第1類	[事第2第3	5	
	称		業所		類事	類事					称			業所	類事類事	7	
			第 1	副所	業所	業所								第 1 畐	川所 業所 業所	Ī	
			類事	長及	長共	長共								類事長	長 長 共 長 共	=	
			業所	び課	通	通								業所に	ド課 通 通		
			長共	長共										長共長			
			通	通										通 道	á		
調達	.0需	消耗品 160						160万円を超えるものにつ	0 調	達 1	0需	消耗品	100		0 0		100万円を超えるものにつ
	用	費、燃 <u>万円</u>						いては経理契約を要す			用	費、燃	大円				いては経理契約を要す
	費	料費、以下						る。			費	料費、	以下				る。
		印刷製 20万										印刷集	20万		0		
		本費、円以										本費、	円以				
		医薬材下										医薬材	下				
		料費										料費					
		消耗品 200										消耗品	200	<u>O</u>			
		費、燃万円										費、炒	万円				
		料費、以下										料費、	以下				
		印刷製 160										印刷集	100		0 0		
		本費、万円										本費、	万円				
		医薬材 以下										医薬材	以下				
		料費 20万										料費	20万		0		
		(市長 円以										(市長	円以				
		が指定下										が指定	下				

するも									するも							
の A)									のA)							
消耗品	全て				. 🛆				消耗品	全て		<u>O</u>	<u>O</u>	0		
費(市									費(市							
長が指									長が指							
定する									定する							
ものを									ものを							
除く共									除く共							
通物									通物							
品)									品)							
電気料	[略	[略	[略	H] i	各 [略		[略]		電気料	. [略	[略	[略	[略	[略		[略]
金]							金]]]]		
	1,000				. 🛆					1,000		0	0	0		
	万円									万円						
	以下									以下						
電気料	全て				. 🛆		[略]		電気料	全て		<u>O</u>	<u>O</u>	<u>o</u>		[略]
金(電									金(電							
気事業									気事業							
者の定									者の定							
める申									める申							
込書に									込書に							
よるも									よるも							
の)									の)							
ガス料	全て				. 🛆				ガス料	全て		<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>		
金、上									金、上							
下水道									下水道							
料金									料金							

0 請負 11 役 一般役 250 △ △ 2 (製 務務費 万円 造) 費 以下 0 請負 11 役 一般役 250 2 (製 務務費 万円 造) 費 以下 0 請負 11 役 一般役 250 2 (製 務務費 万円 造) 費 以下	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	万円 以下 100 <u>△</u> <u>△</u> 万円 以下 20万 円以 下 全て <u>△</u> <u>△</u>		(そ 用 費 以下 20万 円以下 20万 円以下 6 緒料 200 Q (が指定 以下 するも 100 の B) 万円 以下 20万 円以下 20万 円以下 20万 円以下 20万 円以下 3 給 段 設け下 3 給 段 、 財 料等	
	食料) 0請負11役一般役2 2(製 務務費 造) 費	万円	[略]	食料) 0請負11役一般役250 2(製務務費万円	[略]

[略]	[[[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]	[略		[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
門門	略]]]]]				各略]]]]]		
調達 1	1役一般役	160		\triangle	Δ			160万円を超えるものにつ	調 1	1 役 -	一般役	100		0	0			100万円を超えるものにつ
	務務費、	万円						いては経理契約を要す	達、	務系	务費、	万円						いては経理契約を要す
	費その他	以下						る。	請負	費	その他	以下						る。
	通信運	20万							(7	ji	通信運	20万				0		
	搬費	円以							0	掛	般費	円以						
		下							他)			下						
請負1	1 役 一 般 役	100		Δ	Δ			100万円を超えるものにつ			 一般 役	200	0					
(~	務務費、	万円						いては経理契約を要す		產	务費、	万 円						
0	費その他	以下						る。			その他							
他)	 通信運	20万				Δ				ì	通信運	100		0	0			
	搬費	円以								排	般費	万円						
		下									(市長	以下						
調 1	1役一般役	200	Δ							Ż	が指定	20万				0		
達、	務務費、	万円									するも	円以						
請負	費その他	以下								0	DΑ,	下						
(~	通信運	100		Δ	Δ						в)							
0	搬費	万円																
他)	(市長	以下																
	が指定	20万				Δ												
	するも	円以																
	の A 、	下																
	В)																	

調達 1	1 役 電 気 通	全て				[略]	請問	達 1	役官	電気通	全て		<u> </u>	<u> </u>	-		[略]
	務信料金								務付	言料金							
	費その他	全て	\triangle						費	その他	全て	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	-		
	通信運								ì	通信運							
	搬費								Ħ	般費							
	(後納									(後納							
	郵便料								I	郵便料							
	金)								\$	金)							
	保険料	全て							1	呆険料	全て	<u>C</u>	<u> </u>	<u> </u>			
		20万									20万				-		
		円以									円以						
		下									下						
労働 1	1役人材派	2,000				[略]		分働 11	. 役	人材派	2,000	<u>O</u>					[略]
者派	務遣料	万円					者	 派	務員	豊料	万円						
遣契	費	以下						妻	費		以下						
約		1,000	\triangle				約	J			1,000		<u> </u>	<u> </u>			
		万円									万円						
		以下									以下						
		20万									20万				-		
		円以									円以						
		下									下						
委託 1:	2委その他	2,000			[略]	[略]	0 委	注託 12	2委	その他	2,000	<u>O</u>				略]	[略]
	託委託料	万円							託	委託料	万円						
	料	以下							料		以下						
		1,000	\triangle								1,000		<u> </u>	<u> </u>			
		万円									万円						
		以下									以下						
		20万		\triangle							20万				-		

		円以下								円以下					
調達 1	3 使 一 般 使	全て			<u> </u>		[略]	0調達1	.3使	一般使全て		<u>O</u>	<u>O</u>		[略]
	用用料等	20万				<u> </u>		$\begin{vmatrix} 1 & 1 & 1 \end{vmatrix}$	用	用料等 20万			0		
	 料	円以							料	. 円以					
	及	下							及	. 下					
	び一般使	160		<u> </u>	\triangle		160万円を超えるものにつ		U	一般使 100		<u>O</u>	0	100万	<u>円</u> を超えるものにつ
	貸用料等	万円					いては経理契約を要す		貸	 用料等 <u>万円</u>				いては	は経理契約を要す
	借(電子	以下					る。		借	(電子以下				る。	
	料計算機	20万			4				料	計算機 20万			0		
	上で使	円以								上で使円以					
	用する	下								用する下					
	ソフト									ソフト					
	ウェア									ウェア					
	に係る									に係る					
	もの)									もの)					
勿品 1	3使一般使	80万			<u> </u>		[略]	物品」	3使	一般使 80万		<u>O</u>	<u>O</u>		[略]
の借	用用料等	円以						の借	用	用料等円以					
へれ	料	下						入れ	料						
	及	20万			4				及	20万			0		
	び	円以							U	円以					
	貸	下							貸	下					
	借一般使	200	\triangle				[略]		借	一般使 200	<u>O</u>				[略]
	料用料等	万円							料	用料等万円					
	(市長	以下								(市長以下					
	が指定	100			\triangle					が指定 100		<u>O</u>	0		
	するも	万円								するも万円					
	の C)	以下								のC)以下					

		50万			
		円以			
		下			
請負	13使自動車	I 100			[略]
(そ	用借上米	万円			
0	料	以下			
他)	及	20万		\triangle	
	O.	円以			
	貸	下			
	借				
	料				
物品」	13使自動車	■ 80万			[略]
の借	用借上料	円以			
入れ	料	下			
	及	20万			
	び	円以			
	貸	下			
	借				
	料				
請負	13使自動車	三 200			[略]
(そ	用借上料	万円			
0	料(市長	長以下			
他)	及が指定	 100			
、物	びするも	万円			
品の	貸のB、	以下			
借入	借 C)				
れ	料				
請負	13使自動車	三 20万		\triangle	

			50万				<u> </u>	
			円以					
			下					
 請 負	13 使	自動車			<u>O</u>	<u>O</u>		[略]
(そ		借上料						2 1 1 2
の	料		以下					
他)	及		20万				0	
	び		円以					
	貸		下					
	 借							
	 料							
物品	13使	自動車	80万		<u>O</u>	0		 [略]
の借	用用	 借上料	円以					
入れ	料料		下					
	及		20万				0	
	び		円以					
	貸		下					
	借							
	料							
請負	13使	自動車	200	<u>O</u>				[略]
(そ	用用	借上料	万円					
の	料	(市長	以下					
他)	及	が指定	100		0	0		
、物	び	するも	万円					
品の	貸	のΒ、	以下					
借入	借	C)						
れ	料							
請負	13使	自動車	20万				0	

(~	用	借上料	円以						
0	料	(市長	下						
他)	及	が指定							
	び	するも							
	貸	ØВ)							
	借								
	料								
物品 1	13使	自動車	50万						[略]
の借	用	借上料	円以						
入れ	料	(市長	下						
	及	が指定							
	び	するも							
	貸	の C)							
	借								
	料								
請負1	13使	自動車	全て		\triangle	\triangle			
(~	用	借上料	20万						
0	料	(タク	円以						
他)	及	シー利	下						
	び	用料)							
	貸	(乗車							
	借	票によ							
	料	る利用							
		に係る							
		もの)							
[略		[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
	格 略]]]]]		
	1								

(そ		用	借上料	円以						
の		料	(市長	下						
他)		及	が指定							
		び	するも							
		貸	の B)							
		借								
		料								
物品	13	使	自動車	50万				<u>O</u>		[略]
の借		用	借上料	円以						
入れ		料	(市長	下						
		及	が指定							
		び	するも							
		貸	の C)							
		借								
		料								
請負	13	使	自動車	全て		<u>O</u>	<u>O</u>			
(そ		用	借上料	20万				0		
の		料	(タク	円以						
他)		及	シー利	下						
		び	用料)							
		貸	(乗車							
		借	票によ							
		料	る利用							
			に係る							
			もの)							
[略			[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
]	略	略]]]]]		
]									

請負	4工工事請	250	\triangle	\triangle	[略]	0請負	14		事請 250		<u>O</u>	0		[略]
(工)	事負費	万円				5 (工	1	1 負 9	費 万円					
事)	青	以下				事)	間	青	以下					
	負	20万					賃		20万				0	
	費	円以					星	a	円以					
		下							下					
調達	5原原材料	160			160万円を超えるものにつ	0調達	15原	京原	材料 100		<u>O</u>	<u>O</u>		100万円を超えるものにつ
	材費	万円			いては経理契約を要す	6	木	才費	万円					いては経理契約を要す
	料	以下			る。		米	斗	以下					る。
	· 費	20万					堻	貴	20万				<u>O</u>	
		円以							円以					
		下							下					
	原材料	200						原相	材料 200	<u>O</u>				
	費(市	万円						費	(市 万円					
	長が指	以下						長	が指以下					
	定する	160						定 -	する 100		<u>O</u>	0		
	もの	万円						t (の <u>万円</u>					
	A)	以下						A)	以下					
		20万							20万				<u>O</u>	
		円以							円以					
		下							下					
調達	7備一般備	160	\triangle	\triangle	160万円を超えるものにつ	0調達	17個	- 月	設備 100		<u>O</u>	<u>o</u>		100万円を超えるものにつ
	品品費、	万円			いては経理契約を要す	7	E	1 6 5	費、 <u>万円</u>					いては経理契約を要す
	購重要備	以下			る。			重	要備 以下					る。
	入品費	20万						八品多	費 20万				<u>O</u>	
	· 費	円以					掌	事	円以					
		下							下					
	一般備	200			[略]			— #	設備 200	<u>O</u>				[略]

	品費、万円					品費、万円			
	重要備以下					重要備以下			
	品費 160		7			品費 100	0	0	
	(市長 万円					(市長 万円			
	が指定以下					が指定以下			
	するも 20万	-				するも 20万			<u>O</u>
	のA) 円以					のA) 円以			
	下					下			
受託一	2,00	0 🛆		[略]	0受託——		<u>) </u>		[略]
	万円				8	万円			
	以下	-				以下			
	1,00	0	7			1,000	0	0	
	万円					万円			
	以下	-				以下			
	20万					20万			<u>O</u>
	円以					円以			
	下					下			
物品一	—— 50万		<u>7</u>	[略]	0 物品——	- 50万	<u> </u>	<u>O</u>	[略]
その	円以				9 その	円以			
他の	下				他の	下			
売 却	10万				売却	10万			0
(不	円以				(不	円以			
動産	下				動産	下			
及び					及び				
用益					用益				
物権					物権				
を除					を除				

<)																
(法							(法									
令等							令等									
によ							によ									
り 金							り金									
額が							額が									
定ま							定ま									
って							って									
いる							いる									
もの							もの									
を除							を除									
<)							<)									
物品一	全て	\triangle	\triangle			[略]	物品一	_	- <u>á</u>	主て	0	0			[略]	
その	10万			\triangle			その		1	0万			0			
他の	円以						他の		P	以						
売却	下						売 却			₹						
(不							(不									
動産							動産									
及び							及び									
用益							用益									
物権							物権									
を除							を除									
<)							<)									
(法							(法									
令等							令等									
によ							によ									
り金							り金									
額が							額が									

定ま				定ま				
って				って				
いる				いる				
€				₹				
(D)				(O)				
物品———	80万 🛆 🛆	-	[略]	1 物 品 — — —	80万	0 0		[略]
の借	円以			0の借	円以			
入れ	下			入れ	下			
(支	20万			(支	20万		0	
出を	円以			出を	円以			
伴わ	下			伴わ	下			
ない				ない				
€				t				
(D)				(O)				
物品———	200 🛆		[略]	物品———	200 🔘			[略]
の借	万円			の借	万円			
入れ	以下			入れ	以下			
(支	100	-		(支	100	0 0		
出を	万円			出を	万円			
伴わ	以下			伴わ	以下			
ない	50万			ない	50万		0	
t	円以			t	円以			
の)	下			(の)	下			
(市				(市				
長が				長が				
指定				指定				
する				する				
もの				to				

C)										
物品	<u> </u>			200	\triangle					[略]
の貸	Ì			万円						
付				以下						
				100						
				万円						
				以下						
				20万						
				円以						
				下						
物品	<u> </u>	-		200	\triangle					[略]
の貸	Ì			万円						
付				以下						
(1)	ζ			100						
入を	2			万円						
伴え				以下						
ない	`			20万						
\$				円以						
の)				下						
[[略	\$ [[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
	略	略]]]		
[略	S [[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
	略	略]		
]								
不重	h [[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	1~3 [略]
産の) 略	略]]]		4 賃料の <u>減額</u> につい
貸付	 									は、局長専決とする。

C)										
1 物品				200	<u>O</u>					[略]
の貸				万円						
付				以下						
				100		<u>O</u>	0			
				万円						
				以下						
				20万				0		
				円以						
				下						
物品	F			200	<u>O</u>					[略]
の貸				万円						
付				以下						
(収				100		<u>O</u>	<u>O</u>			
入を				万円						
伴わ				以下						
ない				20万				0		
ŧ				円以						
の)				下						
[[略		[[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
略	略	略]]		
]]]								
1 [略		[[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
3]	略	略]					
]									
不動		[[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	1~3 [略]
産の	略	略]]		4 賃料の <u>減免</u> について
貸付										は、局長専決とする。

	(市										5 [略]
	長が										
	指定										
	する										
	もの										
	D)										
	[[略			[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
断		略	略]]]		
]]								

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印<u>又は三角印</u>を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。<u>なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。</u>
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。<u>なお、局室長に委任されている事項につ</u> いては、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。

4~15 [略]

	(市										5 [略]
	長が										
	指定										
	する										
	もの										
	D)										
	[[略		[[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略]	[略]
H	[略	略]]]]]		
]								

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁 区分のうち最上位のものによることとする。

4~15 [略]

附則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市告示第504号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に より、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次の とおり告示する。

令和5年12月21日

神戸市長 久元 喜造

- 1 届け出た地縁による団体
- (1) 名称

東二郎上自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区有野町二郎字成尾421番地の1

(3)代表者の氏名

髙瀬 和弘

(4) 代表者の住所

神戸市北区有野町二郎387番地の2

- 2 変更があった事項及びその内容

(1)代表者の氏名 「芝 亮平」を「髙瀬 和弘」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区有野町二郎488番地」を「神戸市北区有野町二郎387番地の2」に改める。

3 変更の年月日

令和5年3月19日

神戸市告示第521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 11 条の2第1項第1号の規定に基づき、同法第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1 項及び第2項に規定する事務の一部を次のとおり委託するので、同法第11条の2第4項の規定 により告示する。

令和5年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 事務所の名称及び所在地

名称 キャリアリンク株式会社

所在地 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番2号 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー 15階

2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

名称 キャリアリンク株式会社

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

代表者 代表取締役 成澤 素明

3 委託開始の年月日

令和6年1月1日

4 委託事務の内容

訪問調査等事務

神戸市告示第522号

神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230010	令和5年12月18日 (令和5年11月10日以後 に支出された寄附金)	公益財団法人 e スポーツ・兵庫伝統工芸振興財団 代表理事 家次 陽一 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号国際健康開 発センタービル5階

神戸市告示第523号

次の医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月9日

名称	所在地	指定年月日
アクト訪問看護ステー	神戸市中央区生田町4丁目3番1号	令和 5年12月1日
ション		

神戸市告示第524号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事 業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月9日

名称	所在地	廃止年月日
中澤小児科	神戸市東灘区御影1丁目14番25号	令和 5年12月1日
神戸いちご薬局	神戸市兵庫区切戸町6番28号	令和 5年 3月 31日
五葉薬局	神戸市北区南五葉1丁目1番110号	令和 5年11月30
		日
ぱれっと訪問看護ステ	神戸市灘区将軍通4丁目2番20号	令和 5年12月31
ーション		日

神戸市告示第525号

次の施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法 第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の指定をしたの で、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1.はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
下川 修吾 (S H I M O K A W A 鍼灸整骨院)	下川 修吾	神戸市東灘区住吉南町4丁目6番33号	令和 5年11月10 日

2.柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
下川 修吾(S HIMOKAW	下川 修吾		令和 5年11月10
A鍼灸整骨院)		番33号	

神戸市告示第526号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において 準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条 4 項の 規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届 出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏	施術所の所在地	変更年月日
	名		
(新)砂川 真由美(モ			
モ鍼灸院)	砂川 真由	神戸市長田区大丸町1丁目1	令和 5年12月
(旧)砂川 真由美(ま	美	5番8号	8 日
ゆみ鍼灸院)			
		(新)神戸市灘区王子町1丁目	
武井 歩(ハピネスは	武井 歩	1番3号	令和 5年12月
りきゅう治療院)	以开 少	(旧)神戸市灘区大土平町2丁	1 日
		目2番10号	
		(新)神戸市灘区王子町1丁目	
大杉 朋史(ハピネス	 大杉 - 朋史	1番3号	令和 5年12月
はりきゅう治療院)	八杉加文	(旧)神戸市灘区大土平町2丁	1 日
		目2番10号	
		(新)神戸市灘区王子町1丁目	
佐野 英史(ハピネス	佐野 英史	1番3号	令和 5年12月
はりきゅう治療院)	佐野 英史	(旧)神戸市灘区大土平町2丁	1 日
		目2番10号	

2. 柔道整復師

施術所の名称		施術者の氏		施術所の所在地	変更年月日
	名		名		
(新) 坂口	敬昌(か			(新)兵庫県宝塚市安倉南1丁	
らだ接骨院	安倉院)			目24番1号	令和 5年12月
		坂口	敬昌		, ,
(旧) 坂口	敬昌(か			(旧)神戸市須磨区中落合2丁	1 日
らだ接骨院	名谷院)			目3番3号	

神戸市告示第527号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において 準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施 術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示す る。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
大月 京子(訪問鍼	大月 京子	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16	令和 5年11
灸たか)		番1号	月 30 日

神戸市告示第528号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久元 喜造

- 1 届け出た地縁による団体
- (1) 名称

河原自治会

(2) 主たる事務所 神戸市灘区上河原通4丁目1番1号

(3)代表者の氏名山本 勝己

(4)代表者の住所 神戸市灘区大内通2丁目10番10号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「伊集院 定義」を「山本 勝己」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市灘区上河原通1丁目3番18号」を「神戸市灘区大内通2丁目10番10号」に改める。

3 変更の年月日

令和5年11月20日

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年12月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

(1) 一般

		利用権を設定する	土地	設定する利用権			内容(土地	
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料作物	権利の種類 (備 考)	の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
神戸市北区淡河町	三木市志染町	北区淡河町南僧尾字向沢	田	令和6年1月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
池尻 裕	藤原 賢一	1506-1 北区淡河町南僧尾字向沢	535 田	令和7年12月31日			水田として利用	
		1506-4 北区淡河町南僧尾字向沢	46 田				水田として利用	
		1508-1 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上	483 田				水田として利用	
		1720 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 1757-2	846 田				水田として利用	
		1757-2 北区淡河町北僧尾字アヲリガキ 2484	369 田 1,125				水田として利用	
		北区淡河町北僧尾字アヲリガキ 2486	田 317				水田として利用	
		北区淡河町北僧尾字アヲリガキ 2512	畑 607				普通畑として利用	
神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町	北区淡河町北畑字フク谷 263-1	田 954	令和6年1月1日 令和8年12月31日	9,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
飯野 正和	飯野 典彦			, , , , , , ,				の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区八多町	神戸市北区有野台	北区八多町西畑字宮ノ前 887	畑 394	令和6年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
宮脇 善照	中植 寿博	北区八多町西畑字宮ノ前 888	田 1,531	月和6年12月31日			水田として利用	
		北区八多町西畑字宮ノ前 890	田 3,078				水田として利用	
神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町	北区淡河町北畑字北谷	田	令和6年1月1日	37,200円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
西浦 史和	中原 ひとみ	879 北区淡河町北畑字北谷 883	3,721 田 1,207	令和8年12月31日	11,700円/1筆		水田として利用	年に係る借員の主領を中 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区上津台	神戸市北区大沢町	北区大沢町上大沢字次郎ケ谷	畑	令和6年1月1日	25,800円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該
尾形 喜代子	辻井 稔	3107	2, 066	令和10年12月31日				年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区有野台	三田市すずかけ台	北区大沢町簾字滝の平 961	田 1,445	令和6年1月1日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
山本 昌彦	乘池 登代子	961 北区大沢町簾字滝の平 962	日 2, 087	节和10年12月31日				
神戸市北区八多町	神戸市北区八多町	北区八多町上小名田字アマ渕 2753	田 524	令和6年1月1日 令和10年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
畑 一彦	畑中 吉一 神戸市北区八多町	北区八多町上小名田字アマ渕 2755	田 1,712		もち米30kg/1筆			の住所へ持参する。 毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全量を甲
	畑中 淑子							の住所へ持参する。

神戸市北区淡河町	川西市花屋敷	北区淡河町中山字西前田	田 1 50 t	令和6年1月1日	35,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
藤井 正孝	秀石 正明	851	1, 734	令和10年12月31日				年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市須磨区横尾	神戸市北区淡河町	北区淡河町淡河字今井 2235	田 1,483	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
谷口 育史	藤田 富美代							
神戸市北区道場町	三田市三輪	北区道場町平田字五計代	田	令和6年1月1日	26,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
芝野 昌二	宗福 田鶴子	122-1 北区道場町平田字五計代 122-2 北区道場町平田字五計代	2, 454 田 170 田	令和15年12月31日	1,800円/1筆 7,000円/1筆			中にはる信員の主観を中 の住所へ持参する。
		122-3 北区道場町平田字溝添 166	638 田 1,281		17,900円/1筆			
神戸市北区八多町	神戸市西区春日台	北区八多町屛風字藤ケ生 1610	田 1,941	令和6年1月1日 令和15年12月31日	19,410円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
中澤物一郎	東野 展也	北区八多町屛風字藤ケ生 1613 北区八多町屛風字下大畑	田 703 田	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7,030円/1筆 16,120円/1筆		水田として利用水田として利用	の指定する預金口座へ振 り込む。
		1821 北区八多町屏風字下大畑 1823	1,612 田 720		7,200円/1筆		水田として利用	
		北区八多町屏風字上大畑 1853 北区八多町屛風字奥山ノ谷	田 1, 117 田		11,170円/1筆		水田として利用水田として利用	
		1895 北区八多町屛風字奥山ノ谷 1908	474 畑 298		2,980円/1筆		普通畑として利用	
		北区八多町屛風字奥山ノ谷 1909	田 490		4,900円/1筆		水田として利用	
		北区八多町屏風字奥山ノ谷 1910 北区八多町屏風字奥山ノ谷	畑 286 田		2,860円/1筆8,690円/1筆		普通畑として利用 水田として利用	
		1914-2 北区八多町屛風字坂ノ谷 2240	869 田 2, 935		29,350円/1筆		水田として利用	
		北区八多町屛風字辷谷 2266	田 844		8,440円/1筆		水田として利用	
神戸市北区淡河町	大阪府大阪市淀川区塚本	北区淡河町東畑字鍛治垣内 781	田 1,266	令和6年1月1日 令和15年12月31日	9,400円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
北野 孝二	玉木 澄子	北区淡河町東畑字荒堀 786 北区淡河町東畑字荒堀	田 2,054 田	17410 — 12/101 1	13,100円/1筆4,800円/1筆			の指定する預金口座へ振り込む。
		10. 区次何可 東知于 元	四 922 田 1,270		5,400円/1筆			

神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町	北区淡河町東畑字荒堀	田	令和6年1月1日	7,100円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
北野 孝二	玉木 康雄 神戸市北区淡河町 玉木 喜代子	795 北区淡河町東畑字荒堀 800 北区淡河町東畑字芝床 811	1, 483 田 1, 344 田 1, 006	令和15年12月31日	6,600円/1筆 7,200円/1筆			年に係る借貸の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市須磨区神の谷 嶋田 広子	明石市大久保町緑が丘 戸田 陽雄	西区平野町向井字東谷 675	田 74	本公告日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市須磨区神の谷 嶋田 広子	神戸市西区中野 戸田 正苗	西区平野町向井字東谷 676	田 879	本公告日 令和7年3月31日	14,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借貸の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市須磨区白川台 小林 大祐	神戸市西区押部谷町 秦 通人	西区押部谷町西盛字大辻 79-1	田 741	本公告日 令和10年3月31日	7,410円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市須磨区白川台 小林 大祐	神戸市西区富士見が丘 上谷 節雄	西区押部谷町西盛字老之本 290-1	田 827	本公告日 令和10年3月31日	8,270円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市須磨区白川台 小林 大祐	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町西盛字池之下 456	田 1,791	本公告日 令和10年3月31日	17,910円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。

明石市魚住町 橋本 直	神戸市西区岩岡町 嶋 明彦	西区岩岡町古郷字西場 2956	本公告日 令和10年3月31日	使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区桜が丘東町 北井 健久	神戸市西区押部谷町 北井 利治	西区押部谷町和田字山ノ下 365 西区押部谷町和田字上ノ垣内 523	本公告日 令和15年3月31日	使用貸借権設定	水田として利用	

(2) 中間管理事業

		利用権を設定する	利用権を設定する土地				内容(土地	
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料作物	権利の種類 (備 考)	の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 北上 貴士	北区淡河町中山字東沢 634	田 1,175の内600	令和5年12月31日 令和16年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。
神戸市北区唐櫃台 青木 直子	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 神戸市兵庫区駅南通 井上 観大	神戸市北区淡河町 北上 貴士 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	北区淡河町中山字東沢 634	田 1,175の内575	令和5年12月31日 令和16年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。 毎年度11月中に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 明石市松江 田村 彩花	神戸市西区伊川谷町 山本 孝英 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構	西区伊川谷町前開字安養坊 287	田 3,099の内1,941	令和6年1月1日 令和16年3月31日	120,000円/1筆	賃貸借権設定	農業用施設付として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。 毎年度11月中に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	理事長 寺尾 俊弘 神戸市西区伊川谷町 三浦 泰弘 神戸市西区伊川谷町 三浦 政子	西区伊川谷町井吹字小池口561 西区伊川谷町井吹字小池口562 西区伊川谷町井吹字小池口565 西区伊川谷町井吹字小池口595-1 西区伊川谷町井吹字深谷656 西区伊川谷町井吹字深谷656 西区伊川谷町井吹字一之瀬703 西区伊川谷町井吹字登り立871-1	田 2, 130 田 1, 885 田 1, 872 田 134 田 1, 054 田 1, 898 田	令和5年12月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 宏太	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区櫨谷町	西区伊川谷町井吹字登り立 883-1		令和5年12月31日 令和16年3月31日	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	池内 富士子		2,02.				支払う。
神戸市西区伊川谷町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	+					毎年度11月中に甲
三浦 宏太	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘						の指定する方法で 支払う。

四区(解除条件付)

		利用権を設定する土地 設定する利用権		引用権		内容(土地		
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料作物	権利の種類 (備 考)	の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
神戸市北区唐櫃台	大阪府豊中市緑丘	北区淡河町中山字東沢 53	田 1,590の内318	令和6年1月1日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
青木 直子	福井 祥文							賃の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市垂水区塩屋台	大阪府豊中市緑丘	北区淡河町中山字東沢	田 1.590の内636	令和6年1月1日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
坂本 千賀子	福井 祥文	00	1, 330007 1030	5407 712/301				賃の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市中央区山本通	大阪府豊中市緑丘	北区淡河町中山字東沢 53	田 1.590の内159	令和6年1月1日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
中松 好美	福井 祥文		1,00007 1100	1341 123101 H				賃の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市北区有野台	神戸市北区八多町	北区八多町深谷字藏ノ下 1574-2	田 753の内500	本公告日 令和7年12月31日	6,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
吉田 麻衣子	高森 泰治	1014 2	100001 1000	134H 7 - 125101 H				賃の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市中央区東雲通	神戸市北区淡河町	北区淡河町行原字谷口 81	田 710	本公告日 令和7年12月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
豊田 康之	中野 和徳							賃の全額を甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市中央区中町通	神戸市北区淡河町	北区淡河町行原字谷口 81-2	田 257	本公告日 令和7年12月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
三宅 淳志	中野 和徳	01 2	251	7 412月31日				賃の全額金甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市北区鈴蘭台西町	神戸市北区淡河町	北区淡河町行原字谷口 82-2	田 168	本公告日 令和7年12月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
石橋 亮	中野 和徳	02 2	100	1741 - 12 7101 H				賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町	西宮市上ケ原十番町	北区淡河町南僧尾字下田	田 682	令和6年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
大谷 敬亨	田島 ひふみ			Page 123,01				
神戸市北区藤原台中町	神戸市北区淡河町	北区淡河町中山字東沢 633	畑 600の内300	令和6年1月1日 令和10年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
中川 律	北上 貴士		200-21 1000	P. 1810 183101 H				賃の全額を甲の住 所へ持参する。

神戸市北区星和台 畑 一成	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内200	本公告日 令和8年3月31日	4,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。
神戸市西区井吹台北町 浅田 泰史	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内200	本公告日 令和8年3月31日	4,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。
神戸市中央区熊内町 山田 哲也	神戸市西区神出町藤川 栄	西区神出町池田字池川南へり上66-1	田 619	本公告日 令和8年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。
大阪府吹田市江坂町 鍵谷 健一	神戸市西区神出町 藤川 栄	西区神出町池田字池川南へり上 109-1	田 659	本公告日 令和8年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。
神戸市垂水区神和台 神原 成元	神戸市北区有野台 筒井 悦子	西区神出町紫合字西岡 168-2	田 534	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年12月27日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターコーナン名谷店 神戸市垂水区名谷町字向井畑3490番 #
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
敷地西側	114 台
2階屋内	258 台
3階屋上	196 台
合 計	568 台

(変更後)

位 置	収容台数
1 階建物西側	122 台
建物 2 階	154 台
建物屋上	75 台
合 計	351 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数

敷地西側	87 台
建物北側	148 台
合 計	235 台

(変更後)

位置	収容台数
建物西側	40 台

3 変更する年月日 令和6年8月2日

4 変更する理由

2(1)(2)利用実態に合わせ、利用のない駐車場及び駐輪場を整理するため。

5 届出年月日 令和5年12月1日

6 縦覧期間

令和5年12月27日から令和6年4月29日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3 条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 設置する都市公園
 - (1)名称、位置及び区域

名 称	位置	区域	備 考
流通業務団地	須磨区弥栄台1丁目 須磨区弥栄台4丁目 須磨区弥栄台5丁目	神戸市建設局公園部管理	
周辺緑地	須磨区緑台 西区学園東町4丁目	課備付けの図面のとおり	

(2)供用開始の年月日

令和6年1月9日

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例(平成13年4月条例第17号)第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年1月9日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長	幅員
			(メートル)	(メートル)
第R 5 - 0 8 号	令和5年 12月19日	神戸市長田区梅ケ香町2丁目4番 7、4番14	17. 0	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面 のとおり

神戸市公告

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市 計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和6年1月9日

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区伊川谷町有瀬字石塚977番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府大阪市住吉区我孫子東二丁目7番4号 ウッドホーム株式会社 代表取締役 髙橋 優
- 3 許可番号令和5年8月30日 第8141号(変更許可 令和5年11月28日 第2088号)

<様式第 32 号>

神戸市公告

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 111 条の規定に基づき、令和 5 年度第 1 回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項(提案の募集要綱)を以下のとおり公示します。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 趣旨

神戸市が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 111 条の規定に基づいて、神戸市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、ホームページの「提案の対象となる 個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

○ 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧 https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/failebo/index.html

【参考】

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの(法第 60 条第 3 項第 1 号)。
- (2) 個人情報ファイルに神戸市情報公開条例の規定による情報公開請求があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
 - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の 決定をすることとなるもの(法第60条第3項第2号イ)
 - イ 神戸市情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの (法第60条第3項第2号ロ)
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること(法第60条第3項第3号)。
- 3 提案の主体(提案者の要件)

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他 の団体の別を問いません(注)。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げるアからカまで(欠格事由)のいずれかに該当する者は提案できません。

<様式第 32 号>

- ア 未成年者
- イ 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に 行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- オ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、 その解除の日から起算して2年を経過しない者
- カ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記アからオまでのいずれかに該 当する者があるもの
 - (注)代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案 してください。

4 募集期間

令和6年1月15日(月)から同年2月14日(水)午後5時30分まで

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類(以下「提案書類」という。)を提出してください。

- ア 提案書 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
- イ 添付書類
- (ア) 誓約書(上記3のアからカまでに該当しないことを誓約する書面)
- (イ) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
- (ウ) 提案をする者の本人確認書類(注1)
- (エ) その他必要と認める書類
- (オ) 代理人による提案をする場合は、委任状(代理人の権限を証する書面)
 - 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード
 https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/tokumeikako.html
- (注1)提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

(2) 提案書類の提出方法

持参(注1)又は郵送・信書便(注2)による方法により、提案書類2部を提出して

<様式第 32 号>

ください。

- (注1) 持参による場合は、募集期間の平日の午前8時45分から午後5時30分まで (注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に 関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。
- (3) 提案書類の提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市市長室市民情報サービス課

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ア 提案者が法第 113 条各号 (欠格事由) のいずれにも該当しないこと
- イ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果 的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを 構成する保有個人情報の本人の数以下であること
- ウ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保 有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条 で定める基準に適合するものであること
- エ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること
- オ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法から みて必要な期間であること
- カ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理 のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するため に適切なものであること
- キ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本市の事務に著しい支障を及 ぼさないものであること
- 7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する様式第40号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類(契約書2通)に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、様式第 43 号「審査結果通知書」 に理由を付してその旨を通知します。

<様式第32号>

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本市からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は本市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせく ださい。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

神戸市市長室市民情報サービス課

電 話: 078-331-8181 (代表)

電子メール : siminjouhou@office.city.kobe.lg.jp

区長訓令甲第2号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年12月28日

東灘区長中田 裕子 灘区長 丹本 陽 中央区長 八乙女悦範 兵庫区長 古泉 泰彦 北区長 金本 忠義 長田区長 山端 恵実 須磨区長 熊谷 保徳 垂水区長 若松 謙一 西区長 真 嬶 和弘

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程 (平成9年3月区長訓令甲第1号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前			
(課長の専決事項)			(課長の専決事項)			
第4条	課長の専決事項は、	次のとお	第4条	課長の専決事項は、	次のとお	

りとする。この場合において、課長 (組織の事務を主管する課長を除 く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員 に関することについて、課長共通専 決事項の項に規定する事項(神戸市 事務分掌規則第217条第1項の規定 に基づき事務分担に定めることがで きる。)を専決するものとする。

課長共通専決事項 「略]

総務部地域協働課課長 (総務担当) 専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略] 総務部保険年金医療課長専決事項(北区役所総務部保険年金医療課 長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

$(1) \sim (9)$ 「略]

(10) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則<u>第50条及び第5</u>1条に規定する事務に関すること。

(総務部保険年金医療課課長の専 決事項に属するものを除く)

(11)~(26) 「略]

総務部保険年金医療課課長専決事項(北区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、北神区役所の所

りとする。この場合において、課長 (組織の事務を主管する課長を除 く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員 に関することについて、課長共通専 決事項の項に規定する事項(神戸市 事務分掌規則第217条第1項の規定 に基づき事務分担に定めることがで もの、当該事項の一部を除くことがで きる。)を専決するものとする。

課長共通専決事項 「略〕

総務部地域協働課課長(総務担 当)専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略] 総務部保険年金医療課長専決事項(北区役所総務部保険年金医療課 長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

$(1) \sim (9)$ 「略]

(10) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則<u>第49条及び第5</u> 0条に規定する事務に関すること。(総務部保険年金医療課課長の専

決事項に属するものを除く)

(11) \sim (26) 「略]

総務部保険年金医療課課長専決事項(北区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、北神区役所の所

管区域に係るものを含む。) (西区 役所総務部保険年金医療課課長に あっては、玉津支所の所管区域に係 るものを含む。)

- (1) [略]
- (2) 神戸市長の権限に属する事務 の委任に関する規則<u>第50条</u>及び<u>第</u> <u>51条</u>に規定する事務に関するこ と。(神戸市保険年金事務センター における届出・申請の受理、審査、 登録、報告その他これに類するも のに限る。)

保健福祉部生活支援課長専決事項「略〕

北神区役所市民課長専決事項[略]

北須磨支所市民課長専決事項[略]

北須磨支所市民課課長(保険年金担当)専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長専決事項[略]

管区域に係るものを含む。) (西区 役所総務部保険年金医療課課長に あっては、玉津支所の所管区域に係 るものを含む。)

- (1) 「略]
- (2) 神戸市長の権限に属する事務 の委任に関する規則<u>第49条</u>及び<u>第</u> 50条に規定する事務に関するこ と。(神戸市保険年金事務センター における届出・申請の受理、審査、 登録、報告その他これに類するも のに限る。)

保健福祉部生活支援課長専決事項「略〕

北神区役所市民課長専決事項[略]

北須磨支所市民課長専決事項「略〕

北須磨支所市民課課長(保険年金担当)専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長専決事項[略]

別表を次のように改める。

別表(第3条—第5条関係)

財務関係事務

1-1支出決定(支出を伴う施行決議・実施決定)

						決裁	区分		
	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
01	報酬等	01	報酬	委員報酬	全て		0		
				非常勤職員報酬	全て		0		
				会計年度任用職員報酬(勤務時間が 短い者)	全て		0		
02	手当等	03	職員手当等	扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当、住居手当、其他手当、児童手当(会計年度任用職員のうち勤務時間の短い者)	全て		0		
03	共済費又は 社会保険料	04	共済費	共済・健康保険組合負担金、地方公 務員災害補償基金負担金、共助組合 負担金、共済費事業主負担金	全て		0		
	謝金その他 これらに類 するもの	07	報償費	報償費	300万円以下	0			
					100万円以下		0		
				報償費(定例的な報償)	100万円超	0			
					100万円以下		0		
05	旅費	08	旅費	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費 (職員の旅費) (特別職非常勤職員 の旅費を除く)	全て		0		
				遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費 (特別職非常勤職員及び職員以外の 者の旅費)	100万円以下		0		
				会計年度任用職員通勤費(勤務時間 が短い者)			0		
06	交際費	09	交際費	交際費	全て		\circ		前渡金払の場合は、1-3その他の表8の項を適用する。
07	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医	2,000万円以下	0			160万円を超えるものについては、契約監理課に入
				薬材料費	1,000万円以下		0		札を依頼することができる。
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費(区長が指定するものA)	200万円以下	0			
					160万円以下		0		
				消耗品費(市長が指定するものを除く共通物品)	全て		0		
				消耗品費(各種施設における給与 品)	全て		0		160万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。

1,000万円以下 ○							決裁	区分		
1000 方		決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲			合議	備考
一	07		10		電気料金	2,000万円以下				1,000万円を超えるものについては、契約監理課に
#によりもの。						1,000万円以下		0		入札を依頼することができる。
議員 (その 10 転用費 修簿料 2.000万円以下 1,000万円以下 1,000万						全て		0		入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定め る申込書により契約する場合に限る。
他 日本の					ガス料金、上下水道料金	全て		0		
(100万円以下			10	需用費	修繕料	2,000万円以下	0			100万円を超えるものについては、契約監理課に入
100万円以下 10		他)				1,000万円以下		0		札を依頼することができる。
選達 10 電用代 物材料子(各種施設における給食、全て ○					修繕料(区長が指定するものB)	200万円以下	0			
別様料等食料 1						100万円以下		0		
100万円以下 10		調達	10	需用費	賄材料費(各種施設における給食、 賄材料等食料)	全て		0		
100万円超	08		11	役務費		300万円以下	0			
一般役務費 (定例的な報償)						100万円以下		0		
調達 11 役務費 - 般役務費、その他通信運搬費 2,000万円以下 ○ 160万円を超えるものについては、契約監理課に2 1 160万円を超えるものについては、契約監理課に2 1 1 役務費 - 一般役務費、その他通信運搬費 2,000万円以下 ○ 100万円を超えるものについては、契約監理課に2 1 1 役務費 - 一般役務費、その他通信運搬費 (区の0万円以下 ○ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		7 0 0 47			一般役務費(定例的な報償)	100万円超	0			
1,000万円以下						100万円以下		\circ		
清負 (その 他)		調達	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	2,000万円以下	0			160万円を超えるものについては、契約監理課に入
他)						1,000万円以下		0		札を依頼することができる。
1,000万円以下 一般役務費、その他通信運搬費(区長が指定するものA、B) 200万円以下 100万円以下		佃)			2,000万円以下	0			100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
(その他) 長が指定するものA、B) 調達 11 役務費 一般役務費(証明書発行等に係る手金で数料) 電気通信料金 全で での他通信運搬費(後納郵便料金)金で 全で での他通信運搬費(後納郵便料金)金で 会で 労働者派遣 11 役務費 人材派遣料 2,000万円以下 金額は見積金額を示す。		,				1,000万円以下		0		
11						200万円以下	0			
数料						100万円以下		0		
号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3 に規定する電気通信で務に関する料金をいう。		調達	11	役務費		全て		0		
保険料 全て 労働者派遣 11 役務費 人材派遣料 2,000万円以下 金額は見積金額を示す。					電気通信料金	全て		0		電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5 号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号 に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
労働者派遣 11 役務費 人材派遣料 2,000万円以下 金額は見積金額を示す。					その他通信運搬費(後納郵便料金)	全て		0		
\mathbb{R}^{2}					保険料	全て		0		
^{契約}		労働者派遣	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	0			金額は見積金額を示す。
		契約				1,000万円以下		0		

Г	<u> </u>		1			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 :区分												
						0.000		-											
	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考										
0	に公の施設 の管理を行	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下	0	_	務の委託については、会	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。										
	わせる場合 の協定				1,000万円以下														
	委託	12	委託料	その他委託料 (工事)	2億円以下	0		歳入の徴収又は収納の事務の季託については、今	金額は見積金額を示す。										
					1億円以下		0	務の委託については、会 計管理者に合議											
				その他委託料(工事以外)	2,000万円以下	0													
					1,000万円以下		0]											
1	調達	13	使用料及び 賃借料	一般使用料等	全て		0												
				一般使用料等(電子計算上で使用するソフトウェアに係るもの)	2,000万円以下	0			160万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。										
					1,000万円以下		\circ												
	物品の借入れ	13	使用料及び 貸借料	一般使用料等	2,000万円以下				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額されないものとした場合の金額 による。										
					1,000万円以下		0	1	2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。										
				一般使用料等(区長が指定するもの C)	200万円以下	0			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。										
															100万円以下		0		φ. 3°
	請負 (その 他)	13	使用料及び 貸借料	自動車借上料	2,000万円以下	0			100万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。										
					1,000万円以下		0												

							 区分		
	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
1	9 物品の借入 れ		使用料及び 貸借料	自動車借上料	2,000万円以下 1,000万円以下		0		1 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。 2 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	請負(その 他)、物品 の借入れ			В, С)	200万円以下 100万円以下	0	0		自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額 は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される 場合は、減額されないものとした場合の金額によ る。
	請負 (その 他)	13	使用料及び 貸借料	自動車借上料 (タクシ―利用料) (乗車票による利用に係るもの)	全て		0		
	不動産の借入れ			土地借上料、家屋借上料	200万円以下			和44年10月規則第43号の 2)が適用されるものに ついては、地域協働局長	
					100万円以下		0	資産活用課長経由)又は 地域協働局区役所課長及 び行財政局資産活用課長 (500万円以下)に合議	
				土地借上料、家屋借上料(区長が指定するものD)	200万円以下 100万円以下		0	神戸市公有財産規則が適 用されるもののうち、た 時的な材料置場等のための 協働局長及び行財政局 長(資産活用担当) (500万円を超えるも の。地域協働局区で 長及び行財政局 長及び行財政局 長及び行財政は地域 長及び行財政は地域 長及び行財政 長と役所課長及び行財政	
								局資産活用課長(500万 円以下)に合議	

							区分		
	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
11	請負(工	14	工事請負費	工事請負費	2億円以下	0			250万円を超えるものについては、契約監理課に入
	事)				1億円以下		0		札を依頼することができる。
12	調達	15	原材料費	原材料費	2,000万円以下	0			160万円を超えるものについては、契約監理課に入
					1,000万円以下		0		札を依頼することができる。
				原材料費(区長が指定するものA)	200万円以下	0			
					160万円以下		0		
13	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	2,000万円以下	0			160万円を超えるものについては、契約監理課に入
					1,000万円以下		0		札を依頼することができる。
				一般備品費、重要備品費(区長が指	200万円以下	0			
				定するものA)	160万円以下		0		
14	負担金、補助金、交易の 金、受別の をのして からに がある。 もの		負担金補助 金及び交付 金	負担金、補助交付金、分担金等	300万円以下				複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの(以下「負担金等」という。)の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき(変更後の当該負担金等の総額が変更前のときに限る。)の決裁区分は、変更後の個一の負担金等の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
					100万円以下		0		
15	負担金、補助金、交付金、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	19	扶助費	扶助費	300万円以下	0			複数の相手方に対する扶助費の金額を一の決裁により決定した場合、当該扶助費のうち一部のものに係る金額を変更するとき(変更後の当該扶助費の総額が変更前の当該扶助費の総額を下回るときに限る。)の決裁区分は、変更後の個一の扶助費の額に まずくれのとする。この担会、光慈地共区公が複数
	90)		<u></u>	100万円以下		0	の決裁区	基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。	

					決裁	区分		
決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「区長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金(競争性がないものに限る)、並びに地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「区長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「区長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負(その他)」とは、契約事務手続規程第13条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 12 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 13 課長共通及び玉津支所長の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結す る場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表(第3条-第5条関係)

財務関係事務

1-2収入決定(収入を伴う施行決議・実施決定)

			決裁	区分		
	決裁事項	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
01	受託	2,000万円以下	0			金額は、見積金額を示す。
		1,000万円以下		0		
02	物品その他の売却(不動産及び用益物権を除く)	1,000万円以下	0			1 金額は、見積金額を示す。 2 50万円を超えるものについては、契約監理課に 入札を依頼することができる。
		500万円以下		0		
03	物品その他の売却 (法令等により金額が定まって いるもの)	全て		0		
04	物品の貸付	200万円以下	0			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)の専
		100万円以下		0		決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
05	諸収入金の徴収	全て		0		

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 3 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。
- 4 本表における「諸収入金」とは、使用料(貸付にかかるものは除く)、手数料その他の収入をいう。

別表(第3条一第5条関係)

財務関係事務

1-3その他

			決裁	区分			
	決裁事項	専決範囲	部長共通及び北須 磨支所長	課長共通及び玉津 支所長	合議	備考	
01	歳出予算の再配分	全て		0			
02	堯棄	全て		\circ			
03	物品の借入れ (支出を伴わないもの)	80万円以下		0		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額されないものとした場合の金 額による。	
	物品の借入れ(支出を伴わないもの) (区長が指 定するものC)	200万円以下 100万円以下	0			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
		100万円以下		\circ		12(C & S)	
04	物品の貸付(収入を伴わないもの)	200万円以下 100万円以下	0			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)の専	
				0		決とする。	
05	契約の変更 (工期又は納期の延長の決定)	40日以下		0			
	共通物品の払出請求 (共通物品のうち市長が指定 するもの)	全て		0			
	こ基づいて行うもの)	全て		0			
	諸収入金の徴収猶予若しくはその取消し、徴収の 属託、又は過誤納整理	全て		0			
09	歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ又は払出	全て		0			
10	諸集会又は行事の開催(飲食を伴わないもの)	全て		0		1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、専決しないこととする。 2 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。	
11	前渡金	全て		0			
12	立替払金	5万円以下	0				
(注		1万円以下		0			

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表1-1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。

- 5 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 6 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 7 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 8 本表における「諸収入金」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。
- 9 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

別表(第3条—第5条関係)

財務関係事務

1-4契約

						決裁	区分		
	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
01	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	160万円以下		0		160万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医 薬材料費(区長が指定するものA)	200万円以下	0			
					160万円以下	+	0		
				消耗品費(市長が指定するものを除 く共通物品)	全て		0		
				消耗品費(各種施設における給与 品)	全て		0		160万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
				電気料金	1,000万円以下		0		1,000万円を超えるものについては、契約監理課に 入札を依頼することができる。
				電気料金 (電気事業者の定める申込 書によるもの)	全て		0		入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定め る申込書により契約する場合に限る。
				ガス料金、上下水道料金	全て		0		
	請負(その 他)	10	需用費	修繕料	100万円以下		0		100万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
					200万円以下	0			
					100万円以下		0		
	調達		需用費	期材料費(各種施設における給食、 期材料等食料)	全て		0		
02	謝金その他 これらに類	11	役務費	一般役務費	300万円以下	0			
	するもの				100万円以下		0		
				一般役務費(定例的な報償)	100万円超	0			
	→ Int > - In		/n 		100万円以下		0		
	調達	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	160万円以下		0		160万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
	請負(その 他)			一般役務費、その他通信運搬費	100万円以下		0		100万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
	調達、請負 (その他)			長が指定するものA、B)	200万円以下	0			
					100万円以下		0		

						決裁	 区分		
	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
02	調達	11	役務費	電気通信料金	全て		0		電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5 号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号 に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
				その他通信運搬費(後納郵便料金)	全て		0		
				保険料	全て		0		
	労働者派遣	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	0			金額は見積金額を示す。
	契約				1,000万円以下		0		
03	指定管理者 に公の施設 の管理を行 わせる場合	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下 1,000万円以下	0	0		金額は総額とする。利用料金を当該指定管理者に収 受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額 とする。
	の協定	12	本 子似	その他委託料(工事)			O	塩1の独田立は田外の声	△焼け 日毎△焼ナ、二十
	委託	12	委託料	七の他安武科(工事)	2億円以下	0		一 弱の委託については、会	金額は、見積金額を示す。
				その他委託料 (工事以外)	1億円以下		0	計管理者に合議	
				ての他安武科(工事以外)	2,000万円以下 1,000万円以下	0			
0.4	調達	10	は田料なび	一般使用料等	全て		0		
04	前 達	13	使用料及び 賃借料		160万円以下		0		160 下田も切らてものについては、初始既研細にす
				るソフトウェアに係るもの)	160万円以下		0		160万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
	物品の借入れ	13	使用料及び 貸借料	一般使用料等	80万円以下		0		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額されないものとした場合の金額 による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
				一般使用料等(区長が指定するもの C)		0			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					100万円以下		\circ		
	請負(その 他)		貸借料	自動車借上料	100万円以下		0		100万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
	物品の借入れ	13	使用料及び 貸借料	自動車借上料	80万円以下		0		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額されないものとした場合の金額 による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。

						決裁	 :区分		
	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
04	請負(その 他)、物品 の借入れ			自動車借上料(区長が指定するもの B、C)	200万円以下	0			自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					100万円以下		\circ		
	請負(その 他)	13	使用料及び 貸借料	自動車借上料 (タクシ―利用料) (乗車票による利用に係るもの)	全て		0		
	不動産の借入れ	13	使用料及び 貸借料	土地借上料、家屋借上料	200万円以下	0		用されるものについて は、地域協働局長及び行 財政局部長(資産活用担 当) (500万円を超える もの。地域協働局区役所	2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
					100万円以下			課長及び行財政局資産活 用課長経由)又は地域協 働局区役所課長及び行財 政局資産活用課長(500 万円以下)に合議	
				土地借上料、家屋借上料(区長が指 定するものD)	200万円以下	0		神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超えるもの。地域協働局区役所課	
					100万円以下			長及び行財政局資産活用 課長経由)又は地域協働 局区役所課長及び行財政 局資産活用課長(500万 円以下)に合議	
05	請負(工 事)	14	工事請負費	工事請負費	250万円以下		0		250万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
06	調達	15	原材料費	原材料費	160万円以下		0		160万円を超えるものについては、契約監理課に入 札を依頼することができる。
				原材料費(区長が指定するものA)	200万円以下	0			
					160万円以下		0		

						決裁	这区分		
	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考
07	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	160万円以下		0		160万円を超えるものについては、契約監理課に入
				一般備品費、重要備品費(区長が指 定するものA)	200万円以下	0			札を依頼することができる。
					160万円以下		0		
08	受託	_		_	2,000万円以下	0			金額は、見積金額とする。
					1,000万円以下		0		
09	物品その他 の売却(不 動産及び用 益物権を除 く)	_	_		50万円以下		0		1 金額は、見積金額を示す。 2 50万円を超えるものについては経理契約を要す る。
	物品その他 の売却(法) 令等額で 金額でいる まの)	_	_	_	全て		0		
10	物品の借入 れ(支出を 伴わないも の)	_	_	_	80万円以下		0		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	物品の借入 れ(支出を 伴わないも の)(区長	_	_	_	200万円以下	0			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	が指定する ものC)				100万円以下		0		
11	物品の貸付	_	_	_	200万円以下				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額されないものとした場合の金額 による。 2 賃料の減額については、区長及び北神担当区長 (以下この表において「区長等」という。)の専決
					100万円以下		0		とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について 別段の定めをする場合に準用する。
	物品の貸付 (収入を伴 わないも	_	_	_	200万円以下	0			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	の)			1007	100万円以下		0		2 賃料の免除については、区長等の専決とする。

					決裁	区分		
	節	節名称	細節名称	専決範囲	部長共通及び北 須磨支所長	課長共通及び玉 津支所長	合議	備考

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「区長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金(競争性がないものに限る)、並びに地方自治法 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「区長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「区長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負(その他)」とは、契約事務手続規程第13条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 12 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 13 課長共通及び玉津支所長の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する 場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

水道料金等の電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程をこ こに公布する。

令和5年12月28日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第7号

水道料金等の電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 (目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法 の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録 の保存義務を履行するため、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存 するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は、次の各号に掲げるものに適用する。
 - (1) 水道局すべての職員
 - (2) その他水道事業管理者が定めるもの

(電子取引の範囲)

- 第3条 神戸市水道局における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。
 - (1) ウェブサイトからダウンロードすることが可能な請求書の取引
 - (2) その他これらに準ずる請求書の取引

(取引データの保存)

第4条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第5条に定めるデータについては、保存サーバ内に7年間保存する。

(対象となるデータ)

- 第5条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。
 - (1) 水道料金の請求書
 - (2) 下水道使用料の請求書
 - (3) 農業集落排水処理施設使用料の請求書
 - (4) その他これらに準ずる書類

(運用体制)

- 第6条保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。
 - (1) 管理責任者 水道局営業課長
 - (2) 処理責任者 水道局営業課係長

(訂正削除の原則禁止)

第7条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

- 第8条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正また は削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を 記載の上、管理責任者へ提出すること。
 - (1) 申請日
 - (2) 請求番号
 - (3) 取引件名
 - (4) 取引先名
 - (5) 訂正・削除日付
 - (6) 訂正·削除内容
 - (7) 訂正・削除理由
 - (8) 処理担当者名
- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理 由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後 に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象と なった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この管理規程は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市水道告示第28号

神戸市指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月水道管理規程第10号)第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42329	株式会社NMC プランニング	三木市別所町朝日ヶ丘 35-73	中村 伸彦	令和5年12月31日
42330	住宅リフォーム 髙濱	神戸市西区今寺 22 番地の 24	髙濱 哲也	令和5年12月31日
42331	東成建設株式会社	神戸市北区上津台 五丁目3番4号	東泰輝	令和5年12月31日
42332	山垣設備	西宮市上ケ原九番町 2番 47-1号	山垣 諒	令和5年12月31日
42333	株式会社AQ	大阪府柏原市平野 1-9-34 メゾン平野 102	成宮 遼河	令和5年12月31日
42334	株式会社リンクス	神戸市兵庫区西橘通 2丁目3番8-21ビル 402号	山本 義記	令和5年12月31日
42335	株式会社 Mirai	神戸市灘区船寺通 3丁目2-13	鈴木 茂	令和5年12月31日
42336	株式会社ビルガード 大阪営業所	大阪府大阪市西成区 旭1丁目6番7号	北田 和江	令和5年12月31日

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年12月28日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第7号

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程

交通局副局長等専決規程(昭和34年4月交規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

財務関係事務

2-1支出決定(支出を伴う施行決議・実施決定)

<u> </u>	支出決定(支出を 	14 7 旭11 (天)	我	• =	や加						1
						決	裁区	分			
決裁事項	区分	専決範囲	副局長	特定部長	局長	定課	課長・統括所長共通	業所長	特定職	合議	備考
調達(物件)		2,000万円以下			0					経営企画課長に 合議	1 160万円を超えるものについては、神戸市交通局契約事務手続規程(昭和39年8月交規程第10号)第 1条の2に規定する経理契約(以下「経理契約」と
		1,000万円以下					0				いう。) を要する。 2 固定資産の調達決定は、経営企画課長に合議す ること。
	管理者が指定するもの A	200万円以下			0						
		160万円以下					0				
	小口現金扱いに係るも の	全て(交付限 度額以下)					0	0			
	共通物品 (市長が指定 するものを除く)						0				「市長が指定するもの」については、市長部局が定 めるものをいう。
	電気料金、ガス料金、 上下水道料金、電気通 信料金、後納郵便料金	全て					0				電気通信料金とは、電気通信事業法(昭和59年法律 第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が 提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関す る料金をいう。
	一般使用料等、保険料	全て					0				
	一般使用料等(電子計 算機上で使用するソフ				0						160万円を超えるものについては、経理契約を要する。
	トウェアに係るもの)	1,000万円以下					0				~ 0
不動産取得		2,000万円以下			0					経営企画課長に 合議	
		500万円以下				0			営業推進 課課長 (資産活 用担当)		
請負(工 事又は製 造)		2億円以下			0					経営企画課長に 合議	1 直営工事の施行決定を含む。 2 250万円を超えるものについては経理契約を要する。
		1億円以下					0			固定資産の異動 を伴うものにつ いては、経営企 画課長に合議	

_										
	建物のガス設備に係る もの(ガス冷暖房設備 工事を除く)	全て			0			施設課長	経営企画課長に 合議	直営工事の施行決定を含む。
請負 (その 他)		2,000万円以下		0					経営企画課長に 合議	1 「その他」とは神戸市交通局契約事務手続規程 第10条に規定するものをいう。 2 100万円を超えるもの(管理者が指定するもの Bを除く)については経理契約を要する。
		1,000万円以下				0			固定資産の異動 を伴うものにつ いては、経営企 画課長に合議	
	管理者が指定するもの	200万円以下		0						
	В	100万円以下		t		0				
	建物、設備又は構築物 の保繕又は小改修に係 るもの	5万円以下					0			
	乗車票による自動車借 上料(タクシー利用 料)に係るもの	全て				0				
委託	工事	2億円以下		0					経営企画課長に 合議	金額は見積金額を示す。
		1億円以下				0			固定資産の異動 を伴うものにつ いては、経営企 画課長に合議	
	工事以外	2,000万円以下		0					経営企画課長に 合議	
		1,000万円以下				0			固定資産の異動 を伴うの徴のは収 歳入事では収のは収 納の事では収 につい言語を経 営企画課長に合	
									議	
労働者派 遣契約		2,000万円以下		0						金額は見積金額を示す。
		1,000万円以下				0				
物品の借 入れ		2,000万円以下 1,000万円以下		0		0			経営企画課長に 合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	管理者が指定するもの	200年田以下	_	0						2 80万円を超えるものについては経理契約を要す 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額さ
	C C	100万円以下	_			0				れる場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	管理者が指定するもの D	200万円以下		0						1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下				0				2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代 支払の場合に準用する。
移転料その他諸補		600万円以下	0					高速鉄道 部長	経営企画課長経 由副局長に合議	
償(移転等の決定		400万円以下			0			施設課長	経営企画課長に	
マラス たっとう か。)		100万円以下	+	0	\vdash		\vdash		合議	
		50万円以下				0				
臨時雇用 賃金その 他の諸給 付の支出		全て			0			経営企画 課課長 (業務改 革担当)	経営企画課長に 合議	
共済費又 は社会保 険料		全て			0			経営企画 課課長 (業務改 革担当)	経営企画課長に 合議	

負担付励の 会金金金他にも がいる ものの がある		300万円以下 下 100万円以下		0		0		合議	複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの(以下「負担金等」という。)の金額を一の決裁により決定した場合において、当該負担金等のうち一部のもの総額が変更するとき(変更後の当該負担金等の総額を変更するときに関る。)の決裁区分は、変更場合において、当該負担金等の機合において、すのとする。この場合において、対しの決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとす
事故費の 支出		50万円以下	0				自動車部 長及び高 速鉄道部 長	経営企画課長経 由副局長に合議	
		20万円以下			0		輸サービ ス課長及	経営企画課長に 合議	
	「事故前渡金」で支出 する場合の看護料	15万円以下			0		び地下鉄運輸サービス課長		
	「事故前渡金」で支出 する場合(看護料を除 く)	10万円以下			0				
謝金その 他これら		300万円以下		0				経営企画課長に 合議	
に類する もの		100万円以下				0			
旅費	職員の旅費	全て			0		経営企画 課課長 (業務改 革担当)		特定課長の決裁区分は、電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給するものについて適用する。
		全て				0			
	職員以外の旅費	100万円以下				0			

(注)

- 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあっては、特定職の 欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 4 起力自治法、地方公言正案にでいたのだけては実施の必定とは、非成立の職人を要するものには適用でない。
 5 設計者しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の備に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
 6 本表における「管理者が指定するもの A」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、日本放送協会の受信料、乗車券、有料道路自動料金収受システムを使用して徴収される有料道路料金、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金(競争性がないものに限る)、及び地方公営企業と施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による 契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「管理者が指定するものB」とは災害応急に関するもの、単価協定事項等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号の規定 による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置 のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう

- 10 単価協定の品目、金額、契約方法等については、経営企画課長が別に定める。 11 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。 12 課長・統括所長共通の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の 契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

2-2収入決定(収入を伴う施行決議・実施決定)

		<u>^ / `</u>	٠	11 /	/ //LE	110	く内なーノくん		·
決裁事項	専決範囲	副局長	特定部長	副局長	決裁 課	分営業所長	特定職	合議	備考
受託 (工事)	2億円以下			通	共通			経営企画課長に 合議	金額は見積金額とする。

亚哥	0			1	I	タック単細目に	人好过日建人好上之了
受託 (工事)	2億円以下	0				経宮企画課長に 合議	金額は見積金額とする。
	1億円以下		0			固定資産の異動 を伴うものにつ いては、経営企 画課長に合議	
受託 (工事以 外)	2,000万円以下	0				経営企画課長に 合議	
	1,000万円以下		0			固定資産の異動 を伴うものにつ いては、経営企 画課長に合議	
/ / / / /	1,000万円以下	0					1 金額は見積金額を示す。
品その 他)	500万円以下		0				2 50万円を超えるものについては経理契約を要する。
物品の貸 付	200万円以下	0				経営企画課長に 合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が 減額される場合は、減額されないものとした場合 の金額による。
	100万円以下		0				の金額による。 2 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
不動産の 貸付が指 理者がも	200万円以下	0					1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が 減額される場合は、減額されないものとした場合 の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権
ØD)	100万円以下		0				その他これらに準ずる権利の設定における定期の 地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受ける こと。
受(負担 付きでな	200万円以下	0					
いもの) (不動産 以外のも の)	100万円以下		0				
補助金 、助成金その他これ	1,000万円以下	0				経営企画課長に 合議	
らに類す るものの 申請	500万円以下		0				
諸収入金 及保で金 のは金 の は過 の は の に と の に と い と い と い い い い い ら い ら ら ら ら り に り に り に り に り に り に り に り に	全て		0	0			

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄 にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとす る。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金 額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること
- 6 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これ らに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 7 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。
- 8 本表における「諸収入金」とは、料金、使用料(貸付にかかるものは除く)、手数料その他の収入をいう。 9 課長・統括所長共通の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場 合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職 の直近上位の職にある者の専決とする。

2 - 3 - 3	その他									
					決	裁区	分			
決裁事項	専決範囲	副局長	特定部長	局	定課長	長・	営業所長	特定職	合議	備考
廃棄	全て					0				
物品の借 入れ(支 出を伴わ ないも の)	80万円以下					0				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	200万円以下			0						
(管理者 が指定す るもの C)	100万円以下					0				
物品の貸付(収入を伴わな	200万円以下			0					経営企画課長に 合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
いもの)	100万円以下					0				2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
借入れ (支出を 伴わない	200万円以下			0					経営企画課長に 合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
もの)(管 理者が指 定するも のD)	100万円以下					0				
不動産の 貸付(収 入を伴わ ないも	200万円以下			0						1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受ける
の) (管 理者が指 定するも のD)	100万円以下					0				こと。
契約の変 更(は納男 の注 が り り り り り り り り り り り り り り り り り り	40日以下					0			1 経営企画課 長に合議 2 統括所につ いては、地ビス 運輸サービス 長にも合議	
共の求物ち指も通出、品請通うがる	全て					0				共通物品については、市長部局に払い出し請求する ものに限る。
	全て					0	0	_		

及保の(規定た基行の)び証減条則め基づう)を金免例等ら準いも種等 やにれにて	全て			0	0			
諸収入金 及び金 保証誤納 整理	全て			0	0			
預り領 は価受 とり が は が は は は は は と し に り は れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ	全て			0				
諸集会又 は行事の 開催	全て			0				1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、管理者の決裁を受けること。 2 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
の取得処 分(資産 運用に係 るもの)	全て		0			経営企画 課長		
前渡金	全て			0				
立替払金	5万円以下	0					経営企画課長に 合議	
	1万円以下			0			ы най	

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄 にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとす
- 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表2-1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。 4
- 6 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金 額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 7 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 8 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これ らに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 9 本表における「諸収入金」とは、料金、使用料、手数料その他の収入をいう。

2	_	4	夷	2約

	大小1										
決裁事項	区分	専決範囲	局	特定部長	局長	特定課長	長	営業所	特定職	合議	備考
調達(物		8,000万円未満	0							固定資産の調達	1 160万円を超えるものについては経理契約を要
件)		(動産)								については、経	
		4,000万円以下 (動産)				0					2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契 約の場合に適用する。

i	1								7	ı
		4,000万円以下 (動産以外)	0							
		2,000万円以下 (動産以外)			С)		経営企画 課長	1	
		160万円以下				0	T		1	
	管理者が指定するもの A	200万円以下		(
		160万円以下				0				
	小口現金扱いに係るも の	全て(交付限 度額以下)				0	0			
	共通物品(市長が指定 するものを除く)					0				「市長が指定するもの」については、市長部局が定 めるものをいう。
	電気料金、ガス料金、 上下水道料金、電気通 信料金、後納郵便料金	全て				0				電気通信料金とは、電気通信事業法第2条第5号に 規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規 定する電気通信役務に関する料金をいう。
	一般使用料等、保険料	全て				0				
	一般使用料等(電子計 算機上で使用するソフ				С			経営企画 課長		160万円を超えるものについては、経理契約を要する。
	トウェアに係るもの)	160万円以下				0				
不動産取得		2,000万円以下							経営企画課長に 合議	
		500万円以下			С)		営業推進 課課長 (資産活 用担当)	-	
請負(工 事又は製		5億円以下	0		T			V 10 3 → □ /	固定資産の異動 を伴うものにつ	1 250万円を超えるものについては経理契約を要す
サスは級 造)		2億5,000万円 以下			С)		経営企画課長	いては、経営企画課長に合議	2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契
		以下 250万円以下			\dagger	0	T	珠女	四昧女に合職	約の場合に適用する。
		全て(建物の ガス設備に係 るもの。ただ し、ガス冷暖 房設備工事を			С)		施設課長		
請負(そ		除く。) 4,000万円以下	0	+	+	+		 		1 「その他」とは、神戸市交通局契約事務手続規程
の他)		2,000万円以下			С)	-	経営企画課長	いては、経営企	第10条に規程するものをいう。 2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契 約の場合に適用する。
		100万円以下				0			四味火に口賊	3 100万円を超えるものについては経理契約を要する。(管理者が指定するものBを除く)
	管理者が指定するもの B	200万円以下		(S. (BATAWARE) SOUDEM()
		100万円以下				0				
	建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの	5万円以下					0			
	乗車票による自動車借 上料 (タクシー利用 料) に係るもの	全て				0				
委託・受 託	工事	2億円以下		(経営企画課長に 合議	金額は見積金額とする。
		1億円以下				0			固定資産の異動 を伴うものは、 経営企画課長に 合議	
	工事以外	2,000万円以下		(経営企画課長に 合議	
		1,000万円以下				0			固定資産の異動 を伴うもの及び 歳入の徴収又は 収納の事務のない 託については、 経営企画課長に 合議	
労働者派 遣契約		2,000万円以下		(T				金額は見積金額を示す。
追大利		1,000万円以下			T	0	t	1	1	

the II on 144		4 000 7 11 11						_	1		1 人類は 任何の左旋せば処婚さまよ 任何が好
物品の借 入れ		4,000 万円以 下	0								1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金
		2,000万円以下				0			経営企画 課長		額による。 2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契
		80万円以下					0				約の場合に適用する。 3 80万円を超えるものについては経理契約を要す る。
	管理者が指定するもの C	200万円以下			0						金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額に
		100万円以下					0				よる。
物品の借 入れ(支		80万円以下					0				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額に
出を伴わ ないも	管理者が指定するもの C	200万円以下			0						よる。
の)		100万円以下					0				
物品の貸 付		200万円以下			0					経営企画課長に 合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下					0				銀による。 2 賃料の減額については、管理者の決裁を受ける こと。
物品の貸 付(収入		200万円以下			0					経営企画課長に 合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金
を伴わな いもの)		100万円以下					0				額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受ける こと。
不動産の 借入れ	管理者が指定するもの D	200万円以下			0					経営企画課長に 合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下					0				2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準 ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準 用する。
不動産の 借入れ (支出を	管理者が指定するもの D	200万円以下			0					経営企画課長に 合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
伴わない もの)		100万円以下					0				
不動産の 貸付	管理者が指定するもの D	200万円以下			0						1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下					0				2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
不動産の 貸付(収	管理者が指定するもの D	200万円以下			0						金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金
入を伴わ ないも の)		100万円以下					0				額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受ける こと。
売却(物 品その		8,000万円以下	0								1 金額は、売却見積金額を示す。 2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契
他)		4,000万円以下				0			経営企画 課長		約の場合に適用する。 3 50万円を超えるものについては経理契約を要す
		50万円以下					0				ప .
移転料そ の他諸補		600万円以下		0					高速鉄道 部長	経営企画課長経 由副局長に合議	
償(移転 等の決定		400万円以下				0			施設課長	経営企画課長に 合議	
を含 む。)		100万円以下			0						
		50万円以下					0				
変更契約 の (工期期の は納 (延長)		40日以下					0			1 経営企画課 長に合議 2 統括所については、地下実 運輸サービス課 長にも合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。
経理契約 の変更契 約の締結		全て				0			経営企画 課長		施行決議を受けたものに限る。

他これら	300万円以下	0		経営企画課長に 合議	
に類する もの	100万円以下		0		

(注)

- 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあっては、特定職の 欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

- 3 複数の状数区分に該当する事項を1 状裁で専状する場合においては、それらの状数区分のうち取上位のものによることとする。
 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
 5 設計者しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
 6 本表における「管理者が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、日本放送協会の受信料、乗車券、有料道路自動料金収受システムを使用して徴収される有料道路料金、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金(競争性がないものに限る)、及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供も必けるの数の割合きによる き提供を受ける役務の料金をいう
- て 本表における「管理者が指定するものB」とは災害応急に関するもの、単価協定事項等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。 8 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号の規定

- のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをかう。

 10 単価協定の品目、金額、契約方法等については、経営企画課長が別に定める。

 11 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。

 12 課長・統括所長共通の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第8号

交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程をこ こに公布する。

令和6年1月9日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程 第1条 交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程(昭和33年6月27日 交通管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後			改正前									
別表					別表									
項目	職種名	甲	乙	丙	項目	職種名	甲	乙	丙					
視力	高速鉄道運転士 <u>、駅</u>	[略]	[略]	[略]	視力	高速鉄道運転士	[略]	[略]	[略]					
	掌					高速鉄道運転士以外	"	[略]	<u>"</u>					
	高速鉄道運転士 <u>、駅</u>	視力 (矯正視力	[略]	視力 (矯正視力		の現業員								
	掌以外の現業員	を含む)が両眼		を含む)が両眼										
		で1.0以上、か		で1.0未満、もし										
		つ、1眼でそれ		くは、1眼で0.7										
		ぞれ0.7以上であ		未満である者	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
		る者				[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略] [略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					
[略]	[略]	[略] [[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]					

| [略] |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | [略] | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] |
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				·	·
	[略]	[略]	[略]	[略]					

様式第1を次のように改める。

様式第1 (第3条関係)

様式	第1	(第3条	長関係	i)														採用	予定罪	種名	番	号
		神	押	卡交通 原	3	身体村	負査	調書	(採月	用時健	康診	折個人	票)									
フリ:	ガナ								生年	5月日		年	月	E		健診年	月日	合和	io	年	月	В
氏	名								性	50		男	· 4		+	年	齡					歳
業		務	歷	新規					-			検	体 番	号		No.						
												食	後時	闸			絶食		食後			Н
既		往	歷	ない・	ある								赤	血球	数						万/	m m³
											20 H	ı検査	ш́	球容	漬							%
自	覚	症	状	ない・	ある						MI	119月	m	色素	±							g∕dl⁄
													白	血球	数						個/	m m ³
他	覚	症	状	ない・	ある							telo de	GOT								1	U/Q
											計 検	機能査	GPT								1	U/Ø
身			퓻					•		cm			γ – 0	TP		1					1	U/Q
体			重					•		kg	4.5	h Els rem	LDL ⊐ I	ノステ	u-/	ı						mg∕dl⁄
胸			囲					•		cm	検	P脂質 査	HDL⊐↓	ノステ	u-/	ı						mg∕dl⁄
腹			囲		, about	ale d Alle	m 40 -			cm			中	性脂质	仿	_						mg∕dℓ
		右	í	コンタクト使用者も探眼視力 要				•)	ń	L #	唐 村	è	査							mg∕dℓ	
視	視 力	左		コンタクト使用者も	者も裸に	眼視力	更)		MTZ 4400 4	, j	尼素 望	素							mg∕dℓ	
	両眼		眼	. ()	即二次	腎機(査	レアチ	زدع							mg∕dℓ	
色		覚(色	神)	ī	E常	. 1	色弱		色盲			尿	沈	渣(判定)						
光		覚(光	神)		異常	なし		異常	あり		FF	炎	н	3 S抗	源							
視			野		異常	なし		異常	あり			查	Н	V抗	体							c. o. i.
両	眼	視 機	能		異常	なし		異常	あり		胸部	部エッ	クス線	検査	直	接撮影	フィ	レム番	号	No.		
				蛋	白	- :	±	+	++	+++												
検			屎	糖		- :	±	+	++	+++												
				濳	ÚL.	- :	±	+	++	+++												
血	圧	(mml	Hg)			/			座・	臥位												
		右100	00Hz		所見		2		見あり													
聴力(30			OOHz		所見				見あり													
		左100	OOHz		 1 所見なし 2 所見あり 1 所見なし 2 所見あり 																	
心	危	図検			10100		_	121	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			その他の検査										
神紅	及び	精神の	疾患		なし			あり	b			- 5.2										
言	語	機	能		異常	なし		異名	常あり		- 18M	折・指	示									
運	動	機	能		異常	なし		異名	常あり		你我 自	>機関	2									
中	毒	の症	状		なし	,		あり	ŋ		+	F氏名										
奇			形		なし	_		あり	b		備		考									
79	肢	の欠	損		なし	-		あり	b		判		定									

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月23日から適用する。

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年12月28日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育長訓令甲第2号

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等専決規程 (平成29年4月教育長訓令甲第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 別表第2 (第2条-第10条関係) 別表第2 (第2条-第10条関係) 財務関係事務 財務関係事務 2-1支出決定(支出を伴う施行決議・実施決定) 2-1支出決定(支出を伴う施行決議・実施決定) 決裁 節 節名 細節名 専決 決裁 節 節名 細節名 専決 決裁区分 合議 備考 決裁区分 合議 備考 称等 範囲 副市局長部長課長学校 特定 事項 称等 範囲副市局長部長課長学校特定 事項 及び長、 及び長、 長 長 課に副校 課に副校 相当長及 相当長及 するび准 するび准 室長校長 室長校長 [略]|[略]|[略]|[略]| [略] |[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] [略]|[略]|[略]| [略] [略][略][略][略][略][略] [略] 「略] 「略] 10 調達 10 需用消耗品 [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] 調達 10 [[略] [[略] [[略] [[略] [[略] [[略] [[略] [图 160万円を超える 100万円を超える [略] |費、燃|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] ものについては契 |費、燃|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] ものについては契 [略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] 約事務手続規程 約事務手続規程 料費、 |[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] |印刷製|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] (昭和39年5月訓 |印刷製|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] (昭和39年5月訓 令甲第6号)第2 本費、 本費、 | **令 甲 第 6 号) 第 2** [略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] |[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] 医薬材 条に規定する経理 医薬材 条に規定する経理 料費 料費 契約(以下「経理 契約 (以下「経理 契約」という。) 契約」という。) を要する。 を要する。 |消耗品|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] |消耗品|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] 「略] 「略] 費、燃 160 費、燃 100 料費、万円 料費、万円 印刷製以下 印刷製以下 本費、 |[略]|[略]|[略]|[略]|[略]|[略] 本費、 |「略]|「略]|「略]|「略]|「略]|「略] 医薬材 医薬材 料費

	(市長																	(市長									
	が指定																	が指定									
	するも																	するも									
	の A)																	のA)									
	消耗品	[略] [略	子][略]	[略]	[略] [#	各][附	}]	[略]	160万円を超える						消耗品	占[略]	[略]	100万円を超え						
	費(共	;										ものについては	E					費(#	-								ものについては
	通物品	1										理契約を要する。						通物品									理契約を要する
	の一括	<u>.</u>																の一指	ā								
	発 注 に																	発注に	-								
	係る決	:																係る決	L								
	定)																	定)									
	[略]	[略] [略	\$][略]	[略]	[略] [[格][略	}]	[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	消耗品	[略] [略	子][略]	[略]	[略] [#	格][略	4]	[略]	160万円を超える						消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超え
	費(各	[略][略	[春	略]	[略]	[略] [#	格][K	<u>}</u>		ものについては	E					費(各	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	-	ものについては
	種 施 設	160					0					理契約を要する。						種施設	100				0			1	理契約を要する
	におけ	万円]															におけ	万円								
	る給与	以下	-															る給与	·以下								
	品)																	品)									
	[略]	[略][略	[春	略]	[略]	[略] [[格][附	\$]	[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略][略][-	-	格][略		[略]	[略]			[略]	[略]	[略			[略]					+		
[略][略][格][略		[略]	[略]		11		[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達 11 1	と務 → 般 役											160万円を超え	る		調	11	役	務一般役	4,00	0							100万円を超え
	費 務費、											ものについては			達、		費	務費、									ものについてに
	その他											理契約を要する。			請負			その他									型契約を要する 理契約を要する

通信運4,00			(そ	通信運 4,00			
搬費 0万			0	搬費 0万			
円以			他)	円以			
下				下			
2,00	0			2,00	0		
0万				0万			
円以				円以			
下				下			
1,00		0 0		1,00			
0万				0万			
円以				円以			
下				下			
100		第 3	調達 11	役務一般役 100		第 3	
万円		類教		費務費、万円		類教	
以下		育機		その他以下		育機	
		関の		通信運		関の	
		長		搬費		長	
一般役 200			請負 11	役務一般役 300		第 3	100万円を超える
務費、万円			(7	費務費、万円		類教	ものについては経
その他超			O	その他以下		育機	理契約を要する。
通信運 200			他)	通信運		関の	
搬費万円				搬費		長	
(市長以下				役務 一般役 200			
が指定 100				费務費、万円			
するも万円			請負	その他超			
のA、B)以下			(7	通信運 200			
20万		第 3	0	搬費万円			
円以		類教	他)	(市長以下			

		Ī	育機				が指定	100			
			関の				するも	万円			
		1	長				OA,B)				
一般役全て	0							20万		第 3	
務費 100		0						円以		類教	
(証明 万円								下		育機	
書発行以下										関の	
等に係										長	
る手数					調達 11	役務	一般役	全て			
料)						費	務費	100	0		
電気通全て	0	O 5	第 3	電気通信事業法			(証明	万円			
信料金		类	類教	(昭和59年法律第			書発行	以下			
		Ī	育機	86号) 第2条第5			等に係	20万		第 3	
			関の	号に規定する電気			る手数	円以		類教	
		J	長	通信事業者が提供			料)	下		育機	
				する同条第3号に						関の	
				規定する電気通信						長	
				役務に関する料金			電気通	全て		第 3	電気通信事業法
				をいう。			信料金			類教	(昭和59年法律
その他全て		糸	総務							育機	86号) 第2条第
通信運		Ē	事務							関の	号に規定する電
搬費		4	セン							長	通信事業者が提
(共通		2	ター								する同条第3号
物品の		1	長								規定する電気通
うち市											役務に関する料
長が指											をいう。
定する							その他	全て		総務	
もの)							通信運			事務	

		その他	全て			0	0	第 3		搬費				セン	
		通信運						類教		(共通				ター	
		搬費						育機		物品の				長	
		(後納						関の		うち市					
		郵便料						長		長が指					
		金)								定する					
		保険料	全て			0				もの)					
			100				0	第 3		その他	全て	0	0	第 3	
			万円					類教		通信運				類教	
			以下					育機		搬費				育機	
								関の		(後納				関の	
								長		郵便料				長	
請負 11	役務	一般役	4,00	0) 万円を超える	金)					
(そ	費	務費、	0万						のについては経	保険料	全て	0			
0		その他	円超						契約を要する。		100		0		
他)		通信運	4,00		0						万円				
		搬費	0万								以下				
			円以								20万			第 3	
			下								円以			類教	
			2,00			0					下			育機	
			0万											関の	
			円以											長	
			下												
			1,00			0	0								
			0万												
			円以												
1			下												

				万円以下				類育関の長															
				200	0																		
			務費、	万円																			
			その他	超																			
			通信運	200		0																	
				万円																			
			(市長																				
			が指定				0	0															
			するも	万円			O																
			のA、B)	以下																			
				20万				第 3															
				円以				類教															
				下				育機															
				1				関の															
								長															
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略] [略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略]	略]
指定	12	委託	施設管	2,00	0				歳入の	金額は総額とす	1	2	旨定	12	委託施設管	拿 4,00	0					歳入の金額は総	額とす
管理		料	理委託	0万					徴収又	る。ただし、利用		Î	管理		料理委請	壬 0万						徴収又る。ただ	こし、利
者に			料	円超					は収納	料金を当該指定管		=	者に		料	円超						は収納料金を当	該指定
公の									の事務	理者に収受させる		2	公の			4,00		0				の事務理者に収	受させ
施設									の委託	場合は、当該管理		Į.	施 設			0万						の委託場合は、	当該管
の管									につい	に係る総経費の見		C	の管			円以						につい に係る総	経費の
理を									ては、	積価額とする。		Į	里を			下						ては、積価額と	する。

	行	ī わ	ĺ			2,00							会計管	1	1	行わ				2,00		0				会計管	
	t	t る				0万							理者に			せる				0万						理者に	
	場	易合				円以							合議			場合				円以						合議	
	O.	協				下										の協				下							
	定	<u> </u>				1,00				0			_			定				1,00			0				
						0万														0万							
						円以														円以							
						下														下							
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
13		略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	牧	刀品	13	使用	一般使	4,00	0							1 金額は、賃料		物品		使用									1 金額は、賃料
	O.	借		料及	用料等	0万								の年額又は総額		の借			用料等								の年額又は総額
	ス	れ		び貸		円超								を表す。賃料が減		入れ		び貸		円超							を表す。賃料が減
				借料		4,00		0					_	額される場合は、				借料		4,00	0						 額される場合は、
						0万								減額されないも						0万 							 減額されないも
						円以								のとした場合の						円以							のとした場合の
						下								金額による。						下							金額による。
						2,00			0					2 80万円を超え						2,00		0					2 80万円を超え
						0万								るものについて						0万							るものについて
						円以								は経理契約を要						円以							は経理契約を要
						下								する。						下							する。
						1,00				0	0									1,00			0	0			
						0万														0万							
						円以														円以							
						下														下							
						100						第 3								100					第 3		
						万円						類教								万 円					類教		

以下	育機			Í	以下		育機	
	関の						関の	
	長						長	
一般使 200		金額は、賃料の年		一般使	200			金額は、賃料の年
用料等万円		額又は総額を表		用料等	万円			額又は総額を表
(市長超		す。賃料が減額さ		(市長	超			す。賃料が減額さ
が指定 200		れる場合は、減額		が指定	200			れる場合は、減額
するも万円		されないものとし		するも	万円			されないものとし
のC) 以下		た場合の金額によ		のC)	以下			た場合の金額によ
100		る。		1	100	0 0		る。
万円				-	万円			
以下				ļ	以下			
50万	第 3			Ę	50万		第 3	
円以	類教			F	円以		類教	
下	育機			-	下		育機	
	関の						関の	
	長						長	
自動車 4,00 〇		1 金額は、賃料	請 負 13 使用	自動車	4,00 🔾			1 自動車借上料
借上料 0万		の年額又は総額	(そ)料及	借上料(0万			の契約を請負(そ
円超		を表す。賃料が	のび貸	ŀ	円超			の他)で締結する
4,00		減額される場合	他)、借料	4	4,00			場合、100万円を
0万		は、減額されな	物品	(0万			超えるものにつ
円以		いものとした場	の借	ŀ	円以			いては経理契約
下		合の金額によ	入れ	-	下			を要する。
2,00	0	る。		- - -	2,00			2 自動車借上料
0万		2 80万円を超え		(0万			の契約を貸借で
円以		るものについて			円以			締結する場合、8
下		は経理契約を要		-	下			0万円を超えるも

		1,00		0 0		する。			1,00)	のについて
		0万							0万		理契約を要
		円以							円以		3 自動車作
		下							下		の契約を負
		100			第 3						締結する場
		万円			類教						金額は、賃
		以下			育機						年額又は約
					関の						表す。賃料
					長						額される
	自動車	豆 50万			第 3	金額は、賃料の年					は、減額さ
	借上料	丹以			類教	額又は総額を表					いものとし
	(市身	卡下			育機	す。賃料が減額さ					合の金額
	が指え	₹			関の	れる場合は、減額					る。
	するす				長	されないものとし	請負 13	使用自動	1車 300	第 3	100万円を超
	Ø C)					た場合の金額によ	(そ	料及借上	:料万円	類教	ものについて
						る。	の	び貸	以下	育機	理契約を要す
請 負 13	使用自動	車4,00 〇				100万円を超える	他)	借料		関の	
(~	料及借上料	斗 0 万				ものについては経				長	
0	び貸	円超				理契約を要する。	物品 13	使用 自動	」車 100	第 3	1 金額は、
他)	借料	4,00	0				の借	料及借上	:料万円	類教	の年額又は
		0万					入れ	び貸	以下	育機	を表す。賃
		円以						借料		関の	減額される
		下								長	は、減額さ
		2,00	0								いものとし
		0万									合の金額
		円以									る。
		下									2 80万円を

	1,00		0	0									は経理契約
	0万												する。
	円以					請 負 13	使用自	動車200	0				自動車借上料
	下					(~	料及借	告上料 万円					約を貸借で締
	300			第	3	o o	び貸	(市長超					る場合、金額
	万円			類	效	他)、	借料が	指定200		0			賃料の年額又
	以下			育	幾	物品	j	一るも万円					額を表す。賃
				関		の借	0)B、C)以下					減額される
				長		入れ		100			0 ()	は、減額され
	自動車20万			第	3	1		万円					ものとした場
	借上料円以			類	数			以下					金額による。
	(市長下			育	幾	請負 13	使用自	1動車 20万				第 3	
	が指定			関		(そ	料及借	告上料 円以				類教	
	するも			長		O	び貸	(市長下				育機	
	の B)					他)	借料が	3 指定				関の	
	自動車全て		0	0			j	- るも				長	
	借上料 20万			第	3		0.) B)					
	(タク円以			類	数	物 品 13	使用自	動車50万				第 3	金額は、賃料
	シー利下			育	送	の借	料及借	_{告上料} 円以				類教	額又は総額
	用料)			関		入れ	び貸	(市長下				育機	す。賃料が減
	(乗車			長			借料が	5 指定				関の	れる場合は、
	票によ						j	- るも				長	されないもの
	る利用						0) C)					た場合の金額
	に係る												る。
	もの)					請負 13	使用自	動車全て			0 (0	
請負 13 個	吏用自動車 200	0			自動車借上料の契	(~	料及借	告上料 _{20万}				第 3	
(そ ***	斗及 借上料 万円				約を貸借で締結す	0	び貸	(タク 円以				類教	
o (び貸(市長超				る場合、金額は、	他)	借料シ	/一利 下				育機	

I	他)		借料	が指定	200			(\circ					賃料の年額又は総	ľ				用料)							関の		
	· 物			するも	万円									額を表す。賃料が					(乗車							長		
	品の			のB、C)	以下									減額される場合					票によ									
	借入				100					0	0			は、減額されない					る利用									
	れ				万円									ものとした場合の					に係る									
					以下									金額による。					もの)									
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略][[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略][[略]						
15	調達	15	原材	原材料	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超える	15	調達	15	原材	原材料	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超える
			料費	費	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経				料費	費	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経
					[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]		理契約を要する。						[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		理契約を要する。
					[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]								[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
					[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]								[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
				原材料	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]		[略]					原材料	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
				費(市	160					0	0								費(市	100				0	0			
				長が指	万円	_													長が指	万円								
				定する	以下														定する	以下								
				ものA)	[略]	[略]] [略] [略]	[略]	[略]	[略]							ものA)	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]] [略] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略][[略]						
17	調達	17	備品	一般備	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超える	17	調達	17	備品	一般備	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超える
			購入	品費、	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経				購入	品費、	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経
			費	重要備	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]		理契約を要する。				費	重要備	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		理契約を要する。
				品 費	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]							品費	[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
					[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]								[略][略][[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
				一般備	[略]	[略]] [略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					一般備	[略][略][[略]						
				品費、	160					0	0								品費、	100				0	0			
				重要備	万円														重要備	万円								

				品費	以下														品費	以下									
				(市長	[略]								(市長	[略]															
				が指定															が指定										
				するも															するも										
				Ø A)															の A)										
[略]] [略] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略	.]
(注	()	•	_					•							(注))		•		•		•	•	•	•	•			
1 ~	16	[略]													1 ~	16 [略]												

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

						改正後								改正	前		
- 2	収入決定	(収力	人を伴	う施	行決	議・実施決定)			2 — 2	収入決定	(収力	(を伴う施行法	·議•	実施	決定)		
	決裁事項	専決			決裁	区分	合議	備考		決裁事項	専決	決裁	这区分			合議	備考
		範囲	副市	局長	部長	課長学校特定					範囲	副市局長部長	課長	学校	特定		
			長			及び長、職						長	及び	長、	職		
						課に副校							課に	副校			
						相当長及							相当	長 及			
						するび准							する	び准			
						室長校長							室長	校長			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略][略]] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	物品の貸	200		0				1 金額は、賃料の年額	03	物品の貸	500	0					1 金額は、賃料の年
	付	万円						又は総額を表す。賃料		付	万円						又は総額を表す。1
		超						が減額される場合は、			超						が減額される場合は
								減額されないものとし			500	0					減額されないもの
								た場合の金額による。			万円						た場合の金額による
								2 賃料の減額について			以下						2 契約を更新す
		200			0			は、局長の専決とする。			200						合、その内容に変
		万円						3 この項における決裁			万円						ないもの(消費税
		以下						区分は、賃料の納期に			以下						る変更以外に変更
		100				0 0		ついて別段の定めをす			100			0			いものを含む。)
		万円						る場合に準用する。			万円						いては、500万円を
		以下									以下						るものについても、
		20万				第 3					20万				第 3		長が専決すること
		円以				類教					円以				類教		きる。
		下				育機					上				育機		3 賃料の減額につ
						関の									関の		は、局長の専決とす
						長									長の		4 この項における

																					区分は、賃料の納期に
																				,	ついて別段の定めをす
																					る場合に準用する。た
																					だし、契約締結後に賃
																				3	料の納期について別段
																					の定めをする場合につ
																					いては、500万円を超え
																					るものについても、局
																				-	長が専決することがて
																					きる。
[略]	[略]	[略]	[略] [略]] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
(注)		1	l l	ı		ı	ı	1	1	(注)			1	1	1		1				
$1 \sim 1$	0 [略]									$1 \sim 1$	0 [略]										

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

				Ç	女正後											改正	前				
2 —	4 契約	J							2 — 4	4 契約											
	決裁	節	節名細節名	専決	決裁区分	}	合議	備考		決裁	節	節名	細節名	専決		決	裁区分	•		合議	備考
	事項	ĺ	称称	範囲副市局長	部長課	長学校 特定				事項		称	称	範囲	副市	局長部:	長課長	学校	特定		
				長	及で	び長、職									長		及 ひ	長、	職		
					課(こ副校											課に	副校			
					相	当長 及											相当	長及			
					す	るび准											する	び准			
					室县	長 校 長											室長	: 校長			
01	調達	10	需用消耗品	[略][略][略]	[略][略][略][略]	[略]	160万円を超える	01	調達	10	需 用	消耗品	[略]	[略]	[略][略	.][略]][略]	[略]	[略]	100万円を超える
			費費、燃	[略][略][略]	[略][略][略][略]		ものについては経				費	費、燃	[略]	[略]	[略][略	.][略]][略]	[略]		ものについては経
			料費、	160	0	0		理契約を要する。					料費、	100			0	0			理契約を要する。
			印刷製	<u>万円</u>									印刷製	万円							
			本費、	以下									本費、	以下							
			医薬材	[略][略][略]	[略] [略] [略] [略]							医薬材	[略]	[略]	[略][略	[略]][略]	[略]		
			料費										料費								
			消耗品	[略][略][略]	[略][略][略][略]	[略]	[略]					消耗品	[略]	[略]	[略][略	[略]][略]	[略]	[略]	[略]
			費、燃		0	0							費、燃				0	0			
			料費、	万円									料費、		=						
			印刷製										印刷製								
				[略][略][略]	[略][略][略][略]								[略]	[略]	[略] [略	·][略]][略]	[略]		
			医薬材										医薬材								
			料費										料費								
			(市長										(市長								
			が指定										が指定								
			するも										するも								
			OA)		[m/s] [m/:	7 [m + 7] [OA)	rme 3	F ## ¬	[m &] [7	1			
			[略]	[略][略][略]][略][略]							[略]	略	[略]	[略][略	· 」L 略 .	」[略]	略		

消耗品[略][略] [略] [略] [略] [略][略]	[略]	[略]	消耗品	[略]	[略][略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]
費 (図 160		0 0				費(図	100		0	0		
書資料万円						書資料	万円					
(教科以下						(教科	以下					
用指導 [略] [略] [略] [略] [略] [略][略]			用指導	[略]	[略][略][略]	[略]	[略][略]		
書))						書))						
消耗品 [略] [略] [略] [略] [略] [略][略]	[略]	160万円を超える	消耗品	[略]	[略][略][略]	[略]	[略][略]	[略]	100万円を超える
費 (各 [略] [略] [略] [略] [略] [略][略]		ものについては経	費(各	[略]	[略][略][略]	[略]	[略][略]		ものについては経
種施設 160		0			理契約を要する。	種施設	100		0			理契約を要する。
におけ <u>万円</u>						におけ	万円					
る給与以下						る給与	以下					
品)						品)						
電気料4,00			行財		1,000万円を超え	電気料	4,00			行財		1,000万円を超え
金 0万			政局		るものについては	金	0万			政局		るものについては
円超			長		経理契約を要す		円超			長		経理契約を要す
4,00			契約		る。		4,00			契約		る。
0万			監理				0万			監理		
円以			課長				円以			課長		
下							下					
1,00		0 0	第 3				1,00		0	0		
0万			類教				0万					
円以			育機				円以					
下			関の				下					
			長									
							100			第 3		
							万円			類教		
							以下			育機		

												1		ĺ											関の		
																									長		
				[略]	[略]	[略]	[略][略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略	.][略][略]	[略]	[略]	[略]	[略][略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略	[略][略]	[略]	[略]	[略]	[略][略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	調	主 11	役務	一般役	4,00					行財		160万円を超える		F	調	11	役務	一般役	4,00						行財		100万円を超える
			費	務費、	0万					政局		ものについては経		j		Į.	費	務費、	0万						政局		ものについては経
				その他	円超					長		理契約を要する。			清負			その他	円超						長		理契約を要する。
				通信運	4,00					契約					(そ			通信運	4,00						契約		
				搬費	0万					監理				(カ			搬費	0万						監理		
					円以					課長				1	也)				円以						課長		
					下														下								
					160			0	0										100				0	0			
					万円														万円								
					以下														以下								
					20万					第 3									20万						第 3		
					円以					類教									円以						類教		
					下					育機									下						育機		
										関の															関の		
										長															長		
				電気通	全て			0	\circ	第 3		電気通信事業法						一般役	200		0						
				信料金						類教		(昭和59年法律第						務費、	万円								
										育機		86号) 第2条第5						その他	超								
										関の		号に規定する電気						通信運	200			0					
										長		通信事業者が提供						搬費	万円								
												する同条第3号に						(市長	以下								
												規定する電気通信						が指定	100				0	0			

		役務に関する料金		するも万円			
		をいう。		のA、B)以下			
	その他全て総額	务		20万		第 3	
	通信運事系	务		円以		類教	
	搬費としています。			下		育機	
	(共通 ター	-				関の	
	物品の長					長	
	うち市		調達 11 役務	電気通全て	0	○ 第 3	電気通信事業
	長が指		費	信料金		類教	(昭和59年法
	定する					育機	86号)第2条
	€ Ø)					関の	号に規定する
	その他全て 〇 第:	3				長	通信事業者が
	通信運 類教	数					する同条第3
	搬費	幾					規定する電気
	(後納 関 の						役務に関する
	郵便料						をいう。
	金)			その他全て		総務	
	保険料全て			通信運		事務	
	100			搬費		セン	
	万円			(共通		ター	
	以下			物品の		長	
	20万 第:	3		うち市			
	円以	数		長が指			
		数		定する			
				もの)			
	長			その他全て	0	○ 第 3	
請負 11 役	: 務一般役4,00 行具	オ 100万円を超える		 通信運		類教	
(そ) 費				搬費		育機	

0	その他	円超			長	理契約を要する。	(後納	関の
他)	通信運	4,00			契約		郵便料	長
	搬費	0万			監理		金)	
		円以			課長		保険料全て	0
		下					100	0
		100		0 0			万円	
		万円					以下	
		以下					20万	第 3
		20万			第 3		円以	類教
		円以			類教		下	育機
		下			育機			関の
					関の			長
					長			
調 11 征		200	0					
達、	費 務費、	万円						
請負	その他	超						
(そ	通信運	200	0					
0	搬費	万円						
他)	(市長	以下						
	が指定	100		0 0				
	するも	万円						
	OA,B)	以下						
		20万			第 3			
		円以			類教			
		下			育機			
					関の			
					長			

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]
03	指定	2	施設	施設管	2,00		0				歳入の	金額は総額とす	0)3	指定	12	委託	施設管	4,00 🔾					歳入の	金額は総額とす
	管理		管理	理委託	0万						徴収又	る。ただし、利用			管理		料	理委託	0万					徴収又	る。ただし、利用
	者に		委託	料	円超						は収納	料金を当該指定管		į	者に			料	円超					は収納	料金を当該指定管
	公の		料								の事務	理者に収受させる		(公の				4,00	0				の事務	理者に収受させる
	施設										の委託	場合は、当該管理			施設				0万					の委託	場合は、当該管理
	の管										につい	に係る総経費の見		(の管				円以					につい	に係る総経費の見
	理を										ては、会	会積価額とする。		-	理を				下					ては、急	会積価額とする。
	行わ				2,00			0			計管理				行わ				2,00		0			計管理	
	せる				0万						者に合				せる				0万					者に合	
	場合				円以						議			ļ	場合				円以					議	
	の協				下									(の協				下						
	定				1,00				0						定				1,00		0			-	
					0万														0万						
					円以														円以						
					下														下						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達』	3	使用	[略]						[略][略]	[略]	[略]		4	調達	13	使用	[略]	[略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]						料及	一般使	[略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超え
										[略][略]		ものについては経					び貸	用料等	[略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	-	ものについては絹
				(電子			- ** -		0			型契約を要する。					借料	(電子	100		0	0			理契約を要する。 理契約を要する。
				計算機														計算機	万円						
				上で使														上で使	以下						
						「略ヿ	「略ヿ	[略]		[略][略]										[略]	[略][略]	[略]	[略]	-	
				ソフト	 H]		L. H.	 	L LLH]									ソフト				_			
				ウェア														ウェア							
				に係る														に係る							

		もの)										もの)					
物品13	使用	一般使	4,00				行財	1 金額は、賃料	物品	13	使用	一般使4,00			Í	行財	1 金額は、賃
の借	料及	用料等()万				政局	の年額又は総額	の借		料及	用料等 0万			Ī	政 局	の年額又は総
入れ	び貸		円超				長	を表す。賃料が減	入れ		び貸	円超				長	を表す。賃料が
	借料		4,00				契約	額される場合は、			借料	4,00			1	契約	額される場合は
		()万				監理	減額されないも				0万				監理	減額されない
			円以				課長	のとした場合の				円以			Ē	課長	のとした場合
		-	下					金額による。				下					金額による。
		8	30万			0	0	2 80万円を超え				80万		0	0		2 80万円を超
			円以					るものについて				円以					るものについ
		-	下					は経理契約を要				下					は経理契約を
		- - - -	20万				第 3	する。				20万			ļ	第 3	する。
			円以				類教					円以			3	類教	
		-	下				育機					下			-	育機	
							関の								ŀ	関の	
							長									長	
		一般使	200	0				金額は、賃料の年				一般使200	0				金額は、賃料の
		用料等	万円					額又は総額を表				用料等万円					額又は総額を
		(市長)	超					す。賃料が減額さ				(市長超					す。賃料が減額
		が指定	200		0			れる場合は、減額				が指定200		0			れる場合は、源
		するも	万円					されないものとし				するも万円					されないものと
		の C)	以下					た場合の金額によ				ので) 以下					た場合の金額に
		- -	100			0	0	る。				100		0	0		る。
		-	万円									万円					
			以下									以下					
		Į.	50万				第 3					50万			ļ	第 3	
			円以				類教					円以			<u> </u>	類教	

	下	育機				下		育機	
		関の						関の	
		長						長	
	自動車4,00	行財	1 金額は、賃料	請負13	使用自動車	4,00		行財	100万円を超;
	借上料 0万	政局	の年額又は総額	(~	料及借上料	0万		政 局	ものについてに
	円超	長	を表す。賃料が減	Ø	び貸	円超		長	理契約を要する
	4,00	契約	額される場合は、	他)	借料	4,00		契約	
	0万	監理	減額されないも			0万		監理	
	円以	課長	のとした場合の			円以		課長	
	下		金額による。			下			
	80万	0 0	2 80万円を超え			100	0	0	
	円以		るものについて			万円			
	下		は経理契約を要			以下			
	20万	第 3	する。			20万		第 3	
	円以	類教				円以		類教	
	下	育機				下		育機	
		関の						関の	
		長						長	
	自動車 50万	第 3	金額は、賃料の年	物 品 13	使用自動車	4,00		行財	1 金額は、
	借上料円以	類教	額又は総額を表	の借	料及借上料	0万		政局	の年額又は
	(市長下	育機	す。賃料が減額さ	入れ	び貸	円超		長	を表す。賃料
	が指定	関の	れる場合は、減額		借料	4,00		契約	額される場合
	するも	長	されないものとし			0万		監理	減額されな
	の C)		た場合の金額によ			円以		課長	のとした場
			る。			下			金額による。
請負13	使用自動車4,00	行財	100万円を超える			80万	0	0	2 80万円を
(~	料及借上料0万	政局	ものについては経			円以			るものについ
O	び貸門超	長	理契約を要する。			下			経理契約を引

他)	借料	4,00				契約	
		0万				監理	
		円以				課長	
		下					
		100		0	0		
		万円					
		以下					
		20万				第 3	
		円以				類教	
		下				育機	
						関の	
						長	
	自動	車 20万				第 3	
	借上	料円以				類教	
	(市	長下				育機	
	が指	定				関の	
	する	€				長	
	の B)						
	自動	車全て		0	0		
	借上	料 20万				第 3	
	(9	ク円以				類教	
	シー	利下				育機	
	用料)				関の	
	(乗	車				長	
	票に	よ					
	るも						
	の)						
請負13	使用自動	車 200	0				自動車借上料の

				20万					第 3	る。
				円以					類教	
				下					育機	
									関の	
									長	
請負1	. 3	使用	自動車	200	0					自動車借上料の契
(そ		料及	借上料	万円						約を貸借で締結す
の		び貸	(市長	超						る場合、金額は、
他)、		借料	が指定	200		0				賃料の年額又は総
物品			するも	万円						額を表す。賃料が
の借			のB、C)	以下						減額される場合
入れ				100			0	\circ		は、減額されない
				万円						ものとした場合の
				以下						金額による。
請負1	. 3	使用	自動車	20万					第 3	
(そ		料及	借上料	円以					類教	
Ø		び貸	(市長	下					育機	
他)		借料	が指定						関の	
			するも						長	
			の B)							
物品 1	. 3	使用	自動車	50万					第 3	金額は、賃料の年
の借		料及	借上料	円以					類教	額又は総額を表
入れ		び貸	(市長	下					育機	す。賃料が減額さ
		借料	が指定						関の	れる場合は、減額
			するも						長	されないものとし
			の C)							た場合の金額によ
										る。
請負1	. 3	使用	自動車	全て			0	\circ		

	(3	-	料及	借上料	万円								約を貸借で締結す			(そ	料及	借上料	20万						第 3		
	の		び貸	(市長	超								る場合、金額は、			0	び貸	(タク	円以						類教		
	他)	,	借料	が指定	200			0					賃料の年額又は総			他)	借料	シー利	下						育機		
	物占	1		するも	万円								額を表す。賃料が					用料)							関の		
	の借	当		のB、C)	以下								減額される場合					(乗車							長		
	入れ	ι			100				0	0			は、減額されない					票によ									
					万円								ものとした場合の					るも									
					以下								金額による。					の)									
	[略] [略] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略] [略	序][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略][略] [略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略][剛	8][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
06	調達	1 5	原材	原材料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超える		06	調達 15	原材	原材料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超える
			料費	費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経				料費	費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経
					160				0	0			理契約を要する。						1 0 0				0	0			理契約を要する。
					万円	-													万円								
					以下														以下								
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
				原材料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					原材料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				費(市	160				0	0								費(市	1 0 0				0	0			
				長が指	万円	-												長が指	万円								
				定する	以下													定する	以下								
				ものA)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							ものA)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
[略][略] [略][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略][剛	序][略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
08	調達	1 7	備品	一般備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超える	C	80	調達 17	備品	一般備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超える
			購入	品費、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経				購入	品費、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		ものについては経
			費	重要備	160				0	\bigcirc			理契約を要する。				費	重要備	100				\circ	0			理契約を要する。
				品費	万円	-												品費	万円								
					以下														以下								

					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
												[略]	[略]
				品費、	160				0	0			
				重要備	万円								
				品費	以下								
				(市長	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
				が指定									
				するも									
				のA)									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	売却				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	(物				10万						第 3		
	品そ				<u>円</u> 以						類教		
	の				下						育機		
	他)										関の		
	(法										長		
	令 等												
	によ												
	り金												
	額が												
	定ま												
	って												
	いる												
	ŧ												
	の)												
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

İ	Ì	İ	ĺ	İ	 -	 - m#-	 - :::::::::::::::::::::::::::::::::::	 - m#= -1	 	 - m#- 7	 - m#- 7		I
					[略]								
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					100				0	0			
				重要備	万円								
				品費	以下								
				(市長	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
				が指定									
				するも									
				のA)									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	売却				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	(物				20万						第 3		
	品そ				<u>円</u> 以						類教		
	の				下						育機		
	他)										関の		
	(法										長		
	令等												
	によ												
	り金												
	額が												
	定ま												
	って												
	いる												
	ŧ												
	の)												
		[略]	[略]	[略]	[略]	「略ヿ	「略ヿ	「略ヿ	「略ヿ	「略ヿ	「略]	[略]	
	L 1	L H]			' ' ' ' '	u _			L., H]		5.7H J	_ LH]	

[略][略]	[略][岡	略] [[略]	[略]	[略]	[略]	[略]] [略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略	[略]] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	物品		-	-	200		0						1	金額	頁は、	賃料	15	物品		_	_	500	0							1 金額は、賃料
	の貸				万円								0)年額	頁又は	総額		の貸	Č.			万円								の年額又は総額
	付				超								を	表す	。賃料	が減		付				超								を表す。賃料が減
													額	頂され	る場合	合は、						500		0						額される場合は、
													減	越額 さ	れな	いも						万円								減額されないも
													0)	っとし	た場	合の						以下								のとした場合の
					200			0					金	え額に	よる。							200			0					金額による。
					万円								2	賃料	斗の減	額に						万円								2 契約を更新す
					以下								2	ついて	は、局	長の						以下								る場合、その内容
					100				0	0			専	ア決と	する。							100				0	0			に変更のないも
					万円								3	Z 0.	り項に	おけ						万円								の(消費税に係る
					以下								る	5 決裁	区分に	は、賃						以下								変更以外に変更
					20万						第 3		料	4の納	対期に	つい						20万						第 3		のないものを含
					円以						類教		7	別段	どの定	めを						円以						類教		む。)については、
					下						育機		す	つる場	合に	準用						下						育機		500万円を超える
											関の		す	⁻ る。														関の		ものについても、
											長																	長		局長が専決する
																														ことができる。
																														3 賃料の減額に
																														ついては、局長の
																														専決とする。
																														4 この項におけ
																														る決裁区分は、賃
																														料の納期について
																														別段の定めをする
																														場合に準用する。
																														ただし、契約締結

1	∼ 15	[]	各]										1	~ 15		咯]							
(注)												(}	È)									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略][略][略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略][略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略][略]	[略]	[略][略][略]	[略]	[略]	[略]
																							ることができ
																							も、局長が専
																							えるものにつ
																							ては、500万円
																							をする場合に
																							ついて別段の
																							後に賃料の納

附則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市選告示第9号

任期満了に伴う選挙により選出された委員において、委員長の選挙を行った結果、次の者が 当選した。

令和5年12月26日

神戸市選挙管理委員会 委員長 安 達 和 彦

- 1 住所 神戸市須磨区若木町1丁目11番1号
- 2 氏名安達 和彦

神戸市選告示第 10 号

神戸市選挙管理委員会規程(昭和51年8月1日神戸市選告示第1号)第4条第1項の規定により、委員長の職務を代理する委員に次の者を指定した。

令和5年12月26日

神戸市選挙管理委員会 委員長 安 達 和 彦

- 1 住所 神戸市東灘区御影山手 6 丁目 10 番 28 号
- 2 氏名村上 雅彦